

**南海トラフ地震における  
具体的な応急対策活動に関する計画**

**令和5年5月23日  
中央防災会議幹事会**



# 目次

第1章 具体計画の適用について	1
1. 具体計画の位置づけ	1
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立	2
(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準	2
(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置	3
(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携	4
(4) 被災者生活・生業再建支援チームの開催	4
(5) 感染症への対策	4
3. タイムラインに応じた目標行動	5
4. 用語の定義	5
第2章 緊急輸送ルート計画	7
1. 趣旨	7
2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置	7
(1) 緊急輸送ルート計画	7
(2) 緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧	8
(3) 必要な交通規制の実施	9
(4) 港湾及び河川等の活用	10
第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画	11
1. 趣旨	11
2. 救助・救急、消火等に必要となる部隊の動員の考え方	11
3. 広域応援部隊の派遣先	12
(1) 被害想定を踏まえた派遣	12
(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正	13
(3) 広域応援部隊の派遣手順	14
(4) 発災時の情報共有	15
4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点	15
(1) 部隊の進出のための拠点	15
(2) 部隊の活動のための拠点	18
5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援	18
(1) 部隊間の活動調整	18
(2) 部隊の活動支援	18
6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械	19
(1) 従事する活動及び規模	19
(2) 航空機の運用の考え方	19
(3) 艦船・船舶の運用の考え方	20
(4) 災害対策用機械の運用の考え方	21
7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針	21
(1) 警察庁	21
(2) 消防庁	24

(3) 防衛省	26
(4) 国土交通省	27
8. 後発地震発生時の対応	28
第4章 医療活動に係る計画	30
1. 趣旨	30
2. 国、都道府県の役割	30
(1) 被災都府県の役割	30
(2) 国の役割	31
3. 発災直後のDMAT派遣	32
(1) DMATの派遣要請	32
(2) DMATの参集	32
(3) DMATへの任務付与及び指揮	34
4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復	34
5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	35
(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義	35
(2) 患者搬送の考え方	35
(3) 航空搬送拠点	36
(4) 広域医療搬送	38
(5) 地域医療搬送	38
6. DMAT以外の医療チームの活動	39
7. 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等	39
第5章 物資調達に係る計画	42
1. 趣旨	42
2. 対象となる被災府県	42
3. プッシュ型支援による物資調達	42
(1) 対象品目	42
(2) 実施手順	42
(3) 基本8品目の必要量	43
4. プル型支援による物資支援	45
5. 飲料水の調達	46
6. 物資の輸送手段の確保	47
7. 物資輸送における役割分担	47
8. 広域物資輸送拠点等の確保	48
(1) 広域物資輸送拠点等の定義	48
(2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保	48
9. 全国的な物資不足等への対応	49
10. 平時の生産・流通体制への早期回復	49
第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画	50
I 燃料供給	50
1. 趣旨	50
2. 石油業界における基本的な燃料供給体制	50
(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築	50
(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携	50

3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」	50
(1) 重点継続供給	50
(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有	51
4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」	51
(1) 重要施設への優先供給体制	51
(2) 優先供給要請の手順	52
(3) 費用の負担	52
5. 臨時の給油施設に対する供給手順	52
6. 燃料輸送・供給体制の確保	52
(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保	52
(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保	53
7. 全国的な燃料不足への対応	54
Ⅱ 電力・ガスの臨時供給	55
1. 趣旨	55
2. 電力業界における広域での需給調整体制	55
3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制	55
(1) 電力業界	55
(2) ガス業界	56
4. 重要施設への臨時供給	56
(1) 電力業界	56
(2) ガス業界	57
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	57
Ⅲ 通信の確保	58
1. 趣旨	58
2. 被災地方公共団体等に対する支援体制	58
3. 総務省・電気通信事業者間の協力体制	58
4. 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保	59
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保	60
第7章 防災拠点	61
1. 防災拠点の種類及び機能	61
2. 海上輸送拠点	62
3. 大規模な広域防災拠点とその役割	63

別表 2-1	緊急輸送ルート of 路線及び区間.....	66
別表 3-1	都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制.....	90
別表 3-2	「広域進出拠点 (◎)」、重点受援県内の「進出拠点 (○)」、 「DMAT 陸路参集拠点 (○)」(候補地) の一覧.....	91
別表 3-3	航空機用救助活動拠点 (候補地).....	94
別表 4-1	被災地内の航空搬送拠点候補地.....	96
別表 4-2	被災地外の航空搬送拠点候補地.....	98
別表 5-1	プッシュ型支援における必要量.....	100
別表 5-2	飲料水の必要量.....	105
別表 5-3	広域物資輸送拠点.....	106
別表 5-4	プッシュ型物資支援の標準対象品目.....	110
別表 6-1	製油所・油槽所.....	111
別表 7-1	海上輸送拠点 (受入港).....	114
別図 2-1	緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図.....	116
別図 2-2	緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図 (詳細版).....	125
別図 4-1	DMAT の陸路参集のイメージ.....	168
別図 4-2	各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係.....	172

<p>平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定  平成 29 年 6 月 23 日第 1 回改定  令和元年 5 月 27 日第 2 回改定  令和 2 年 5 月 29 日第 3 回改定  令和 3 年 5 月 21 日第 4 回改定  令和 4 年 6 月 10 日第 5 回改定  令和 5 年 5 月 23 日第 6 回改定</p>
---

# 第1章 具体計画の適用について

## 1. 具体計画の位置づけ

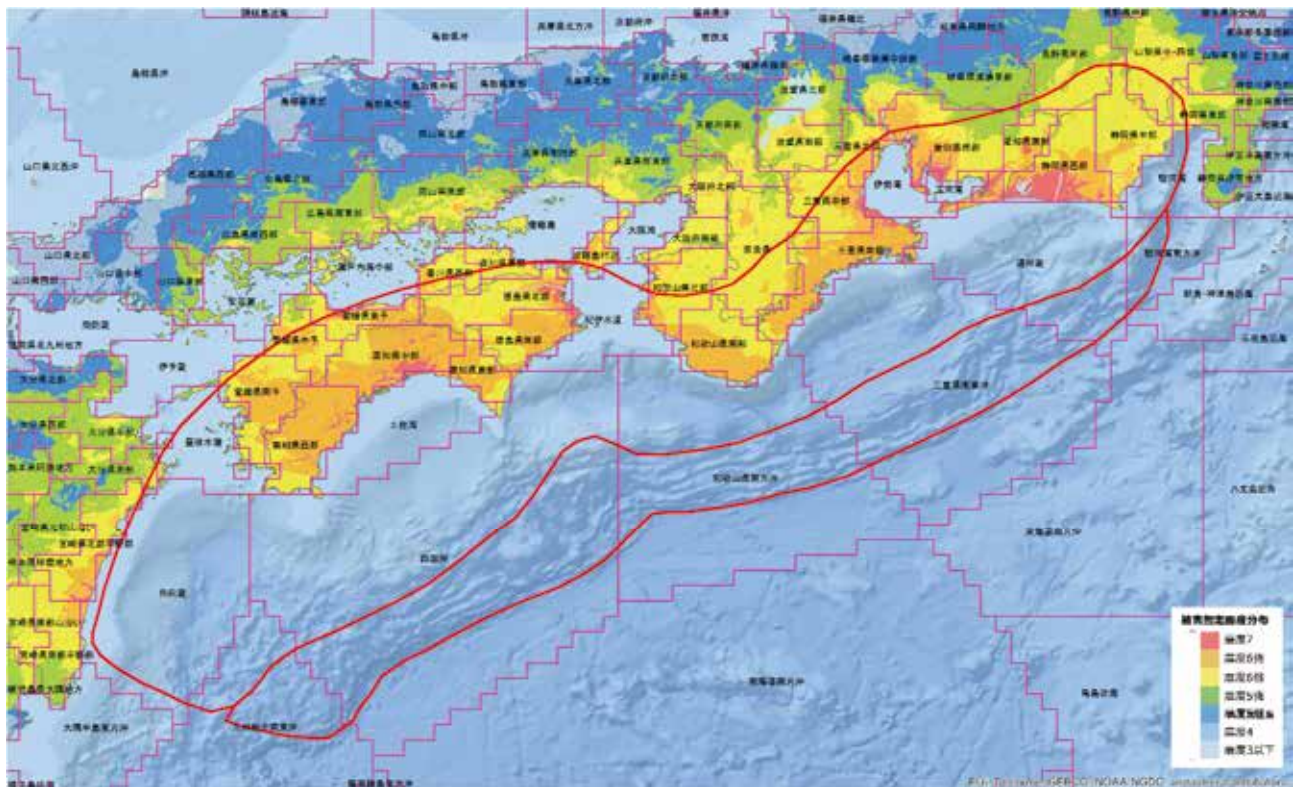
- (1) この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特措法」という。）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議。以下「推進基本計画」という。）」第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田恵昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定（以下「被害想定」という。）に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある先発地震発生時の対応について定めている。
- (3) 具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。

## 2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

### (1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

- ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
  - ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合
  - イ モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合（以下「先発地震が発生した場合」という。）
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域<sup>1)</sup>と震央地名図<sup>2)</sup>



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/>



## (2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、推進基本計画の定めるところにより、速やかに緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定するとともに、必要があると認めるときは、災害緊急事態の布告を閣議にて決定し、速やかに法第 108 条の規定に基づく災害緊急事態への対処基本方針を定める。
- ② 対処基本方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
  - ア 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確認し、緊急通行車両等の通行の確認に全力を挙げること
  - イ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT<sup>1</sup>）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
  - ウ 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
  - エ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
  - オ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること
  - カ 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと
  - キ 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者等に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること
- ③ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、緊急災害対策本部長が推進基本計画の定めるところにより、特措法第 3 条の南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を管轄する都府県知事及び推進地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対して警戒する措置（以下「後発地震警戒措置」という。）をとるべき旨を指示した場合は、対処基本方針には、上記②に掲げる事項に加え、次のとおり警戒する措置に関する事項を定めるものとする。
  - ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域において、地方公共団体が行う地域住民等の避難及び企業等が行う施設等の従業員・利用者等の安全確保等の警戒措置に関し、必要な支援を行うこと
  - イ 国民及び企業等に対し、事前の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）に係る

<sup>1</sup> DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム。大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

周知を徹底するため、関係する地方公共団体との連携を密にすること  
ウ 南海トラフ域の地震活動、地殻変動の監視を十分に行い、情報の収集・分析を的確に実施するとともに、国民や地方公共団体、関係機関に的確に情報を提供すること

- ④ 緊急災害対策本部は、2.(1)①ア及びイの場合における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行うとともに、2.(1)①イの場合における都府県知事及び市町村長が後発地震警戒措置を実施するために必要な支援についての総合調整を行う。

(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携

- ① 政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方において、被害の状況等に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。
- ② 現地対策本部は、被災都府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。
- ③ 現地対策本部は、関係する省庁、都府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマ（主な災害対応）に沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。
- ④ 現地対策本部は、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の的確な調整を行うため、調整会議を開催するものとする。
- ⑤ 電力供給網、通信網等に支障が生じた場合には、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省その他の関係省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、速やかにライフライン施設の応急復旧を図るため、合同会議、調整会議等における対処方針等に基づき、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等の現場での実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(4) 被災者生活・生業再建支援チームの開催

- ① 内閣官房は、被災者の生活や生業の再建を迅速・円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される被災者生活・生業再建支援チームを開催し、関係機関と連携して対応にあたるものとする。

(5) 感染症への対策

- ① 感染症の流行状況を踏まえ、防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

### 3. タイムラインに応じた目標行動

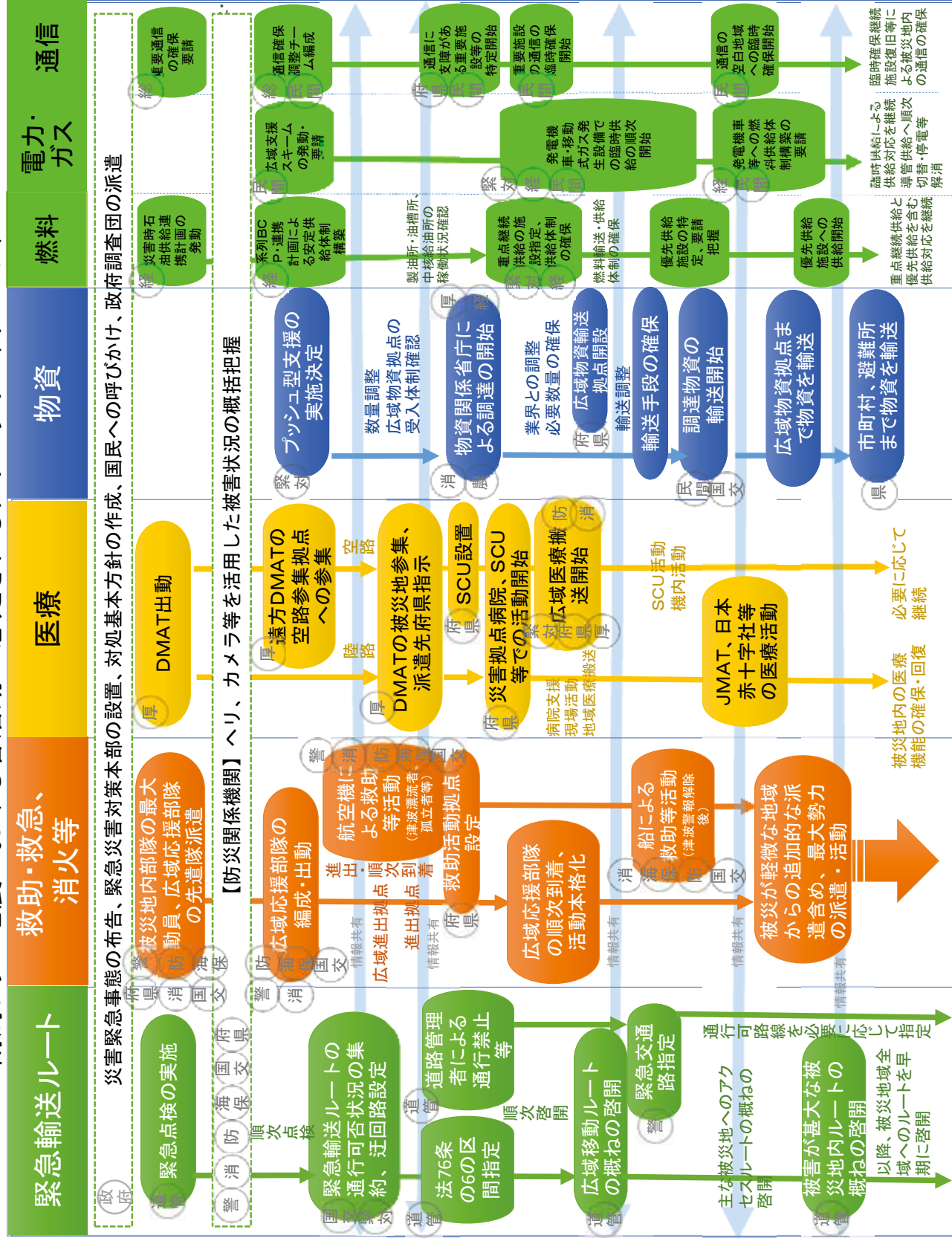
- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた6頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

### 4. 用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- ア 南海トラフ地震：特措法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
- イ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
- ウ 被災都府県：推進地域をその区域に含む都府県をいう。
- エ 被災府県：被災都府県から東京都を除いた府県のうち、各章の個別の記載内容に対応する関係地方公共団体をいう。
- オ 防災拠点：第7章 1.(3)の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、章ごとにその詳細を定める。

# 南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

## 第2章 緊急輸送ルート計画

### 1. 趣旨

- (1) 緊急輸送ルート計画は、被災府県の被害が甚大な地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から、部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ通行を確保すべき道路を定めるものである。
- (2) 緊急輸送ルートは、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な地震・津波被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワークである。
- (3) 発災時には、被害の全容把握に時間を要することが予想される中であっても、あらかじめ選定した緊急輸送ルートについて、他の道路に優先して通行可否情報（通行不可の場合における迂回ルート情報を含む。）を遅滞なく集約し、防災関係機関間で情報共有を速やかに行うとともに、早期に通行確保を行うことが重要である。このための備えとして、あらかじめ地図情報も含めて防災関係機関間で広く情報共有を図るとともに、発災時の情報共有や緊急通行車両等の通行の確保のための具体的な手順を明らかにする。
- (4) 防災関係機関は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインを目安に、緊急輸送ルートの確保に関する活動を連携して実施する。

### 2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置

#### (1) 緊急輸送ルート計画

- ① 緊急輸送ルート計画に緊急輸送ルートとして定める道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして選定<sup>2</sup>したものである。（別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間、別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点一覧図）
- ② 防災関係機関は、発災後、緊急輸送ルート計画に定められた道路に対して、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等の通行の確保の

<sup>2</sup> 緊急輸送ルートは、この計画において以下の4種類の考え方で整理している。

- ・ 広域移動ルート：部隊等の広域的な移動のためのルート。主に高速道路又は直轄国道により構成される。高速道路と直轄国道等の幹線道路としての機能が重複している場合には、高速道路を優先している。また、都市部においては、発災時の混雑等による通行困難等も加味し、環状的なネットワークも考慮している。
- ・ 被災地内ルート：甚大な地震・津波被害が想定される地域内のルート。
- ・ 代替ルート：被災地内ルートのうち、想定津波浸水域を通過し、津波浸水により通行できない可能性が高い場合に考慮するルート。
- ・ 拠点接続ルート：人命の安全確保のために特に重要で代替拠点を確保することが困難と見込まれる航空搬送拠点及び製油所・油槽所と上記のルートの間を接続するルート。

ための活動を最優先で実施する。

- ③ 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスについては、各道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）が、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。
- ④ なお、発災時に実際に活動を展開するにあたっては、刻々と変化する、道路管理者や各施設管理者からの被災情報・通行可否情報等を踏まえ、ルートの見直しなど、柔軟に対応することが必要となる。

## （２）緊急輸送ルートの点検、啓開・応急復旧

- ① 国土交通省は、緊急輸送ルート等について、通行可否情報の共有、必要に応じた点検、啓開活動・応急復旧を行う。
- ② 国土交通省は、このタイムラインに応じて、緊急輸送ルート等について、他の道路管理者が管理するものも含め、
  - ア 通行可能区間（緊急通行車両のみか否かを含む）
  - イ 通行止め区間（通行止めの要因及び解除の見通し並びにその間の迂回ルート情報を含む）
  - ウ 点検中区間（点検完了の見通しを含む）
  - エ 未点検区間（未点検の要因を含む）を明らかにして、緊急災害対策本部に対して定期的に報告するものとする。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省と連携し、緊急輸送ルートの通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に共有する。
- ④ 現地対策本部は、その所管区域内の国土交通省地方整備局及び被災府県と協力して上記の情報収集を行うとともに、必要に応じて、通行の早期確保に関する調整を行い、その結果を速やかに緊急災害対策本部に報告するものとする。
- ⑤ 警察庁は広域交通管制システム、国土交通省は災害通行実績データシステムによって官民ビッグデータを活用し、相互に連携を図りつつ、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を緊急災害対策本部に提供する。
- ⑥ 道路管理者は、早期の道路啓開のため、バイク・自転車隊、カメラやUAV（無人航空機）等の活用のほか民間が保有する情報の活用による迅速な情報収集力の向上に努めるとともに、啓開用資機材を融通できるよう、民間も含めた資機材保有者間の情報共有及び資機材共有の仕組みを事前に構築しておく。
- ⑦ 道路管理者等は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。
- ⑧ 国土交通省は、迅速な救急救命活動や救急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。
- ⑨ 道路管理者等は、必要に応じて、自らの管理する道路について、法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。また、道路啓開の実施と併せ、啓開の支障とならないよう立ち往生車両を誘導し、滞留車両を円滑に移動させ、緊急通行車両等の通行を確保する。
- ⑩ 国土交通省は、津波による浸水が緊急輸送のための交通の確保の支障となる場合

には、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を迅速に行う。

- ⑪ 路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。
- ⑫ 道路管理者は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するために、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求める。また、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた現地体制、迂回路の設定や情報収集・提供装置の確保など、誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- ⑬ 国土交通省は、被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

### (3) 必要な交通規制の実施

- ① 被災都府県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、直ちに被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行う。
- ② 都府県公安委員会は、緊急交通路を指定するために必要があると認めるときは、法第76条の4第1項の規定に基づき、道路管理者等に対し、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとるべきことを要請する。
- ③ 警察庁は、緊急輸送ルートについて、道路管理者による道路啓開状況を踏まえ、都府県公安委員会が必要な緊急交通路を迅速かつ的確に指定するよう指導・調整を行い、緊急通行車両等の円滑な通行を確保する。
- ④ 緊急災害対策本部は、警察庁及び都道府県に対して、緊急自動車以外の災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の通行のため、都道府県公安委員会及び都道府県知事が緊急通行車両確認標章の交付を円滑に行うことができるよう必要な情報提供を行う<sup>3</sup>。
- ⑤ 南海トラフ地震発生時には、都市部において深刻な道路交通麻痺が想定されることから、被害が大きい地域の都市部における緊急輸送ルートの確保に際しては、自動車利用の制限、放置車両の移動など国民の理解・協力が不可欠である。そのため、政府、被災都府県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

<sup>3</sup> 災害対策基本法施行令等の改正により、令和5年9月1日からは、災害応急対策に従事する車両や緊急物資輸送車両等の緊急交通路の円滑な運行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けることが可能となる。

(国民への協力要請の例)

- ・ 通行禁止等の交通規制が行われた区域又は道路の区間を通行中の車両の運転者は、速やかに他の場所へ移動してください。
- ・ 通行禁止等の交通規制が行われている道路以外の場所への移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車し、緊急通行車両の通行や災害応急対策の実施の妨げとならないよう駐車してください。
- ・ 道路上に駐車する際には、道路啓開作業時に車両の移動を行えるようエンジンキーは付けたまま又は分かりやすい場所に置き、ドアはロックしないようにしてください。
- ・ 渋滞の発生を防ぐため、避難や家族の迎えなどに自動車は使用しないでください。

(4) 港湾及び河川等の活用

- ① 緊急災害対策本部及び国土交通省並びに被災都府県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場<sup>4</sup>など河川の活用を検討する。
- ② 上記①の活用に備えて、発災後、港湾管理者や漁港管理者、河川管理者は、津波の状況等を踏まえ、必要に応じて、海上輸送拠点に指定された港湾や地域防災計画に位置づけられた漁港、緊急用河川敷道路、緊急用船着場の点検を行う。

<sup>4</sup> 国土交通省は、防災業務計画において、災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を推進しており、例えば、淀川では緊急用河川敷道路を 65.5km、緊急用船着場を 9 箇所整備するなど、災害が発生した場合の河川の活用に備えている。



## 第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

### 1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震による甚大な被害に対して、人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、被災都府県内の警察・消防機関は、発災直後から救助・救急、消火活動等に必要な部隊を最大限動員するとともに、これらの活動の支援等のため、国土交通省は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員するものとする。さらに、国は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、全国から最大勢力の応援部隊を可能な限り早く的確に投入する必要がある。
- (2) このため、被災都府県内で動員する警察・消防・国土交通省 TEC-FORCE の部隊（以下「域内部隊」という。）に加えて、全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「国土交通省 TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）の初動期における派遣の方針と具体的な手順等を定める。

### 2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方

- (1) 域内部隊と広域応援部隊は、次に掲げる事項に関し、緊急災害対策本部による総合調整の下、緊密な連携を図りながら、救助・救急、消火活動等のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する。
  - ① 被害情報
  - ② 広域応援部隊の迅速な進出のための緊急輸送ルートの確保と必要に応じた交通規制の実施及びその情報共有
  - ③ 交通途絶を想定した部隊投入方法の多重化、特に航空機を活用した投入
  - ④ 部隊に対する優先的な燃料供給体制の確保、必要に応じた部隊間での相互協力
  - ⑤ その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策
- (2) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員
  - ① 被災地域に所在する警察・消防機関は、発災直後から、管内の被災地域に対して域内部隊を最大限動員して救助・救急、消火活動等に従事する（各都道府県の職員数は別表3-1のとおり）。また、これらの活動の支援等のため国土交通省 TEC-FORCE は管内部隊を最大限動員して、災害応急対策活動に従事する。
- (3) 広域応援部隊の派遣
  - ① 一方、被災地域内の警察・消防機関の勢力に比して甚大な被害が想定される県（以下「重点受援県」という。）に対しては、全国からの広域応援部隊を迅速に投入する必要がある<sup>5</sup>。
  - ② このため、具体計画では、被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生した場合においては、重点受援県として静岡県、愛知県、

<sup>5</sup> 国土交通省 TEC-FORCE は、各地方ブロックの津波浸水面積、全壊棟数を踏まえ、重点受援県以外の地域にも投入する。

三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県（以下「重点受援県10県」という。）を計画する。上記（2）記載の警察・消防機関のうち、重点受援県10県における勢力（別表3-1に掲げる当該10県の職員数の合計）及び受援地方整備局等<sup>6</sup>（以下「受援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の活動規模は以下のとおりであるが、これらに加え、全国からの広域応援部隊を派遣する。

警察： 約 36,700 人  
消防機関：消防職員 約 25,700 人  
消防団員 約 135,100 人  
国土交通省 TEC-FORCE： 約 890 人<sup>7</sup>

- ③ また、先発地震が発生した場合においては、DIS<sup>8</sup>被害推計結果を基に都府県毎の被害量を推計し、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、全国からの応援部隊を派遣する。
- ④ この際、重点受援県10県のうち、3.（2）②に規定する先発地震重点受援県を除く推進地域を管轄する自衛隊の災害派遣部隊は当該管轄する推進地域における災害応急対策活動の状況に応じて応援を行う一方、先発地震重点受援県以外の重点受援県に所在する警察、消防の陸上部隊は、当該県における災害応急対策活動の状況の如何にかかわらず後発地震に備えるための業務が多く見込まれるため応援は行わないなど、各機関の特性を考慮する。
- ⑤ 2.（3）③により、全国からの応援部隊を派遣した後であっても、実際の被害状況や後発地震警戒措置の状況等を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、撤退を含め柔軟な対応を行う。

#### （4）活動のための体制確保

- ① 警察、消防及び自衛隊は、各々の特性、能力及び知見に応じて救助・救急、消火活動等を行う。この際、被災状況調査、道路啓開、湛水排除などを行う国土交通省 TEC-FORCE をはじめとする防災関係機関と積極的に連携・協力するものとする。
- ② 救助・救急、消火活動等に必要な資機材、燃料、食料等については、当該活動を実施する機関が調達し携行する自己完結型を原則とするほか、感染症が流行している状況下においては、各部隊において感染症拡大防止のため、隊員の健康管理の徹底等必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 防災関係機関は、河川水、海水、下水処理水、農・工業用水等その他大都市地域に存在する水利を災害時に消火活動に利用できるよう、あらかじめ、施設管理者等と調整しておくものとする。
- ④ 救助・救急、消火活動等を行う機関は、高齢者、障害者等の要配慮者の迅速かつ円滑な救助等を行うため、地方公共団体等と連携した対応に努めるものとする。

### 3. 広域応援部隊の派遣先

#### （1）被害想定を踏まえた派遣

- ① 警察庁、消防庁及び防衛省は、被害想定（死者数及び自力脱出困難者数）を踏ま

<sup>6</sup> 中部・近畿・四国・九州の各地方整備局及び各運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局をいう。

<sup>7</sup> 国土交通省 TEC-FORCE の日最大派遣規模。

<sup>8</sup> DIS（Disaster Information Systems）：地震防災情報システム。

え、各地域ブロックの被害規模<sup>9</sup>に応じて広域応援部隊を派遣することを想定する。

- ② この際、それぞれの省庁において、部隊の役割や被災地域内に所在する勢力も考慮して、部隊の所在する地域ブロックを越えて派遣することも含め、広域応援部隊の派遣先、派遣規模等を計画する。

地方	対象府県		被害規模の目安
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね 4 割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね 2 割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね 3 割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね 1 割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

- ③ 国土交通省は、被害想定（津波浸水面積、全壊棟数）を踏まえ、各地域ブロックの被害規模に応じて国土交通省 TEC-FORCE を派遣することを想定し、深刻な被害が想定されるケースについて、国土交通省 TEC-FORCE 等の広域派遣先、派遣規模を計画する。

地方	被害規模の目安	
	中部地方の被害想定が最大となるケース <sup>注1</sup>	四国地方の被害想定が最大となるケース <sup>注2</sup>
中部地方	概ね 4 割	概ね 3 割
近畿地方	概ね 2 割	概ね 2 割
四国地方	概ね 3 割	概ね 4 割
九州地方	概ね 1 割	概ね 1 割

(注 1) 中部地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、駿河湾から紀伊半島沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、中部地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

(注 2) 四国地方の被害想定が最大となるケースは、揺れによる被害が最大となると想定される強震動生成域が最も陸域側の場所で発生するとともに、四国沖で大きなすべり（大すべり域・超大すべり域）が発生し、四国地方の津波高が他の地域に比べ高くなり、大きな被害が想定されるケース。

## (2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正

- ① 南海トラフ巨大地震の場合、重点受援県 10 県が甚大な被害を受ける可能性が高いと見込まれているが、発災時には、具体計画を基礎としつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。
- ② 先発地震が発生した場合においては、被害想定を基礎としつつ、DIS被害推計

<sup>9</sup> 被害規模は、平成 24 年 8 月 29 日の対策検討 WG による南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。

結果を基に、都府県毎の被害量（死者数及び自力脱出困難者数）を推計の上、重点受援県を特定（以下「先発地震重点受援県」という。）し、先発地震重点受援県を含む地域ブロック毎の被害規模及び実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

### （３）広域応援部隊の派遣手順

#### ① 迅速な出動決定

ア 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されない地域に所在する警察災害派遣隊、緊急消防援助隊及び国土交通省 TEC-FORCE 並びに北海道・東北地方等に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、直ちに出動する。

イ 南海トラフ巨大地震によって被害が想定されている地域の広域応援部隊については、発災後、被害が軽微である場合には早期に出動するものとし、一定の被害が生じている場合には災害応急対策の状況に応じて出動するものとする。

#### ② 進出の手順

ア 出動する広域応援部隊は、被災地域に向かう一次的な進出目標である広域進出拠点に向けて進出を開始し、被災状況に応じて、重点受援県に進出するための進出拠点にできる限り速やかに進出する。

イ 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、できる限り速やかに広域応援部隊を被災地に到達させるため、緊急災害対策本部の調整の下、進出経路や距離等を考慮して派遣先を決定する。

ウ 緊急災害対策本部は、発災後、広域応援部隊が進出するために使用する広域進出拠点及び進出拠点の情報を警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省から速やかに収集し、これらの拠点の所管省庁を通じて、使用に関する管理者の承諾を包括的に得るものとする。

#### ③ 広域応援部隊の派遣規模

ア 重点受援県 10 県以外の警察、消防の広域応援部隊がすべて出動可能な場合における派遣規模<sup>10</sup>は以下のとおりである。

警察災害派遣隊：約 16,000 人<sup>11</sup>

緊急消防援助隊：約 21,100 人／5,500 隊<sup>12,13</sup>

イ 自衛隊の災害派遣部隊（重点受援県に所在する部隊も含む。）の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

自衛隊の災害派遣部隊：約 110,000 人

ウ 応援地方整備局等<sup>14</sup>（以下「応援地整等」という。）管内の国土交通省 TEC-FORCE の最大限の派遣規模は以下のとおりである。

国土交通省 TEC-FORCE：約 1,360 人

<sup>10</sup> 派遣規模とは、被災地である重点受援県への派遣を予定している部隊の総数であり、ある特定の時点における活動規模を示すものではない。

<sup>11</sup> 域内の警察も含め、約 52,000 人態勢。

<sup>12</sup> 域内の消防職員も含め、約 46,700 人態勢。このほか、域内では消防団員約 135,000 人も対応。

<sup>13</sup> 緊急消防援助隊の数値は重点受援県を除く 37 都道府県の緊急消防援助隊登録隊数（令和 4 年 4 月時点）の合計。

<sup>14</sup> 北海道開発局、東北・関東・北陸・中国の各地方整備局、北海道・東北・関東・北陸信越・中国の各運輸局、東京航空局をいう。

#### (4) 発災時の情報共有

- ① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、発災後、第1章 3. に掲げるタイムラインに応じた目標行動を踏まえ、次の項目について、派遣部隊等の進出・活動状況を取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
  - ア 出動部隊名、所在地
  - イ 人員数
  - ウ 出動時間
  - エ 派遣先
  - オ 進出・活動状況（広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点への到達状況）
- ② 緊急災害対策本部は、発災後その時点で判明している被害状況に基づき、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、緊急輸送ルートの通行可否情報、燃料補給に関する情報その他広域応援部隊の派遣に必要な情報の提供を定期的に行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。
- ③ 現地対策本部は、緊急災害対策本部が集約した所管区域への広域応援部隊の進出・活動状況を踏まえ、所管区域の都府県災害対策本部と連携しつつ、警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省に対して、部隊活動に必要な情報（被害状況、緊急輸送ルートの確保状況、航空機用救助活動拠点（4.（2）参照）及び海上輸送拠点の利用可否情報等）の提供を行い、必要に応じてそれぞれの派遣方針を集約・調整する。

#### 4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点

##### (1) 部隊の進出のための拠点

- ① 広域進出拠点・進出拠点
  - ア 発災後、各部隊が、3. に掲げる手順により重点受援県が属する被災地域に向かう一次的な進出目標を「広域進出拠点」、各部隊が受援都府県に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。
  - イ 具体計画では、「広域進出拠点」及び重点受援県内の「進出拠点」を別表3-2のとおり定める。
  - ウ 広域進出拠点及び進出拠点の管理者は、被災都府県と連携し、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。
  - エ 広域応援部隊は、発災時には、進出する広域進出拠点及び進出拠点について、その被災状況、利用状況に応じて柔軟に決定する。
- ② 陸路での進出が難航すると見込まれる地域へのアクセス
  - ア 南海トラフ巨大地震による津波により、発災後しばらくの間は、陸路による到達が難航すると見込まれる以下の市町村については、空路、海路によるアクセスも想定する。
  - イ なお、発災後しばらくの間は大津波警報・津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、ヘリ・航空機を活用した空からの救出救助・消火活動（部隊投入を含む。）を想定する。
  - ウ 下表は、モデル検討会が想定した津波浸水地域をもとに、陸路到達が難航すると見込まれる市町村を抽出したものであるが、落橋、液状化、土砂災害等による陸路到達難航地域については、地方公共団体において、そのアクセス方法を具体的に検討しておくべきである。

津波浸水により陸路到達が難航すると見込まれる市町村		陸路以外のアクセス方法 (例)	周辺の航空機用 救助活動拠点 (例)
高知県	土佐清水市	空路：土佐清水総合公園 海路：大岐海岸（砂浜）	宿毛市総合運動公園
高知県	安田町、馬路村	空路：大野台地ヘリポート 海路：安田川河口部（砂浜）	室戸広域公園
高知県	奈半利町、田野町 北川村	空路：奈半利港緑地 海路：奈半利港	室戸広域公園
高知県	室戸市	空路：室戸広域公園 海路：室戸岬漁港	室戸広域公園
高知県	東洋町	空路：東洋町防災ヘリポート 海路：白浜（砂浜）	野外交流の郷まぜのおか
和歌山県	太地町	空路：太地町町民グラウンド	新宮市民運動競技場
徳島県	海陽町	空路：野外交流の郷まぜのおか	野外交流の郷まぜのおか
愛媛県	愛南町	空路：第3号南予レクリエーション都市公園	第3号南予レクリエーション都市公園

(注) 上記地域は、被害想定による津波浸水深（各パターンのうち最大となるもの）に対して、緊急輸送ルートとして計画する道路の概ねの路面の高さや規格に加え、代替ルートの有無を考慮し、都道府県等の意見を踏まえ、内閣府において暫定的に抽出したものを。

### ③ 民間フェリーを活用した進出

ア 広域応援部隊進出のために民間フェリーの利用を想定する区間は次表のとおりである。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省から要請があった場合には、国土交通省を通じて、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、必要なスペース確保等について、海上運送事業者と調整を行う<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> 国土交通省 TEC-FORCE については、初動期における救助・救急、消火活動等の支援のために必要な道路啓開・湛水排除等を行う部隊を、警察、消防及び自衛隊の部隊とともに速やかに輸送できるよう調整を行う。また、これ以降においても、TEC-FORCE の輸送を継続するよう調整を行う。

省庁名	区間		規模			
	起点	終点	人員	車両		
警察庁	苫小牧港	八戸港	約 800 人	約 200 台		
	苫小牧港	仙台塩釜港				
	苫小牧港	茨城港				
	苫小牧港	新潟港				
	苫小牧港	敦賀港				
	小樽港	新潟港				
	小樽港	舞鶴港				
	函館港	大間港				
	函館港	青森港				
	那覇港	鹿児島港			約 220 人	約 50 台
消防庁 <sup>16</sup>	苫小牧港	八戸港	約 1,540 人	約 390 台		
	苫小牧港	仙台塩釜港→ 名古屋港				
	苫小牧港	大洗港				
	苫小牧港	敦賀港				
	小樽港	新潟港				
	小樽港	舞鶴港				
	函館港	大間港				
	函館港	青森港				
	那覇港	鹿児島港			約 270 人	約 70 台
	那覇港	志布志港 <sup>17</sup>				
防衛省	苫小牧港	八戸港	約 12,000 人	約 3,000 台		
	苫小牧港	仙台塩釜港				
	苫小牧港	茨城港				
	苫小牧港	新潟港				
	苫小牧港	敦賀港				
	小樽港	新潟港				
	小樽港	舞鶴港				
	函館港	大間港				
	函館港	青森港				

<sup>16</sup> 消防庁の数値は、令和4年4月時点の緊急消防援助隊登録隊数。

<sup>17</sup> 那覇港から志布志港の活用に際しては、RORO船による車両の輸送を想定している。RORO船については他の区間でも利用される場合が想定されるが、過去の活用実績等を踏まえ記載したもの。

④ 民間航空機を活用した隊員の輸送

ア 広域応援部隊は、隊員の迅速な派遣のため、必要に応じて民間航空機を利用する可能性を想定する。

イ 緊急災害対策本部は、警察庁、消防庁又は防衛省からの要請があった場合、必要に応じ、国土交通省を通じて、民間航空会社への協力要請を行う。

(2) 部隊の活動のための拠点

① 域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点を「救助活動拠点」という。被災地方公共団体は、「救助活動拠点」をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとする。

② 救助活動拠点のうち、

ア 災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点

イ 甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点

については、航空機用救助活動拠点として、発災後速やかに利用できるよう別表3-3のとおり候補地を明確化する。

5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊間の活動調整と活動支援

(1) 部隊間の活動調整

① 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省は、部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、緊急災害対策本部、現地対策本部のほか、被災都府県及び被災市町村の災害対策本部において、活動調整会議等により、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（救難情報<sup>18</sup>、要救助者の所在場所、行方不明者の特定に資する情報、安全確保に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針等の調整を行う。また、緊急災害対策本部及び現地対策本部は、災害応急対策活動の全般を把握して広域的に部隊及び資機材の再配分等が必要な場合において総合調整を行う。

② 災害現場で活動する警察、消防及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE 及び災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

③ 救助・救急、消火活動等に従事する実動部隊は、防災相互通信用無線などの現地における直接的な通信手段のほか、被災都府県・被災市町村の災害対策本部及び現地対策本部並びに実動部隊の合同調整所を通じて救難情報等の共有に努めるものとする。

(2) 部隊の活動支援

① 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、関係省庁等の協力を得て、部隊活動の安全確保のための専門的な助言等を行う体制を構築する。

<sup>18</sup> 家屋の下敷きになっている者がいる、孤立して救助を求めている者がいる等の救助が必要とされている状況に関する情報。



- ② 国土交通省 TEC-FORCE は、部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言等を行う。

## 6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械

### (1) 従事する活動及び規模

- ① 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する航空機（回転翼機を含む。）は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助・救急、消火活動、輸送活動、医療活動等に従事する。
- ② 警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省及び国土交通省の調整により運用する艦船・船舶は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、救助活動、消火活動、航路啓開活動、輸送活動、船舶交通の規制等に従事する。
- ③ これらの活動における航空機、艦船・船舶の規模は、次のとおりである。

（単位：航空機は機、艦船・船舶は隻）

調整主体	航空機		艦船・船舶
	回転翼機	固定翼機	
警察庁	約 40	—	約 60
消防庁	約 40	—	約 10
海上保安庁	約 45	約 25	約 350
防衛省	約 220	約 120	約 65
（うち、大型回転翼機）	約 35		
国土交通省	9	—	43
合計	約 350	約 140	約 530

- ④ 国土交通省の排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、衛星小型画像伝送装置（Ku-SAT）、対策本部車、待機支援車等の災害対策用機械は、それぞれの任務に応じて、情報収集活動、道路啓開活動、排水活動等に従事する。
- ⑤ これらの活動における災害対策用機械の規模は、以下のとおりである。  
 災害対策用機械：約 565 台（最大派遣規模）  
 うち排水ポンプ車 約 220 台

### (2) 航空機の運用の考え方

#### ① 重視する航空機の運用

##### ア 情報収集、人命救助のための航空機の運用

- （ア）被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- （イ）陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- （ウ）人命救助のための部隊の輸送及びDMA T 参集のための航空機の活用を重視する。

##### イ 医療搬送のための航空機の運用

- （ア）広域医療搬送のための航空機の活用を重視する。この際、傷病者の発生状況やSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）への患者の搬送状況を踏まえた航空機の追加配分を行う。

## ② 航空機の運用調整

- ア 被災都府県は、航空機を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- イ 広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都道府県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合は、緊急災害対策本部又は現地対策本部が主体となって調整を行う。この際、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用することにより、効率的かつ安全な運用を図るものとする。
- ウ 緊急災害対策本部又は現地対策本部は、被災地空域に集中する航空機の安全を確保するため、必要に応じて、一定空域での飛行の注意喚起・自粛要請、指定飛行経路等の設定、航空交通情報の提供エリア等の調整を行う。
- エ 現地対策本部又は被災都府県は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行うものとする。この際、現地対策本部又は被災都府県は国土交通省に対し、航空機の当該空域の飛行自粛に関する航空情報（ノータム）の発出を要請し、同省はその旨の航空情報を発出する。また、現地対策本部又は被災都府県は、報道機関等の協力団体に対し必要な協力を広く要請する。

## (3) 艦船・船舶の運用の考え方

### ① 重視する艦船・船舶の運用

- ア 津波による漂流者の救助のための艦船・船舶の運用
  - (ア) 漂流者の多数発生が予想される海域及び漂流者の状況が確認されていない海域（情報空白域）における海上捜索を重視する。
  - (イ) 救助した漂流者のうちで、重傷等により早期に医療機関へ搬送し治療する必要がある患者に対応するため、DMATをはじめとする医療チームを要請・乗船させることについて考慮する。
- イ 陸路での到達が困難な地域における艦船・船舶の運用
  - (ア) 津波被害等により陸路での到達が困難な地域への海上からの人員、物資、資機材等の輸送を重視する。
- ウ 消火活動のための艦船・船舶の運用
  - (ア) 船舶火災及び沿岸で発生した火災で艦船・船舶からの消火が効果的なものを重視する。
- エ 航路啓開活動のための艦船・船舶の運用
  - (ア) 海上輸送拠点へアクセスする航路の啓開に係る活動を重視する。
- オ 沿岸部の航空搬送拠点・SCUの補完
  - (ア) 沿岸部の航空搬送拠点・SCUなどの至近に政府艦船を着岸又は洋上に停泊させ、DMAT等と連携して当該拠点の補完として活用することを考慮する。

### ② 艦船・船舶の運用調整

- ア 被災都府県は、艦船・船舶を最も有効適切に活用するため、上記①に掲げる運用、その他各種活動支援のため艦船・船舶の運用に関し、現地対策本部と連携

- して必要な調整を行う。
- イ 国レベルでの艦船・船舶の運用を行う必要がある場合には、緊急災害対策本部が主体となって調整を行う。

#### (4) 災害対策用機械の運用の考え方

##### ① 重視する災害対策用機械の運用

###### ア 情報収集のための災害対策用機械の運用

(ア) 被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集を重視する。

###### イ 緊急輸送ルートを確認するための災害対策用機械の運用

(ア) 緊急輸送ルートを確認するための道路啓開、排水活動を重視する。

###### ウ 排水活動のための災害対策用機械の運用

(ア) 津波により深刻な浸水被害が発生した地域での排水活動を重視する。

###### エ 被災した地方公共団体支援のための災害対策用機械の運用

(ア) 庁舎が被災した地方公共団体の通信機能、電源等の確保を重視する。

### 7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省 TEC-FORCE の部隊派遣の方針

#### (1) 警察庁

##### ① 活動内容

ア 警察が派遣する警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、死体調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両等の先導、行方不明者の捜索、治安維持、被災者等への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

##### ② 部隊の運用

ア 警察は、警察庁調整の下、重点受援県に指定された 10 県警察を除く 37 都道府県警察について、南海トラフ地震発生後、管内の被害状況を確認し、部隊派遣が可能な場合には、直ちに広域進出拠点等に向けて部隊を出動させる。

イ 警察庁は、被災状況に応じて、各都道府県の警察災害派遣隊に対し、派遣先の都道府県を指示する。

ウ 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先は以下のとおりであるが、被災状況に応じて、派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

< 警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先等 >

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣方面
	管区	都道府県				
想定上、被害のない18道県	北海道	北海道	約 800 人	約 200 台	足柄 S A (静岡県小山町) 談合坂 S A (山梨県上野原市) 関 S A (岐阜県関市)	中部方面
					大津 S A (滋賀県大津市)	近畿 四国方面
	東北	青森県	約 1,300 人	約 325 台	足柄 S A (静岡県小山町) 談合坂 S A (山梨県上野原市) 関 S A (岐阜県関市)	中部方面
		岩手県				
		宮城県				
		秋田県			大津 S A (滋賀県大津市)	近畿 四国方面
		山形県				
	福島県					
	関東	栃木県	約 1,440 人	約 350 台	足柄 S A (静岡県小山町) 談合坂 S A (山梨県上野原市) 関 S A (岐阜県関市)	中部方面
		群馬県				
		埼玉県				
		新潟県			大津 S A (滋賀県大津市)	近畿 四国方面
	中部	富山県	約 510 人	約 125 台	関 S A (岐阜県関市)	中部方面
		石川県			賤ヶ岳 S A (滋賀県長浜市)	
		福井県			賤ヶ岳 S A (滋賀県長浜市)	近畿 四国方面
	中国 四国	鳥取県 島根県	約 330 人	約 75 台	古賀 S A (福岡県古賀市)	九州方面
					高梁 S A (岡山県高梁市)	四国方面
					三木 S A (兵庫県三木市)	近畿方面
	九州	佐賀県 長崎県	約 440 人	約 100 台	玖珠 S A (大分県玖珠町)	九州方面
					霧島 S A (宮崎県小林市)	
宮島 S A (広島県廿日市市)					四国 近畿方面	

	部隊の所在地		規模 (人)	車両数 (台)	派遣方面
	管区	都道府県			
南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する19都府県	関東	茨城県	約 10,900 人	約 2,750 台	被災状況に応じて、被害が甚大な地域を中心に派遣先・規模を決定
		千葉県			
		神奈川県			
		山梨県			
		長野県			
	警視庁	東京都			
	中部	岐阜県			
	近畿	滋賀県			
		京都府			
		大阪府			
		兵庫県			
		奈良県			
	中国 四国	岡山県			
		広島県			
		山口県			
	九州	福岡県			
		熊本県			
		鹿児島県			
		沖縄県			

- エ 先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち先発地震重点受援県を除く県に所在する陸上部隊は、①アに加えて、後発地震に備えるための業務を行うものとする。

(2) 消防庁

① 活動内容

ア 被災都府県（重点受援県 10 県を含む。）の部隊及び緊急消防援助隊は、情報収集、避難誘導、消火・延焼防止、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送等を行う。

② 部隊の運用

ア 即時出動する緊急消防援助隊

(ア) 消防庁は、被害が想定されない地域に属する 18 道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、佐賀県、長崎県）について、即時、広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。

(イ) これら即時出動を行う 18 道県の緊急消防援助隊の最大出動規模及び応援先等は、下表のとおりであるが、被害状況等に応じて、柔軟に変更するものとする。

<即時出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等>

部隊の所在地		最大出動規模※1			進出目標 (広域進出拠点)	応援先
地域	都道府県	隊員数 (人)	隊数 (隊)			
北海道	北海道	約 1,540 人	約 1,540 人	約 390 隊	その都度指定	被害状況等に応じて応援先を決定
東北地方	青森県	約 450 人	約 2,510 人	約 660 隊	足柄 SA 下り (静岡県小山町)	静岡県
	岩手県	約 400 人				静岡県、愛知県
	宮城県	約 500 人				三重県
	秋田県	約 370 人				静岡県、愛知県
	山形県	約 280 人				静岡県、三重県
関東地方	福島県	約 510 人	約 1,910 人	約 490 隊	足柄 SA 下り (静岡県小山町)	愛知県、和歌山県、高知県
	栃木県	約 440 人				三重県、徳島県
	群馬県	約 390 人				静岡県、和歌山県、高知県
北信越地方	埼玉県	約 1,090 人	約 1,630 人	約 420 隊	養老 SA 上り (岐阜県養老町) 草津 PA 下り (滋賀県草津市) 吹田 SA 下り (大阪府吹田市)	三重県、高知県
	新潟県	約 680 人				和歌山県、高知県
	富山県	約 350 人				徳島県、愛媛県
	石川県	約 320 人				香川県
中国地方	福井県	約 280 人	約 450 人	約 120 隊	高梁 SA 上り (岡山県高梁市) 福山 SA 上り (広島県福山市)	愛媛県、高知県、大分県
	鳥取県	約 190 人				徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県
九州地方	島根県	約 270 人	約 540 人	約 140 隊	別府湾 SA 下り (大分県別府市)	大分県
	佐賀県	約 210 人				宮崎県
合計			約 8,570 人	約 2,220 隊		

※1 令和4年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

イ 被害確認後に出動する緊急消防援助隊

(ア) 消防庁は、被害が想定される地域に属する都府県のうち重点受援県以外の 19 都府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）について、当該都府県の被害状況を確認後、重点受援県への緊急消防援助隊の出動が可能な場合は、直ちに広域進出拠点に向けて緊急消防援助隊の出動を指示する。

(イ) これら被害確認後に出動を行う 19 都府県の緊急消防援助隊の最大出動規模は、下表のとおりであるが、応援先については、被害状況等に応じて決定するものとする。

＜被害確認後に出動する緊急消防援助隊の最大出動規模、応援先等＞

部隊の所在地		最大出動規模 <sup>※1</sup>		進出目標 (広域進出拠点)	応援先
地域	都道府県	隊員数 (人)	隊数 (隊)		
関東地方	茨城県	約 730 人	約 4,820 人	約 1,210 隊	足柄 SA 下り (静岡県小山町) 駿河湾沼津 SA 下り (静岡県沼津市)
	千葉県	約 1,150 人			
	東京都	約 1,470 人			
	神奈川県	約 1,230 人			
	山梨県	約 250 人			
北信越地方	長野県	約 550 人	約 550 人	約 140 隊	内津峠 PA 下り (愛知県春日井市)
中部地方	岐阜県	約 530 人	約 530 人	約 140 隊	川島 PA 上り (岐阜県各務原市)
近畿地方	滋賀県	約 280 人	約 3,180 人	約 860 隊	吹田 SA 下り (大阪府吹田市) 紀ノ川 SA 下り (和歌山県和歌山市) 淡路 SA 下り (兵庫県淡路市) 橋本市運動公園 (和歌山県橋本市)
	京都府	約 490 人			
	大阪府	約 1,150 人			
	兵庫県	約 970 人			
	奈良県	約 300 人			
中国地方	岡山県	約 510 人	約 1,540 人	約 410 隊	吉備 SA 下り (岡山県岡山市) 小谷 SA 上り (広島県広島市) 壇之浦 PA 下り (山口県下関市)
	広島県	約 660 人			
	山口県	約 370 人			
九州地方	福岡県	約 790 人	約 1,610 人	約 430 隊	別府湾 SA 下り (大分県別府市) 霧島 SA 下り (宮崎県小林市)
	熊本県	約 420 人			
	鹿児島県	約 390 人			
沖縄県	沖縄県	約 270 人	約 270 人	約 70 隊	
合計		約 12,500 人		約 3,260 隊	

被害状況等に応じて  
応援先を決定

※1 令和4年4月時点の緊急消防援助隊の登録隊数をベースにした数値。

ウ 重点受援県 10 県の陸上部隊

(ア) 先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち、先発地震重点受援県を除く県に所在する陸上部隊は、①アに加えて、後発地震の備えとして住民の事前避難誘導等の業務を行うものとする。

③ 部隊の出動

ア 出動の指示を受けた各都道府県の緊急消防援助隊のうち、統合機動部隊<sup>19</sup>及び指揮支援部隊<sup>20</sup>は、指示後約 1 時間以内に出動し、その他の隊は、出動準備が整い次第、直ちに出動するものとする。

<sup>19</sup> 統合機動部隊とは、災害発生後、迅速に先遣出動し、後続する部隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする隊をいう。

<sup>20</sup> 指揮支援部隊とは、ヘリコプター等で被災地(都道府県庁等)に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする隊をいう。

### (3) 防衛省

#### ① 活動内容

ア 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活支援等を行う。

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

#### ② 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

ア 防衛省は、南海トラフ地震発生後、速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

イ 北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先は次頁のとおりである。

#### ③ 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の運用

ア 北海道及び東北地方以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊は、地震発生後、速やかに被災状況を確認するとともに、救助活動等を実施する。

イ 被害が確認されなかった地域に所在する災害派遣部隊は、速やかに、被害が確認された地域に向けて進出し、救助活動等を実施する。



＜北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先＞

方面隊	規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣先
北部方面隊	約 16,000 人	陸上自衛隊今津駐屯地（滋賀県高島市）	関東地方
		陸上自衛隊桂駐屯地（京都府京都市）	
		陸上自衛隊板妻駐屯地（静岡県御殿場市）	
		陸上自衛隊駒門駐屯地（静岡県御殿場市）	中部地方
		陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市）	近畿地方
		陸上自衛隊大津駐屯地（滋賀県大津市）	
		陸上自衛隊大久保駐屯地（京都府宇治市）	中国地方
		陸上自衛隊富士駐屯地（静岡県小山町）	四国地方
		陸上自衛隊八尾駐屯地（大阪府八尾市）	
		陸上自衛隊明野駐屯地（三重県伊勢市）	
		陸上自衛隊川西駐屯地（兵庫県川西市）	
東北方面隊	約 11,000 人	陸上自衛隊富士駐屯地（静岡県小山町）	関東地方
		陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区）	中部地方
		陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地（静岡県御殿場市）	
		陸上自衛隊古河駐屯地（茨城県古河市）	
		陸上自衛隊立川駐屯地（東京都立川市）	近畿地方
		陸上自衛隊北宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市）	中国地方
		陸上自衛隊宇都宮駐屯地（栃木県宇都宮市）	
		陸上自衛隊豊川駐屯地（愛知県豊川市）	四国地方
		陸上自衛隊春日井駐屯地（愛知県春日井市）	

(4) 国土交通省

① 活動内容

ア 国土交通省 TEC-FORCE は、人命救助を最優先に、防災関係機関と連携して、被災地域内の救助・救急活動の支援等のため、被災状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、施設・設備等の二次災害防止対策、緊急排水、被災地方公共団体の支援、緊急・代替輸送等に係る輸送支援、空港施設の復旧、応急復旧対策等の技術的指導等を行う。

② 部隊の運用

ア 発災直後は、受援地整等が中心となり、管内の被災した地域に対して最大限の国土交通省 TEC-FORCE を動員して、災害応急対策活動を開始する。

イ 応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が到着した後は、受援地整等の災害対策本部長の指揮命令の下、受援地整等と応援地整等の国土交通省 TEC-FORCE が一体となって、被災地の災害応急対策活動を迅速に行う。

ウ 国土交通省 TEC-FORCE の派遣規模及び派遣先は、次頁のとおりであるが、被災状況に応じて、その規模や派遣先の決定を柔軟に行うものとする。

エ 先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、重点受援県 10 県のうち、先発地震重点受援県を除く県を管轄する地方整備局等の部隊は、①アに加えて、後発地震発生後の迅速な災害応急対策活動に備えるものとする。

<国土交通省 TEC-FORCE 隊員の最大派遣規模、進出目標等>

	部隊の所在地	最大派遣規模 (人)	進出目標 (広域進出拠点)	派遣予定先
(応援地整等)	北海道開発局	約 380 人	川島 PA (上り) (岐阜県各務原市)	中部地方整備局
			豊浜 SA (下り) (香川県観音寺市)	四国地方整備局
			美東 SA (下り) (山口県美弥市)	九州地方整備局
	東北地方整備局	約 290 人	足柄 SA (下り) (静岡県御殿場市)	中部地方整備局
			恵那峡 SA (下り) (岐阜県恵那市)	
			川島 PA (上り) (岐阜県各務原市)	
	関東地方整備局	約 340 人	草津 PA (下り) (滋賀県草津市)	近畿地方整備局
			豊浜 SA (下り) (香川県観音寺市)	四国地方整備局
			足柄 SA (下り) (静岡県御殿場市)	中部地方整備局
	北陸地方整備局	約 190 人	恵那峡 SA (下り) (岐阜県恵那市)	近畿地方整備局
川島 PA (上り) (岐阜県各務原市)				
中国地方整備局	約 120 人	草津 PA (下り) (滋賀県草津市)	近畿地方整備局	
		豊浜 SA (下り) (香川県観音寺市)	四国地方整備局	
北海道・東北・ 関東・北陸信越・ 中国運輸局、 東京航空局	約 40 人	石鎚山 SA (上り) (愛媛県西条市)	四国地方整備局	
		※応援運輸局は、受援運輸局に向け進出。東京航空局は被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	中部・近畿・四国・九州運輸局、 神戸運輸監理部、 大阪航空局	
(受援地整等)	中部地方整備局	約 210 人	※被災状況に応じて、管内の被害が基大な地域を中心に派遣先・規模を決定。大阪航空局は、被災した空港の役割・機能及び被災状況等を踏まえ、派遣する空港・規模を決定。	
	近畿地方整備局	約 220 人		
	四国地方整備局	約 120 人		
	九州地方整備局	約 290 人		
	中部・近畿・四国・九州運輸局、 神戸運輸監理部、 大阪航空局	約 50 人		
合計		約 2,250 人		

※ 排水活動及び災害対策用船舶に係る隊員は、排水ポンプ車、災害対策用船舶等に併せて派遣するため、上表と一致しない場合がある。

## 8. 後発地震発生時の対応

### (1) 部隊の転用

- ① 先発地震の発災地へ移動中に後発地震が発生した場合は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。
- ② 応援部隊が先発地震の被災地へ入った後に、後発地震が発生した場合は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、応援部隊を再編成の上、派遣する。

- ア 警察・消防は、後発地震による被災都府県の勢力により当初の救命・救助活動を行うとともに、被災状況に応じて、先発地震対応中の一部の応援部隊を速やかに転用する。
- イ 自衛隊の災害派遣部隊は、後発地震の被災地域周辺の対応可能な勢力により初動対応を行うとともに、先発地震対応中（移動中の部隊を含む。）の一部の応援部隊を速やかに転用する。
- ウ 海上保安庁は、後発地震発生管区の対応可能な勢力により初動対応を行い、先発地震対応中の一部の船艇・航空機を速やかに転用する。
- エ 国土交通省 TEC-FORCE は、後発地震の発生に備えていた地方整備局等の部隊を中心に、災害応急対策活動を迅速に行う。

## 第4章 医療活動に係る計画

### 1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、建物倒壊、火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大し、被災地内の医療資源のみでは対応できない状態となることが想定される。
- (2) このため、全国から、災害派遣医療チーム（DMAT）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に行い、被災地内において安定化処置<sup>21</sup>など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保する必要がある。あわせて、被災地内の地域医療搬送を支援するとともに、被災地で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する広域医療搬送を実施する必要がある。これらの実施手順及び各防災関係機関の役割を定める。
- (3) また、避難所等において、高齢者や障害者、子ども等における生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次災害を防止するため、福祉ニーズに的確に対応できる支援体制を確保する必要がある。あわせて、女性や子ども等に対する性暴力等の発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるものとする。

### 2. 国、都道府県の役割

#### (1) 被災都府県の役割

- ① 被災都府県の災害対策本部内、又は庁内に、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部等を設置する。また、保健医療福祉調整本部に被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーター<sup>22</sup>及び災害時小児周産期リエゾン<sup>23</sup>を配置する。また、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮調整機能等の応援のために、必要があると認めるときは、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT<sup>24</sup>）の応援要請を行う。
- ② 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災道県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。

<sup>21</sup> 安定化処置：一時的に全身状態を維持させる処置（外傷初期診療ガイドライン（Japan Advanced Trauma Evaluation and care：JATEC）のPrimary surveyに準じた蘇生処置）。

<sup>22</sup> 災害医療コーディネーター：災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。

<sup>23</sup> 災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

<sup>24</sup> DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害時健康危機管理支援チーム。災害発生時に被災地地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。

- ③ D M A T等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資器材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。
- ④ 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域後方医療活動<sup>25</sup>を要請する。
- ⑤ E M I S<sup>26</sup>等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。
- ⑥ 医薬品等が円滑に供給されるよう、関係業界団体とあらかじめ協定を結ぶなど、大規模地震発生時に備えた対応に努めるものとする。
- ⑦ 広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部に要請する。
- ⑧ 被災都府県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。
- ⑨ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町村から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災道県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士、薬剤師等の応援派遣の要請を行い、又は厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。
- ⑩ 被害が比較的軽微な都府県は、甚大な被害が生じている府県に対して可能な範囲で各種支援を行う。

## （２）国の役割

### ① 緊急災害対策本部

- ア 厚生労働省、文部科学省、防衛省<sup>27</sup>、日本赤十字社及び国立病院機構等の行う D M A T等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行う D M A T等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。
- イ 被災府県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、被災府県の要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。
- ウ 広域後方医療施設<sup>28</sup>の選定や搬送手段を踏まえ、非被災道県及び東京都等における航空搬送拠点を選定する。

### ② 現地対策本部

- ア 被災府県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。
- イ 航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。
- ウ 大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。
- エ 被災府県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

<sup>25</sup> 広域後方医療活動：被災地外において被災地の患者を受入れて行う医療活動。

<sup>26</sup> E M I S（Emergency Medical Information System）：広域災害救急医療情報システム。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する情報システム。

<sup>27</sup> 防衛省：防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院を指す。

<sup>28</sup> 広域後方医療施設：被災地外において広域後方医療活動を行う医療機関（SCU、災害拠点病院等）。

### 3. 発災直後のDMAT派遣

#### (1) DMATの派遣要請

- ① 発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
- ② 緊急災害対策本部の設置が決定された段階で、直ちに、厚生労働省は都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県（※）へのDMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、派遣先の府県が要請を行ったものとみなす。

※人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県

静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県など

参考) DMAT数<sup>29</sup> (令和4年4月1日現在)

- ・ 全国のDMAT数：1,754チーム
- ・ うち最大震度5強以下の地域（23都道府県）：833チーム
- ・ 実際の派遣チーム数は、各DMATが所属する医療機関の業務の状況による。

#### (2) DMATの参集

##### ① 参集拠点候補地

- ア 厚生労働省DMAT事務局は、被害状況に応じ、厚生労働省を通じて緊急災害対策本部と調整の上、下記②、③の参集拠点候補地を適宜修正し、DMATの派遣要請の際に具体的に指示する。
- イ 緊急災害対策本部は、上記指示に併せて、自衛隊等の防災関係機関の航空機の確保の調整、空港管理者への協力要請を行う。また、必要に応じ民間航空会社への協力要請を行う。

##### ② 陸路参集

- ア DMATは、被災地における機動的な移動のため、車両による陸路参集を原則とする。
- イ 自らの所在する都府県内に派遣されるDMATは、原則として災害拠点病院に直接参集する。
- ウ 県境を越えて陸路参集するDMATの参集拠点候補地は以下のとおりとする。

<sup>29</sup> DMAT数：「日本DMAT活動要領」において、DMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とすることとされている。

(別図4-1 DMA T陸路参集のイメージ参照)

参集先	参集拠点候補地
静岡県、愛知県、三重県への参集	足柄SA (静岡県)、浜松SA (静岡県)、名古屋飛行場 (愛知県)、土山SA (滋賀県)
和歌山県への参集	紀ノ川SA (和歌山県)
徳島県、香川県、愛媛県、高知県への参集	豊浜SA (香川県)、高松空港 (香川県)、淡路SA (兵庫県)
大分県、宮崎県への参集	山田SA (福岡県)、山江SA (熊本県)、大分スポーツ公園 (大分県)、別府湾SA (大分県)、霧島SA (宮崎県)

③ 空路参集

ア 北海道、東北地方など遠隔地に所在するDMA Tの参集は、原則として空路参集とし、参集拠点候補地は以下のとおりとする。

地方	参集拠点候補地	派遣要請対象チーム数(令和4年4月1日現在)
北海道	新千歳空港 千歳基地	58チーム：北海道
東北・北陸	仙台空港	96チーム：宮城県、山形県、福島県
	花巻空港	97チーム：青森県、岩手県、秋田県
	新潟空港	25チーム：新潟県
関東	東京国際空港 (羽田空港)	349チーム：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (※派遣先に応じて空路、陸路を選択)

イ 空路で参集するDMA Tの被災地内の参集拠点候補地は以下のとおりとする。

参集先	参集拠点候補地
静岡県、愛知県、三重県への参集	名古屋飛行場、静岡空港
和歌山県への参集	南紀白浜空港
徳島県、香川県、愛媛県、高知県への参集	高松空港、松山空港
大分県、宮崎県への参集	福岡空港、熊本空港、鹿児島空港

上記のほか、近畿地方の被害状況に応じて、大阪国際空港を活用

④ 参集拠点におけるロジスティクス支援

ア 厚生労働省DMA T事務局は、具体計画に基づくDMA T派遣が行われた場合には、被災地内参集拠点(上記②ウ、③イ)が所在する府県と連携しながら、当該参集拠点に参集したDMA Tの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置する。特に空路参集拠点(上記③イ)においては、空路で参集したDMA Tが、具体的な活動場所までの移動手段を確保できるよう留意する。

イ 参集拠点の管理者は、上記ロジスティックチームの配置のほか、DMA Tによる車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

### (3) DMATへの任務付与及び指揮

- ① 厚生労働省DMAT事務局は、被害状況の共有など被災都府県と連携し、(2)により各参集拠点に参集したDMATに対し、具体的な派遣先府県を指示する。
- ② 被災都府県の災害対策本部内に設置されるDMAT都府県調整本部<sup>30</sup>は、当該都府県に派遣されたDMATを指揮する。
- ③ 被災都府県のDMAT都府県調整本部、DMAT活動拠点本部<sup>31</sup>は、当該都府県における具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。
- ④ DMATの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU<sup>32</sup>活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。
- ⑤ 被災都府県のDMAT都府県調整本部と消防応援活動調整本部<sup>33</sup>は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等<sup>34</sup>を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。

## 4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

- (1) 被災都府県は、災害拠点病院等をはじめ、都府県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、EMIS等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。
- (2) 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構は、被災地の医療機関における医療活動に関して、患者の受入れを要請するとともに次の措置をとる。
  - ① 医師、看護師、業務調整員等の医療要員の参集
  - ② 医薬品、医療資器材等の確保
  - ③ 病院建物、医療機器の被害の応急復旧
  - ④ 水道、電気、ガス等のライフラインの被害の応急復旧に関して、第6章に定めるライフライン施設関係省庁への要請
- (3) 被災都府県は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なDMAT等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、被災都府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。

<sup>30</sup> DMAT都府県調整本部：「日本DMAT活動要領」において、都道府県は、災害時に被災地内のDMATに対する指揮、関係機関との活動調整を行う組織として、当該都道府県の災害対策本部内にDMAT都道府県調整本部を設置することとしている。

<sup>31</sup> DMAT活動拠点本部：「日本DMAT活動要領」において、DMAT都道府県調整本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数個所のDMAT活動拠点本部を設置し、管内のDMAT活動方針の策定、参集したDMATの指揮及び調整を行わせることとしている。

<sup>32</sup> SCU (Staging Care Unit)：航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

<sup>33</sup> 消防応援活動調整本部：一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとされている。(消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の2)

<sup>34</sup> メディカルコントロールに係わる事項等：救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、災害時に特定行為の指示を受ける体制、傷病者の搬送先選定の調整方法等のこと。



- (4) 医薬品、医療資器材等の輸送については、調達依頼を受けた事業者等が自ら医療機関までの輸送手段を確保することを原則とする。なお、自ら輸送手段を確保できない場合は、「第5章 物資調達に係る計画」に定めるところに準ずる。
- (5) 被災地内の医療機関は、施設、設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、EMIS等を用いて自施設の被害状況を報告し、ライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。
- (6) 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、EMIS等を用いて相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。被災地内の災害拠点病院は、応急用資器材の貸し出し等、被災地内の他の医療機関に対し必要な支援を行う。
- (7) DMATの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。被災都府県は、陸路による移動が困難な場合、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）及びドクターヘリと調整し、空路移動を支援する。
- (8) 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と病院管理者が判断し、被災都府県へ報告があった場合、当該都府県は、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、当該都府県は現地対策本部を通じて支援を要請する。

## 5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

### (1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義

#### ① 広域医療搬送

ア 国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

#### ② 地域医療搬送

ア 被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

### (2) 患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、都道府県等は、相互に連携して、被災都府県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、同一都府県内、同一地方圏内、隣接地方圏、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

### (3) 航空搬送拠点

#### ① 被災府県による航空搬送拠点の確保・SCUの設置

被災府県は、発災後、当該府県内の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。(別表4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地)

#### ② 被災地内の航空搬送拠点・SCUの機能

ア 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。

イ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、いわゆる「花巻型SCU」<sup>35</sup>として、災害現場、被害が甚大な地域の病院からの患者を直接、受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるよう、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

#### ③ 被災地外の航空搬送拠点・SCUの確保及び広域後方医療活動

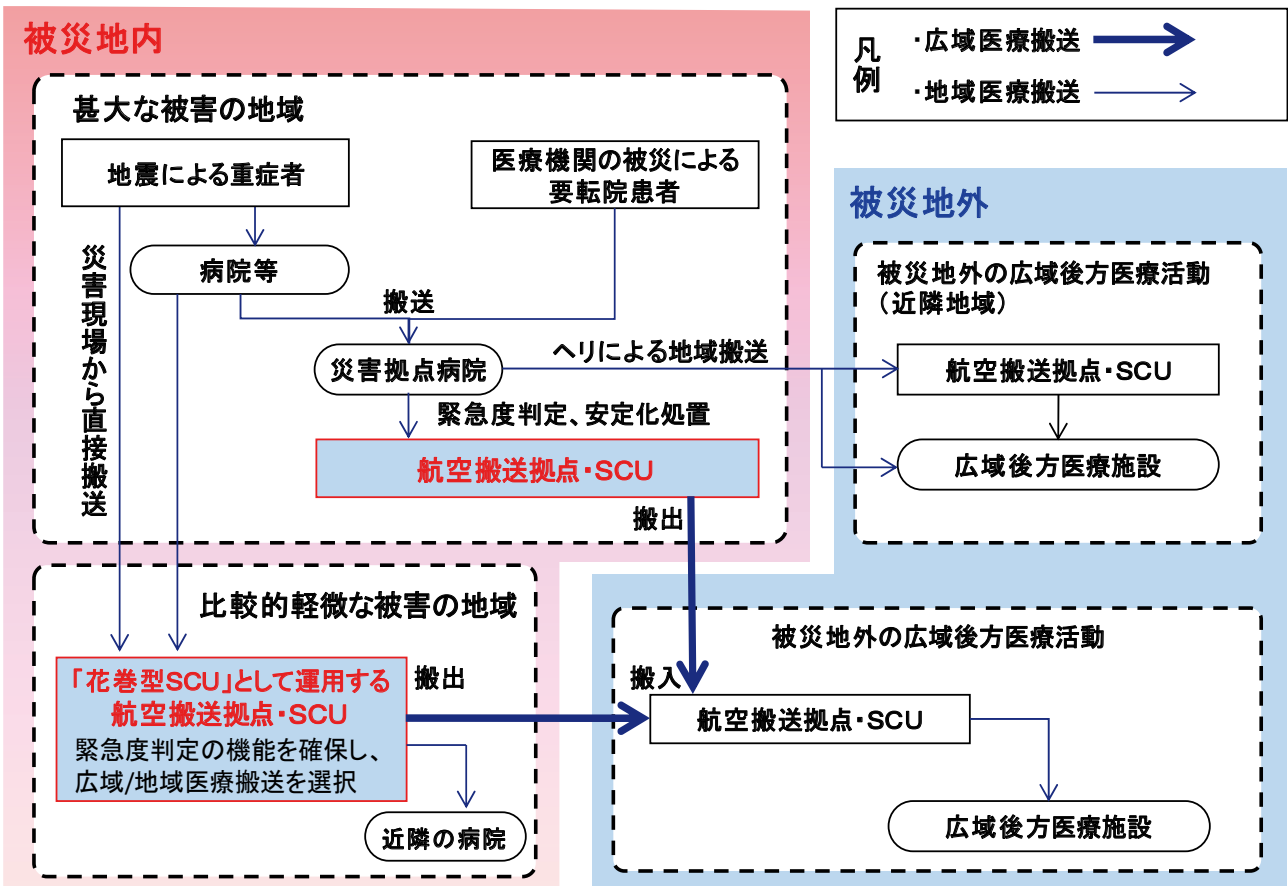
ア 非被災道県及び東京都等<sup>36</sup>は、緊急災害対策本部との調整に基づき、被災地外の航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。(別表4-2 被災地外の航空搬送拠点候補地)

イ 非被災道県及び東京都等は、航空搬送拠点・SCUから広域後方医療施設への地域医療搬送を行う。

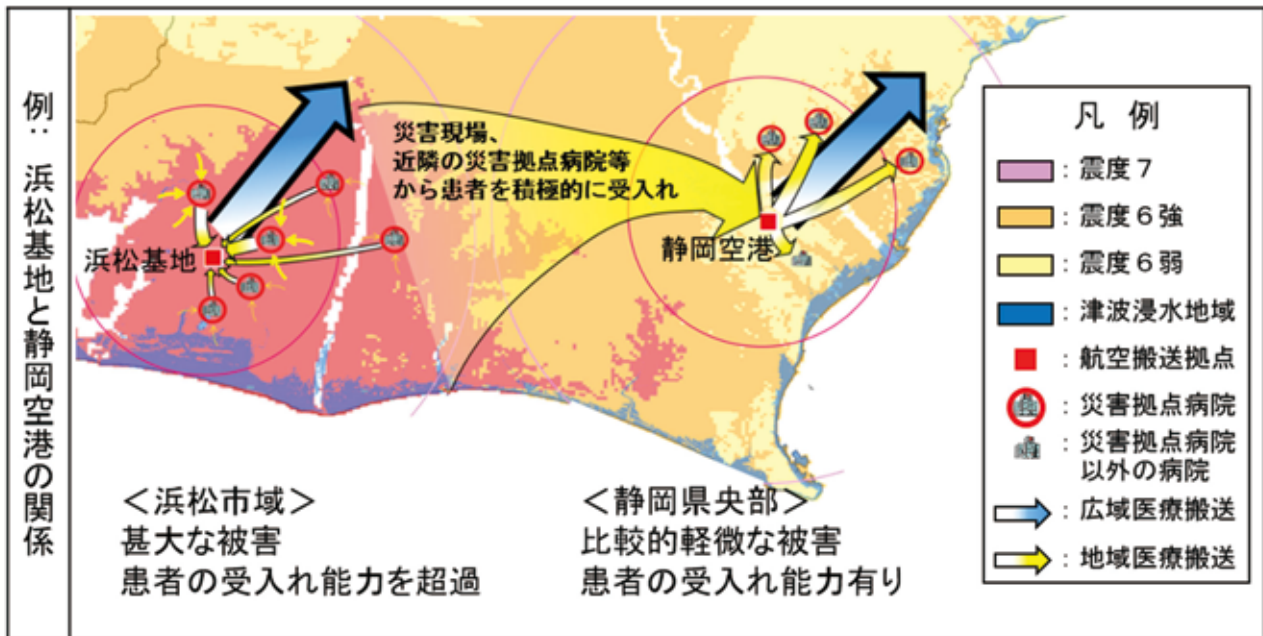
<sup>35</sup> 「花巻型SCU」：東日本大震災では、3月12日～16日に被害が比較的軽微であった花巻空港にSCUが設置され、災害拠点病院や災害現場、被害が甚大な地域の病院等から患者を受入れ、患者の状態に応じ、広域医療搬送のみならず、周辺地域への地域医療搬送を行った。

<sup>36</sup> 東京都、茨城県、千葉県及び神奈川県は、いずれも南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村以外にある。

<南海トラフ地震における重症患者の医療搬送の流れ（概念図）>



<例：南海トラフ地震における患者搬送イメージ<sup>37</sup>>



<sup>37</sup> 図に表示されている震度は、中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月）の【別添資料1】南海トラフ巨大地震の地震像「図5（下）陸側ケースの震度分布」に基づく。（陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を、可能性のある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定したもの）

#### ④ S C Uの医療機能強化

南紀白浜空港など被害が甚大な地域の航空搬送拠点・S C Uには、多数の重症患者が搬送されてくることが想定されるため、こうした航空搬送拠点・S C Uにおいては、收容能力の拡大、簡易な手術機能を備えるなど医療機能を強化することが必要と考えられる。

このため、今後、国において都道府県と連携して、S C Uの医療機能強化に必要な医療資器材・医薬品、それらをまとめた医療モジュールの開発・整備について検討を進めることとする。

また、沿岸部の航空搬送拠点・S C Uについては、政府艦船を至近に着岸又は洋上に停泊させ、D M A T等と連携して当該航空搬送拠点・S C Uの補完として活用することを考慮する。

#### (4) 広域医療搬送

##### ① 対象患者

広域医療搬送は、次に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

ア 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態

イ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者

ウ 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）

エ 全身に中等度以上の熱傷がある患者

##### ② 広域医療搬送の実施手順

ア 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ、都道府県、現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外の航空搬送拠点を決定し、防災関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。（別図4-2各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係）

（※自衛隊の固定翼輸送機は1機で最大8名、大型回転翼機は1機で最大4名の重症患者を搬送できることに留意）

イ 広域医療搬送の実施にあたっては、都道府県、自衛隊、消防機関等は、必要に応じ、上記の航空搬送拠点に連絡要員等を配置する。

#### (5) 地域医療搬送

① 被災都府県の災害対策本部は、医療搬送等が円滑に実施できるように、被災市町村の災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とE M I S等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係わる事項等の必要な情報を共有し、調整を行う。

② 被災都府県の災害対策本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。

##### ③ ドクターヘリの運用

ア 被災都府県のドクターヘリは、各都府県又は各ドクターヘリ基地病院に定められた運航要領に沿って運用する。

イ 非被災道県は、厚生労働省、被災都府県からの要請に基づき、地域の実情に合

わせて、ドクターヘリを被災都府県が指定した被災地内のドクターヘリ参集拠点に派遣する。派遣されたドクターヘリは、被災都府県の災害対策本部の指揮の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。

ウ 被災都府県の災害対策本部は、航空運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。

エ 非被災道県のドクターヘリの第1陣は、迅速な活動のため、被災地から300km圏内を基準とし、非被災道県が、地域の実情に合わせて派遣を行う。また、被災状況に応じて、第2陣、第3陣を全国から派遣する。

#### ④ ヘリコプターによる地域医療搬送

ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記ア、イのほか、広域医療搬送を補完する観点から、ウのケースも考慮して行う。

被災地方公共団体は、これらの搬送の発着点となる災害拠点病院等の至近に、発災後速やかにヘリコプター離着陸場を確保できるよう、事前に調整しておく。

ア 災害現場、航空機用救助活動拠点<sup>38</sup>から被災地内の災害拠点病院までの搬送

イ 災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・SCU（上記（3）①）までの搬送

ウ 被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外（災害拠点病院、航空搬送拠点・SCU）に搬出する搬送

## 6. DMAT以外の医療チームの活動

（1）DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT<sup>39</sup>）や、日本赤十字社、国立病院機構、地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所、避難所救護センターも含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する。

（2）被災都府県が、災害による精神保健医療機能の低下等のため、災害派遣精神医療チーム（DPAT<sup>40</sup>）の派遣を要請した場合は、厚生労働省及びDPAT事務局は、この要請に基づき、非被災道県等に対してDPATの派遣調整等を行う。

## 7. 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供等

（1）被災者に対する救護所等での医療や避難所等での健康管理だけでなく、福祉避難所における高齢者・障害者等への福祉サービスの提供も可能となるよう、被災都府県及び被災市町村の災害対策本部内、又は庁内に設置した保健医療福祉調整本部において、必要な医療チーム、保健師等の保健医療福祉活動の調整を行う。

<sup>38</sup> 航空機用救助活動拠点：大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの。

<sup>39</sup> JMAT（Japan Medical Association Team）：日本医師会災害医療チーム。被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援する災害医療チーム。

<sup>40</sup> DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動を支援する精神医療チーム。

- (2) 被災都府県は、当該都府県内の保健所、保健所設置市又は特別区の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、D H E A Tの応援要請を行う。
- (3) 被災都府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（D W A T<sup>41</sup>）を避難所へ派遣する。また、非被災道県は、厚生労働省又は被災都府県の要請に基づき、被災都府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）の応援派遣を行うものとする。
- (4) 被災地の医療機関の被災状況や医療チーム等の受入れ状況により、被災地内で十分な医療サービス等が受けられない場合には、必要に応じて、非被災道県及び東京都等の医療機関等に患者等を搬送するものとする。この場合の搬送方法は5. に準じて行うものとする。
- (5) 被災地方公共団体及び日本赤十字社は、生活環境の変化による高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題が生じることが想定されることから、看護師、保健師、管理栄養士、福祉専門職等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制を確保する。
- (6) 地方公共団体は、感染症の発生に備え、防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携し、避難に係る役割分担等を検討し、適切な体制を確保する。
- (7) 被災地方公共団体は、(6)の役割分担等を踏まえ、以下の感染予防対策を適切に講じる。
- ① 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。
  - ② 避難所内の過密状態を防ぐため、避難所における一人当たりのスペースを確保するほか、パーティション、テント等の飛沫感染を防ぐための物資を活用するなど、適切な避難所レイアウトを行うよう努めるものとする。
  - ③ 感染症の感染者、濃厚接触者又は発熱等により感染の疑いのある者が確認された場合には、避難所から病院への搬送や一般避難者とは別の専用スペースを用意する等適切な対応を図るよう努めるものとする。

---

<sup>41</sup> D W A T (Disaster Welfare Assistance Team) : 災害派遣福祉チーム。災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行うチーム。

- (8) 被災地方公共団体は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、特に女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。また、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生の防止や、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努めるものとする<sup>42</sup>。

---

<sup>42</sup> 内閣府では、避難所運営について、市町村が実施すべき対応業務を取りまとめた「避難所運営ガイドライン」を別途作成している。

## 第5章 物資調達に係る計画

### 1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。
- (2) このため、国は、被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものとする（以下「プッシュ型支援」という。）。その際、被災府県は、できる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（以下「プル型支援」という。）に切り替えるものとする。また、被災地における物資の供給体制が安定し、被災府県主体による調達・供給体制が見込まれる場合は、速やかに国から被災府県による体制に移行するものとする。国は、物資調達・供給の実施にあたっては、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。
- (3) 具体計画では、発災直後に行うプッシュ型支援をはじめとする国による物資調達・供給の内容及び手順を明らかとする。

### 2. 対象となる被災府県

- (1) 南海トラフ地震において、多数の避難者が見込まれ、家庭等の備蓄や公的備蓄だけでは食料等が不足すると見込まれる被災府県を対象とする。

### 3. プッシュ型支援による物資調達

#### (1) 対象品目

- ① 緊急災害対策本部の調整により、消防庁、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省（以下「物資関係省庁」という。）がプッシュ型支援により被災府県に供給する基本となる品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品の8品目（以下「基本8品目」という。）とし、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品とする。また、感染症が流行している状況下においては、マスク、手指消毒剤、パーティションなど感染予防に必要な支援物資に配慮する。なお、被災府県へのプッシュ型支援にあたり、予備費の対象となる標準対象品目は、別表5-4のとおりとし、災害に応じて対象品目以外の支援物資で予備費の対象となるものについては、内閣府は速やかに当該対象品目を各省庁に周知する。

#### (2) 実施手順

- ① 地方公共団体は、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「物資システム」という。）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設



手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有し、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行う。

- ② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、被災府県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を当該府県に伝達する。
- ④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部及び現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災府県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- ⑤ 基本 8 品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレトーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災府県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日時について当該府県に情報共有する。
- ⑦ 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ⑧ 各省庁のリエゾンは、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。

### (3) 基本 8 品目の必要量

- ① 発災から 3 日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄で対応することを想定し、国が行うプッシュ型支援は遅くとも発災後 3 日目までに、必要となる物資が被災府県に届くよう調整する。

- ② プッシュ型支援の必要量は、発災後4日目から7日目までに必要となる量を見込む。具体的には、被害想定による1週間の避難所避難者等の状況（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、次頁の算出式により、別表5-1のとおり計画する。また、発災直後に推計されるDIS被害推計結果に基づき避難者数、避難所避難者数及び上水道支障率の推計量を補正し、必要量を修正する。
- ③ 食料については、調理不要の食品を中心に、事態の進展に応じて調理を必要とする食品も含めて調達・供給する。食料の調達・供給は、消費期限等を考慮し、原則として1日ごとの必要量をもって行う。
- ④ 毛布については、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレについては、経済産業省による調達に加え、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から最大限の確保を行う。

<調達するトイレの種類>

名称	仕様	既設トイレの ブース活用可否	梱包サイズ 重量
携帯トイレ	既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし、処分するタイプ。 電源と汲み取りを必要としない。	活用可能	※参考例（1ケース200回分） 縦360×横570×高さ460mm 約13.0kg
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を貯留又は凝固するタイプ。ただし、貯留するタイプは別途処理が必要。 介護用のポータブルトイレも含む。 電源を必要とするタイプもある。 汲み取りを必要としない。	設置スペースを確保できれば活用可能。既設のトイレブース以外で使用する場合は、別途、囲いを確保するものとする。	※参考例（1ケース1台分） 縦390×横385×高さ145mm 約2.6kg

## < 8 品目の必要量の算出式 >

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数}^{43} + \text{避難所外避難者数}^{44}) \times \text{一人1日当たり必要量3食}$
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 $\times$ 一人当たり必要枚数2枚 - 被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{0歳人口比率}^{45} \times \text{一人1日当たり必要量} \times 4 \text{日間}$ ※乳児用粉ミルクは140g、乳児用液体ミルクは1リットル
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{0} \sim \text{2歳人口比率}^{45} \times \text{一人1日当たり必要量8枚} \times 4 \text{日間}$
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} 0.005^{46} \times \text{一人1日当たり必要量8枚} \times 4 \text{日間}$
携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道支障率}^{47} \times \text{一人1日当たり使用回数5回} \times 4 \text{日間}$
トイレットペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{一人1日当たり必要量} 0.18 \text{巻}^{48} \times 4 \text{日間}$
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{12} \sim \text{51歳女性人口比率}^{45} \times \text{一人1期間(7日間)当たり必要量} 30 \text{枚} \times 1/7^{49} \times 1/4^{50} \times 4 \text{日間}$

## 4. プル型支援による物資支援

- (1) 被災都府県は、自ら行う物資調達やプッシュ型支援による物資を勘案してもさらに供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、緊急災害対策本部を通じて発注・要請元、要請品目、数量、納入・搬入先その他必要な事項を明示し、物資関係省庁に調達を要請する。
- (2) 物資関係省庁は、上記(1)の要請に対応し、それぞれ担当する調整先と調整し、要請物資の調達・供給を行う。
- ① 消防庁は、要請に応じて飲料水(ペットボトル)、食料、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、その他の生活必需品について地方公共団体の公的備蓄から確保できるように地方公共団体と調整を行う。

<sup>43</sup> 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計

<sup>44</sup> 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計

<sup>45</sup> 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査(総務省統計局)における数値

<sup>46</sup> 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

<sup>47</sup> 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都府県ごとの断水人口の割合(断水率)

<sup>48</sup> トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

<sup>49</sup> 生理用品の算出式における「1/7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

<sup>50</sup> 生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

- ② 農林水産省は、要請を受けて食料、飲料水（ペットボトル）、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク等の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
  - ③ 経済産業省は、要請を受けて携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパーのほか、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
  - ④ 厚生労働省は、要請を受けて、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品の適切な調達がされるよう関係業界団体、関係事業者と調整を行う。
- (3) 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。

## 5. 飲料水の調達

- (1) 飲料水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。
- (2) 実施手順
- ① 厚生労働省は、被災状況から判断して必要と認める場合又は被災府県からの要請があった場合には、都道府県及び関係団体を通じて全国の水道事業者（市町村等）に対して応急給水の実施に係る支援を要請し、調整等を行う。
  - ② 別表5-2に示す必要量を調達するため、被災地の水道事業者は、応急給水を発災後速やかに実施する。具体的には、域外からの応援（給水車等）も活用し、域内の浄水場、配水池、貯水槽等から各避難所への給水を行うとともに、仮設給水栓を開設する。なお、発災から3日間は家庭等の備蓄と被災地方公共団体における備蓄を含めて対応することを想定する。
  - ③ 被災水道事業者及び応援水道事業者が自ら輸送手段を確保できない場合には、被災地方公共団体が緊急災害対策本部又は現地対策本部に対して輸送手段の確保を要請する。
- (3) 飲料水の必要量
- ① 被害想定による1週間の断水状況（被災府県ごとの最大値）を踏まえ、下記の算出式により、別表5-2のとおり計画する。

<飲料水の必要量の算出式>

項目	前提とする被害量	算出式
飲料水	要給水者数 (断水人口)	要給水者数(断水人口) × 一人1日当たり必要量3リットル

## 6. 物資の輸送手段の確保

- (1) 物資の被災地への輸送は、当該物資の調達依頼を受けた者（関係事業者、地方公共団体）が自ら広域物資輸送拠点までの輸送手段を確保することを原則とする。
- (2) 自ら輸送手段を確保できない場合は、物資関係省庁の要請を受けて緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- (3) 港湾に物資を集約し、海上輸送によって輸送する方が効率的と見込まれる場合には、国土交通省が海上輸送を含む広域物資輸送拠点までの輸送手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、海上輸送拠点（受入港）<sup>51</sup>を經由して、被災府県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (4) 航空機により、速やかに被災府県に物資輸送する必要がある場合には、国土交通省が手段の調達に係る調整を行う。その際、状況に応じて、別表3-3、別表4-1及び別表4-2に記載する空港を經由して、被災府県の地域内輸送拠点へ輸送することも考えられる。
- (5) 国土交通省が輸送手段を確保することが困難な場合には、緊急災害対策本部は、海上保安庁、防衛省又は消防庁に輸送を依頼する。
- (6) 物資関係省庁、地方公共団体及び国土交通省は、平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど<sup>52</sup>、必要な調整を行っておくものとする。
- (7) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- (8) 警察庁は、緊急交通路の交通状況や道路啓開状況を踏まえ、緊急通行車両確認標章の交付対象車両の拡大や大型貨物自動車、事業用自動車等について規制対象から除外するなど物資輸送・供給を考慮した交通規制が行われるよう関係都道府県警察の指導調整を行う。

## 7. 物資輸送における役割分担

- (1) 国は、遅くとも発災後3日目までに、被災府県の広域物資輸送拠点（被災状況から不要と判断される拠点を除く。）に対して、別表5-1に掲げる必要量の輸送を行う。

<sup>51</sup> 海上輸送拠点（受入港）のうち、基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）は、周辺の港湾施設を活用して、非被災地から被災地への物資、人員等を主に船舶を利用して輸送する際の中継拠点として、物資の集積、荷捌き、分配、搬出等物流に関するコントロール機能を担う。国土交通省では、物資を海上輸送し、当該拠点を活用した訓練を実施している。

<sup>52</sup> 緊急通行車両確認標章は、令和5年8月31日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

- (2) 被災府県は、国が広域物資輸送拠点に輸送する物資の配分先（市町村）をあらかじめ計画し、市町村が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行うことを原則とする。
- (3) 被災地方公共団体の行政機能の低下など被害状況によっては、緊急災害対策本部及び現地対策本部と被災府県が一体となって避難所までの物資輸送の最適化について検討するものとする。特に、避難所への搬送にあたっては、被災地域内の輸送力不足が想定されるため、運送事業者を中心に様々な機関・団体が連携して行う。また、運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送については、緊急輸送関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁）が輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

## 8. 広域物資輸送拠点等の確保

### (1) 広域物資輸送拠点等の定義

- ① 広域物資輸送拠点<sup>53</sup>とは、国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて当該府県が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ② 地域内輸送拠点とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて、当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点である。
- ③ 被災府県が設置する広域物資輸送拠点は、別表5-3(1)のとおりである。

### (2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保

- ① 広域物資輸送拠点の選定に際しては、被災によっても機能することを前提に、原則として次に掲げる考え方に当てはまるものとする。
  - ア 新耐震基準に適合した施設であること（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
  - イ 屋根があること（エアテント等の代替措置によることも含む。）
  - ウ フォークリフトを利用できるよう床の強度が十分であること
  - エ 12mトラック（大型）が敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること
  - オ 非常用電源が備えられていること
  - カ 原則として津波浸水地域外にある施設であること
  - キ 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと
- ② 民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用である。この場合、使用状況により利用できないことも想定し、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、あらかじめ代替拠点を選定するものとする。
- ③ 別表5-3(1)に掲げる広域物資輸送拠点のうち、①の基準を満たしていない施設については、備考欄にその旨を記載している。今後、これらの施設が当該基準を満たすか、当該基準を満たした代替拠点を確保することが求められる。また、

<sup>53</sup> 国土交通省では、都道府県レベルでの物資拠点の開設・運営を円滑に行うための標準的な手順や考え方を示した「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」を別途作成している。

- ①の基準を満たす施設であっても、非構造部材の落下等により、使用できない場合も想定されるため、あらかじめ代替拠点を選定しておくことが望ましい。
- ④ 広域物資輸送拠点の代替拠点は、別表5-3(2)のとおりである。
- ⑤ 施設の運営にあたっては、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、必要に応じて国土交通省の助言も得つつ、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。
- ⑥ 地域内輸送拠点については、各市町村において、上記①、②を参考とし、対象となる避難所避難者数等を考慮のうえ、適切な施設を選定するものとする。

## 9. 全国的な物資不足等への対応

- (1) 南海トラフ地震のような大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に物資の生産・流通体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、非被災地も含めた物資の安定供給に関して、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産といった協力要請など必要な措置を講じる。
- (2) 政府は、食料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。
- (3) 物資不足が想定される状況においても支援物資が最適な形で被災地に配分されるよう、上記3.(3)②のとおり、発災直後のDIS被害推計結果に基づいてプッシュ型支援の物資必要量を修正する。

## 10. 平時の生産・流通体制への早期回復

- (1) 国が関与するプッシュ型支援・プル型支援による物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。

## 第6章 燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画

### I 燃料供給

#### 1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列BCP」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第13条及び第14条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づき、系列を越えた相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) さらに、防災拠点や、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、(2)に記載する供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

#### 2. 石油業界における基本的な燃料供給体制

- (1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築  
資源エネルギー庁は、石油精製業者等が、「系列BCP」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。
- (2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携
  - ① 経済産業大臣は、発災後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画（以下「石油連携計画」という。）」及び「災害時石油ガス供給連携計画（以下「石油ガス連携計画」という。）」の実施勧告を速やかに行う。
  - ② 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

#### 3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

- (1) 重点継続供給
  - ① 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給



(以下「重点継続供給」という。)を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

- ア 緊急輸送ルート上に位置する広域進出拠点又は進出拠点（別表3-2に掲げる施設のうち、給油施設を有するもの）に存する中核給油所
- イ 救助活動拠点（候補地）の最寄りの中核給油所
- ウ 航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設
- エ 上記ア、イ、ウのほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

※ア、イ及びエについては、(2)①により、資源エネルギー庁があらかじめ取りまとめているリストに記載の中核給油所が対象となる。

- ② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、2.の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。
- ③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記ア、イ、エ）においては、緊急自動車及び自衛隊車両並びに緊急通行車両確認標章、緊急通行車両等事前届出済証等を掲示する車両に対して優先的に給油を行う。
- ④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

## (2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

- ① 資源エネルギー庁は、中核給油所の場所等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。
- ② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルート、救助・救急、消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁や被災都府県に対して速やかに共有するものとする。

## 4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

### (1) 重要施設への優先供給体制<sup>54</sup>

- ① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄<sup>55</sup>が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。
- ② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃

<sup>54</sup> 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時の給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

<sup>55</sup> 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要インフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から4日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

料確保が困難であると認めるときは、当該都府県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

- ③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。
- ④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及び日本ＬＰガス協会に対して、小口燃料配送拠点及びＬＰガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

## （２）優先供給要請の手順

- ① （１）により被災都府県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、必要数量、油種、平時の取引業者（系列）等の情報を可能な限り提供する。また、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本ＬＰガス協会に対して、被災都府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。
- ③ 資源エネルギー庁は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

## （３）費用の負担

- ① 優先供給を要請した燃料の代金については、引取り後、（２）①により費用を負担することに合意した費用負担者が支払う。

## ５．臨時の給油施設に対する供給手順

- （１）被災都府県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
- （２）被災都府県は、上記にあたっては、区域内の給油所等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。（その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号）」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。）

## ６．燃料輸送・供給体制の確保

### （１）陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

- ① 都道府県は、当該都道府県内における燃料の供給拠点である製油所・油槽所（別表６－１）へのアクセス道路をあらかじめ把握するものとする。
- ② 道路管理者は、緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所（別表６－１）へのアクセス道路については、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。

- ③ 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を検討する。
- ア ディーゼル自動車等の運行規制条例（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び兵庫県）
  - イ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行制限措置<sup>56</sup>（一定の条件を満たす場合は燃料輸送車両の通行が可能）
  - ウ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保
- ④ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段（タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ⑤ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど<sup>57</sup>、必要な調整を行っておくものとする。
- ⑥ 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑦ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

## （２）海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

- ① 国土交通省地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列BCP」と整合を取りつつ、「港湾BCP」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
- ② 海上保安庁は、製油所・油槽所において、地震の影響により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害が発生するおそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講じるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局は、状況に応じ、各石油精製業者等による防除作業に協力する。
- ③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段（フェリー、RORO船など）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ④ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、国土交通省地方整備局及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

<sup>56</sup> 長大・水底トンネルにおいては、危険物を積載する車両の通行を禁止又は制限しているが、被災地方公共団体等から災害応急対策に必要な燃料の供給要請があり、かつ道路管理者が特に通行を認めた場合において、誘導車を当該車両の前後に配置（エスコート通行方式）するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについて、通行を可能としている。

<sup>57</sup> 緊急通行車両確認標章は、令和5年8月31日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

## 7. 全国的な燃料不足への対応

- (1) 南海トラフ地震のように大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、2.の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。
- (2) 緊急災害対策本部は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

## II 電力・ガスの臨時供給

### 1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、経済産業省は、電気事業者（一般送配電事業者及び指定公共機関である電気事業者をいう。以下同じ。）、ガス事業者（一般ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者からガスの託送供給を受けるガス小売事業者をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、電力業界、ガス業界の災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時的な供給（以下「臨時供給」という。）及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定める。

### 2. 電力業界における広域での需給調整体制

- (1) 電力需給に著しい不均衡が生じ、被災一般送配電事業者がそれを緩和することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者は、災害時における他の一般送配電事業者との協定又は電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な電力融通に基づく電力融通を受けるため、他の一般送配電事業者又は電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- (2) 電力広域的運営推進機関は、南海トラフ地震によって生じた電力需給の不均衡を緩和するため、電気事業法に基づき、電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、電力融通の指示を行う。
- (3) 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域連携に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

### 3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制

#### (1) 電力業界

- ① 被災電気事業者は、電気事業法第 33 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、必要な復旧体制を構築する。また、被災電気事業者は、災害時における他の電気事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- ② 電力広域的運営推進機関は、被害の態様に応じ、被害を受けていない電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、被災電気事業者への必要な資機材・人員等の融通について、指示を行う。
- ③ 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

## (2) ガス業界

- ① ガス事業者は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 163 条の規定を基本として相互に連携を図りながら協力するとともに、被災一般ガス導管事業者は、同法第 56 条の 2 に定める災害時連携計画に基づき、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。
- ② 一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者からの支援要請を受けた場合、被害を受けていない一般社団法人日本ガス協会の会員企業に対し、被災一般ガス導管事業者に対する必要な資機材・人員等の融通について、協力を要請する。一般社団法人日本ガス協会は、支援人員を指揮し、必要な作業に当たらせる。
- ③ 経済産業省は、一般社団法人日本ガス協会に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

## 4. 重要施設への臨時供給

### (1) 電力業界

- ① 都府県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府、経済産業省等）及び一般送配電事業者と共有する。
- ② 被災一般送配電事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般送配電事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般送配電事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。
- ⑦ 国、都府県、電気事業者等は、あらかじめ、それぞれが所有する電源車（電動車含む）、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- ⑧ 電源車が不足する場合には、一般送配電事業者は、3.（1）に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑨ 被災一般送配電事業者は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、被災都府県を通じ、被災都府県石油組合等と調整を行うものとする。当該調整が調

わない場合には、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行うものとする。

## (2) ガス業界

- ① 一般ガス導管事業者は、都府県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府、経済産業省等）及び都府県と共有する。
- ② 被災一般ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接又は一般ガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般ガス導管事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 移動式ガス発生設備が不足する場合には、一般ガス導管事業者は、3.(2)に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑦ 燃料となる液化石油ガス又は液化石油ガス容器（以下「液化石油ガス等」という。）が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガス等の融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガス等が不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。

## 5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 経済産業省、電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど<sup>58</sup>、必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

<sup>58</sup> 緊急通行車両確認標章は、令和5年8月31日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

### Ⅲ 通信の確保

#### 1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保し、迅速かつ円滑に提供する必要がある。
- (2) このため、総務省は、災害対策用移動通信機器を配備し、地方公共団体等に貸出可能な体制を整備するとともに、電気通信事業者（指定公共機関である電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、重要通信を確保できるように求め、必要な協力体制を構築する。
- (3) また、電気通信事業者の災害応急対策活動における通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による重要施設及び災害により発生した通信の空白地域への通信の臨時的な確保（以下「臨時確保」という。）に関する事項を定めるとともに、通信用機材、作業要員等の運搬手段の確保に関する事項も併せて定める。

#### 2. 被災地方公共団体等に対する支援体制

- (1) 総務省は、災害発生時に既存の通信インフラに障害が発生した場合でも、被災地方公共団体における災害応急対策活動に係る通信を確保可能とするため、災害対策用移動通信機器を各総合通信局等に配備し、被災地方公共団体等からの要請に基づき、速やかに貸出可能とする体制を整備・維持するものとする。
- (2) 総務省は、被災地方公共団体等に対し、災害対策用移動通信機器の需要確認を行い、必要に応じて、配備調整を行うものとする。なお、発災直後等で需要確認ができない場合であっても、被害状況等を鑑み、災害対策用移動通信機器の需要が予測される場合については、被災地方公共団体等からの具体的な要請を待たず、貸与を行うものとする。

#### 3. 総務省・電気通信事業者間の協力体制

- (1) 電気通信事業者は、災害の救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱うものとする。
- (2) 総務省及び電気通信事業者は、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確実に確保するため、総務省、電気通信事業者及び被災都府県との連携の枠組みとして、発災後、速やかに被災都府県を管轄する総務省総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を、総務省が設置を必要と判断する被災都府県ごとに編成し、必要な連絡・調整を行う。
- (3) 総務省は、電気通信事業者との間において、協力体制に関する事項をあらかじめ定めておくものとする。



#### 4. 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保

- (1) 都府県は、災害発生時に通信の優先復旧が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストを、Ⅱ 4. (1) ①のリストを踏まえ、あらかじめ作成し、関係省庁（内閣府及び総務省）及び電気通信事業者と共有する。
- (2) 被災電気通信事業者は、発災後、どの地域で通信支障が発生しているのかについて、被災都府県に情報を提供する。被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、通信の優先的な確保の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で優先順位を検討の上、通信の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を、被災電気通信事業者に対し要請する。
- (3) 被災電気通信事業者は、当該要請に基づき、通信が途絶した重要施設に対し、通信の臨時確保を行う。具体的には、基地局や交換機等の通信設備における電力又は伝送路の確保及び非常用発電機の燃料確保等についての対応状況並びに基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等を行う。
- (4) 被災都府県は、当該被災都府県と被災電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による通信の臨時確保を要請する。
- (5) 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて現地における調整会議と連携して改めて優先順位を調整し、総務省を通じて、被災電気通信事業者に対して、調整会議における関係者間の役割分担や対応方針に基づき、関係者と連携して被災都府県から示された重要施設における通信の臨時確保をするよう要請する。
- (6) 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、総務省を通じて通信の臨時確保を要請することができるものとする。
- (7) 被災電気通信事業者は、通信の空白地域について、その解消に相当の日数を要するときは、被災都府県にその情報を提供するとともに、Ⅲ 4. (3)と同様に通信の臨時確保を行う。また、優先的な通信の確保を要する地域について、被災都府県から要請があったときは、その優先度について特段の配慮を行う。
- (8) 重要施設及び通信の空白地域における通信の臨時確保に当たり、被災電気通信事業者は、自らが通信用機材、作業要員等の運搬手段を手配することが困難なときは、必要に応じて、総務省を通じて、緊急災害対策本部又は現地対策本部に運搬手段の確保を要請することができる。

## 5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 総務省及び電気通信事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行が出来るよう、発災前にあらかじめ緊急通行車両確認標章の交付を受けておくなど<sup>59</sup>、必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気通信事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。

---

<sup>59</sup> 緊急通行車両確認標章は、令和5年8月31日までは、従前どおり災害発生後に交付される。

## 第7章 防災拠点

### 1. 防災拠点の種類及び機能

- (1) 防災拠点については、第6章までの各分野の活動に係る計画に示したとおりであるが、改めて具体計画で用いる防災拠点の分類及びその機能を整理すると、以下のとおりである。
- (2) 緊急災害対策本部、現地对策本部及び防災関係機関は、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）と地方公共団体が運用するこれらの防災拠点と密接に連携を図りつつ、効果的な災害応急対策を実施する。
- (3) 防災拠点は、いつ発災するか分からない南海トラフ地震に対して、発災時点で実際に利活用できる施設とする必要があることから、既存の施設のうちから選定している。ただし、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する。

分類	機能
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3-2）
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける被災都府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの（別表3-2に重点受援県に係るもののみ掲載）
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの（別表3-3に航空機用救助活動拠点のみ掲載）
航空搬送拠点	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの（別表4-1、4-2）
広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を被災府県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの（別表5-3）
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの（別表7-1）

## 2. 海上輸送拠点

- (1) 陸路での到達が困難な場合、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等、海路による輸送が効率的と見込まれる場合において、人員、物資、燃料、資機材等の輸送の受入れに活用することを想定する海上輸送拠点を別表7-1のとおり定める。
- (2) 海上輸送拠点として活用する港湾は、発災時も有効に機能するよう、次に掲げる考え方に当てはまるものから選定した。
  - ① 利用する岸壁は、当該地点において考えられる最大級の強さを持つ地震動によっても機能を損なわずに船舶の利用、人の乗降及び物資等の荷役を速やかに行うことができること。
  - ② 効率的な輸送が可能となるよう一定規模以上のフェリー、RORO船、油槽船が着岸できる規模の係留施設を有すること。
  - ③ 緊急輸送ルート、製油所、油槽所の近傍に位置すること。
  - ④ 航路啓開と道路啓開の双方について、関係者との災害時における協定により、迅速な啓開作業の体制確保が図られていること。
- (3) 発災時において利用する海上輸送拠点の確保
  - ① 国土交通省は、緊急災害対策本部、現地対策本部等が把握している被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズや港湾の被害状況を踏まえ、別表7-1に掲げる海上輸送拠点の中から基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）の活用も念頭に置きつつ、優先的に航路啓開を行う拠点を選定し、港湾施設の使用に関する調整を港湾管理者と行う。
  - ② 国土交通省及び港湾管理者は、港湾施設の応急復旧等を行う。また、国土交通省は、港湾管理者から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、港湾施設の利用調整等の管理業務を行う。
  - ③ 国土交通省地方整備局、海上保安庁及び港湾管理者は、自ら又は災害時における協定に基づき関係者へ要請を行い、海上輸送拠点へアクセスする航路の障害物の確認、除去及び水路の測量を早期に行う。
- (4) 海上輸送に関する調整  
国土交通省は、海路による輸送が効率的と見込まれる場合には、(3)により確保した拠点を活用した海上輸送を行う体制を構築する。  
この場合において、国土交通省は、定期航路の利用だけでなく、臨時の航路の確保も含め、関係機関と海上輸送に関する調整を行う。

### 3. 大規模な広域防災拠点とその役割

- (1) 南海トラフ地震が発生した場合に、被災都府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、以下の表に掲げるような拠点は、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点である。
- (2) 設置主体となる府県は、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行っておく必要がある。

#### <大規模な広域防災拠点>

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
静岡空港 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ DMATの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点であり、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な静岡県内及びその近隣地域の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 静岡県の広域物資輸送拠点の代替拠点である。</li> </ul>
名古屋飛行場 (航空自衛隊小牧基地) (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ DMATの陸路・空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したDMATの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な中部地方内の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 航空自衛隊小牧基地との連携により、物資の受入れ、搬送が可能な拠点である。</li> </ul>
名古屋港 (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害が甚大な中部地方への人員、物資、燃料、資機材等を大量に受入れ、災害応急対策を総合的かつ広域的に実施するための拠点である。</li> </ul>

拠点名	南海トラフ地震において想定される役割
熊本空港 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策に活用する航空機等が駐機、給油等を想定する救助活動拠点である。</li> <li>・ D M A Tの空路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A Tの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点として、特に緊急度判定の機能を確保して、広域的に患者を積極的に受入れ、被害が甚大な大分県及び宮崎県の医療機関の負担を軽減することを想定する拠点である。</li> <li>・ 空路による物資の受入れ、仕分け、搬送に係る広域的な役割を担う拠点である。</li> </ul>
大分スポーツ公園 (大分県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空からの救助活動のための大型回転翼機等が離発着でき、かつ、部隊の指揮、宿営、資機材集積等を行うことを想定する拠点である。</li> <li>・ D M A Tの陸路参集拠点として、ロジスティックチームを配置して参集したD M A Tの活動を後方支援するための拠点である。</li> <li>・ 広域医療搬送を行う航空搬送拠点である。</li> <li>・ 大分県の広域物資輸送拠点である。</li> </ul>

※奈良県は、紀伊半島には大規模な広域防災拠点は無いことを踏まえて、当該エリアを広くカバーする大規模な広域防災拠点（五條市）の整備を段階的に進めている。令和4年度より救助活動拠点（候補地）として活用しており、令和7年度以降、航空搬送拠点候補地等として活用することを見込んでいる。



別表2-1 緊急輸送ルートの路線及び区間

1 高速道路等

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車 国道	道央自動車道	北海道森町 大沼公園IC	北海道札幌市 札幌JCT	NEXCO東日本	
	札幌自動車道	北海道小樽市 小樽IC	北海道札幌市 札幌JCT	NEXCO東日本	
	東北自動車道	埼玉県川口市 川口JCT	青森県青森市 青森IC	NEXCO東日本	
	青森自動車道	青森県青森市 青森東IC	青森県青森市 青森JCT	NEXCO東日本	
	八戸自動車道	岩手県八幡平市 安代JCT	青森県八戸市 八戸IC	NEXCO東日本	
	釜石自動車道	岩手県遠野市 遠野IC	岩手県花巻市 花巻JCT	遠野IC～東和IC:国土交通省 東和IC～花巻JCT:NEXCO東日本	
	秋田自動車道	岩手県北上市 北上JCT	秋田県秋田市 秋田南IC	NEXCO東日本	
		秋田県北秋田市 大館能代空港IC	秋田県小坂町 小坂JCT	大館能代空港IC～小坂北IC:国土交通省 小坂北IC～小坂JCT:NEXCO東日本	
	東北中央自動車道	山形県山形市 山形JCT	山形県東根市 東根IC	NEXCO東日本	
	山形自動車道	宮城県村田町 村田JCT	山形県西川町 月山IC	NEXCO東日本	
		山形県鶴岡市 湯殿山IC	山形県鶴岡市 鶴岡JCT	NEXCO東日本	
	日本海東北自動車道	山形県鶴岡市 鶴岡JCT	山形県酒田市 酒田みなとIC	NEXCO東日本	
		新潟県新潟市 新潟中央JCT	新潟県新潟市 豊栄新潟東港IC	NEXCO東日本	
	常磐自動車道	埼玉県三郷市 三郷JCT	宮城県亶理町 亶理IC	NEXCO東日本	
	磐越自動車道	福島県いわき市 いわきJCT	新潟県新潟市 新潟中央JCT	NEXCO東日本	
	北関東自動車道	群馬県高崎市 高崎JCT	茨城県茨城町 茨城町JCT	NEXCO東日本	
	東関東自動車道	茨城県茨城町 茨城町JCT	茨城県茨城町 茨城空港北IC	NEXCO東日本	
		千葉県市川市 高谷JCT	茨城県潮来市 潮来IC	NEXCO東日本	
	上信越自動車道	群馬県藤岡市 藤岡JCT	新潟県上越市 上越JCT	NEXCO東日本	
	東京外環自動車道	東京都練馬区 大泉JCT	埼玉県三郷市 三郷JCT	NEXCO東日本	
	館山自動車道	千葉県木更津市 木更津JCT	千葉県富津市 富津津岡IC	NEXCO東日本	
	関越自動車道	東京都練馬区 大泉JCT	新潟県長岡市 長岡JCT	NEXCO東日本	
	中央自動車道	東京都杉並区 高井戸IC	山梨県富士吉田市 富士吉田IC	NEXCO中日本	中央自動車道富士吉田線
		山梨県大月市 大月JCT	愛知県小牧市 小牧JCT	NEXCO中日本	中央自動車道西宮線
	東名高速道路	東京都世田谷区 東京IC	愛知県小牧市 小牧IC	NEXCO中日本	
	北陸自動車道	新潟県新潟市 新潟中央JCT	滋賀県米原市 米原JCT	新潟中央JCT～朝日IC:NEXCO東日本 朝日IC～米原JCT:NEXCO中日本	
	東海北陸自動車道	愛知県一宮市 一宮JCT	富山県小矢部市 小矢部砺波JCT	NEXCO中日本	
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県三木市 吉川JCT	福井県敦賀市 敦賀JCT	吉川JCT～小浜IC:NEXCO西日本 小浜IC～敦賀JCT:NEXCO中日本	
	長野自動車道	長野県岡谷市 岡谷JCT	長野県千曲市 大字南宮 更埴JCT	安曇野IC～更埴JCT:NEXCO東日本 岡谷JCT～安曇野IC:NEXCO中日本	
	新東名高速道路	神奈川県厚木市 厚木南IC	神奈川県伊勢原市 伊勢原JCT	NEXCO中日本	
		静岡県静岡市 新清水JCT	静岡県静岡市 清水JCT	NEXCO中日本	清水連絡路
		静岡県浜松市 浜松いなさJCT	静岡県浜松市 三ヶ日JCT	NEXCO中日本	引佐連絡路
		静岡県御殿場市 新御殿場IC	愛知県豊田市 豊田東JCT	NEXCO中日本	
	中部横断自動車道	静岡県静岡市 新清水JCT	山梨県甲斐市 双葉JCT	新清水JCT～富沢IC:NEXCO中日本 富沢IC～六郷IC:国土交通省 六郷IC～双葉JCT:NEXCO中日本	
	伊勢湾岸自動車道	愛知県豊田市 豊田東JCT	三重県四日市市 四日市JCT	NEXCO中日本	
	名古屋第二環状自動車道	愛知県名古屋市長久保IC	愛知県名古屋市長久保JCT	NEXCO中日本	
		愛知県名古屋市長久保IC	愛知県名古屋市長久保JCT	NEXCO中日本	名古屋支線
		愛知県名古屋市長久保IC	愛知県名古屋市長久保JCT	NEXCO中日本	
	東名阪自動車道	愛知県名古屋市長久保IC	三重県亀山市 伊勢関IC	NEXCO中日本	
	名神高速道路	愛知県小牧市 小牧IC	兵庫県西宮市 西宮IC	小牧IC～八日市IC:NEXCO中日本 八日市IC～西宮IC:NEXCO西日本	
		京都府久御山町 久御山淀IC	京都府大山崎町 大山崎JCT	NEXCO西日本	大山崎支線 京滋バイパスの一部区間
	伊勢自動車道	三重県亀山市 伊勢関IC	三重県伊勢市 伊勢IC	NEXCO中日本	
	紀勢自動車道	三重県尾鷲市 尾鷲北IC	三重県多気町 勢和多気JCT	尾鷲北IC～紀伊長島IC:国土交通省 紀伊長島IC～勢和多気JCT:NEXCO中日本	
		和歌山県田辺市 南紀田辺IC	和歌山県すさみ町 すさみ南IC	国土交通省	
	新名神高速道路	三重県亀山市 亀山JCT	滋賀県草津市 草津JCT	亀山JCT～甲賀土山IC:NEXCO中日本 甲賀土山IC～草津JCT:NEXCO西日本	
三重県亀山市 亀山西JCT		三重県四日市市 四日市JCT	NEXCO中日本		
京都府城陽市 城陽JCT		京都府八幡市 八幡京田辺JCT	NEXCO西日本		
兵庫県神戸市 神戸JCT		大阪府高槻市 高槻JCT・IC	NEXCO西日本		



道路種別	路線名	区間		管理者	備考
高速自動車 国道	西名阪自動車道	奈良県天理市 天理IC	大阪府松原市 松原JCT	NEXCO西日本	
	近畿自動車道	大阪府松原市 松原JCT	大阪府茨木市 吹田JCT	NEXCO西日本	
	関西空港自動車道	大阪府泉佐野市 泉佐野JCT	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	NEXCO西日本	
	阪和自動車道	大阪府松原市 松原JCT	和歌山県有田川町 有田IC	NEXCO西日本	
		和歌山県御坊市 御坊IC	和歌山県田辺市 南紀田辺IC	NEXCO西日本	
	中国自動車道	大阪府茨木市 吹田JCT	山口県下関市 下関IC	NEXCO西日本	
	山陽自動車道	兵庫県神戸市 神戸JCT	広島県廿日市市 廿日市JCT	NEXCO西日本	吹田山口線
		広島県大竹市 大竹JCT	山口県山口市 山口JCT	NEXCO西日本	吹田山口線
		兵庫県三木市 三木JCT	兵庫県神戸市 神戸西IC	NEXCO西日本	木見支線
		岡山県倉敷市 倉敷JCT	岡山県早島町 早島IC	NEXCO西日本	早島支線
		山口県下関市 下関JCT	山口県宇部市 宇部JCT	NEXCO西日本	宇部下関線
	中国横断自動車道	兵庫県たつの市 播磨JCT	兵庫県宍粟市 宍粟JCT	NEXCO西日本	
	鳥取自動車道	兵庫県佐用町 佐用TB	岡山県西粟倉村 西粟倉IC	国土交通省	
		鳥取県智頭町 智頭IC	鳥取県鳥取市本高 鳥取IC	国土交通省	
	米子自動車道	岡山県真庭市 落合JCT	鳥取県米子市赤井手 米子IC	NEXCO西日本	
	山陰自動車道	島根県松江市 松江玉造IC	島根県松江市 宍道JCT	NEXCO西日本	
	松江自動車道	広島県三次市 三次東JCT	島根県松江市 宍道JCT	三次東JCT～三刀屋木次IC:国土交通省 三刀屋木次IC～宍道JCT:NEXCO西日本	
	岡山自動車道	岡山県岡山市 岡山JCT	岡山県真庭市 北房JCT	NEXCO西日本	
	広島自動車道	広島県広島市 広島北JCT	広島県広島市 広島JCT	NEXCO西日本	
	尾道自動車道	広島県尾道市 尾道JCT	広島県三次市 三次東JCT	国土交通省	
	浜田自動車道	広島県北広島市 千代田JCT	島根県浜田市 浜田IC	NEXCO西日本	
	関門自動車道	山口県下関市 下関IC	福岡県北九州市 門司IC	NEXCO西日本	
	徳島自動車道	徳島県鳴門市 鳴門IC	愛媛県四国中央市 川之江東JCT	NEXCO西日本	
	徳島南部自動車道	徳島県徳島市 徳島JCT	徳島県徳島市 徳島沖洲IC	NEXCO西日本	
	高松自動車道	徳島県鳴門市 鳴門IC	愛媛県四国中央市 川之江JCT	NEXCO西日本	
	松山自動車道	愛媛県四国中央市 川之江JCT	愛媛県大洲市 大洲IC	NEXCO西日本	
		愛媛県大洲市 大洲北只IC	愛媛県宇和島市 宇和島北IC	大洲北只IC～西予宇和IC:NEXCO西日本 西予宇和IC～宇和島北IC:国土交通省	
	高知自動車道	愛媛県四国中央市 川之江JCT	高知県須崎市 須崎東IC	NEXCO西日本	
		高知県須崎市 須崎西IC	高知県四万十町 四万十町中央IC	国土交通省	
	九州自動車道	福岡県北九州市 門司IC	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	NEXCO西日本	
	東九州自動車道	福岡県北九州市 北九州JCT	宮崎市日南市 日南東郷IC	北九州JCT～佐伯IC:NEXCO西日本 佐伯IC～延岡南IC:国土交通省 延岡南IC～清武南IC:NEXCO西日本 清武南IC～日南東郷IC:国土交通省	
		鹿児島県志布志市 志布志IC	鹿児島県霧島市 隼人東IC	志布志IC～末吉財部IC:国土交通省 末吉財部IC～隼人東IC:NEXCO西日本	
	大分自動車道	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	大分県大分市 大分米良IC	NEXCO西日本	
長崎自動車道	長崎県長崎市 長崎IC	佐賀県鳥栖市 鳥栖JCT	NEXCO西日本		
宮崎自動車道	宮崎県えびの市 えびのJCT	宮崎県宮崎市 宮崎IC	NEXCO西日本		
自動車専用 道路	釜石自動車道	岩手県釜石市 釜石JCT	岩手県遠野市 遠野IC	国土交通省	
	三陸自動車道	岩手県釜石市 釜石中央IC	岩手県釜石市 釜石JCT	国土交通省	
		宮城県仙台市 仙台港北IC	宮城県利府町 利府中IC	NEXCO東日本	仙塩道路
		宮城県利府町 利府中IC	宮城県東松島市 鳴瀬奥松島IC	宮城県道路公社	仙台松島道路
		宮城県東松島市 鳴瀬奥松島IC	宮城県東松島市 矢本IC	国土交通省	
	仙台東部道路	宮城県亶理町 亶理IC	宮城県仙台市 仙台港北IC	NEXCO東日本	
	仙台南部道路	宮城県仙台市 仙台若林JCT	宮城県仙台市 仙台南IC	NEXCO東日本	
	月山道路	山形県西川町 月山IC	山形県鶴岡市 田妻俣(十座沢橋付近)	国土交通省	国道112号(自動車専用道路区間)
	福島空港・あぶくま南道路(あぶくま高原道路)	福島県矢吹町 矢吹IC	福島県玉川村 福島空港IC	矢吹IC～矢吹中央IC:福島県 矢吹中央IC～玉川IC:福島県道路公社 玉川IC～福島空港IC:福島県	福島県道42号矢吹小野線
	能越自動車道	富山県高岡市 高岡IC	富山県小矢部市 小矢部砺波JCT	富山県道路公社	高岡砺波道路
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県成田市 大栄JCT	埼玉県鶴ヶ島市 鶴ヶ島JCT	NEXCO東日本	
		埼玉県鶴ヶ島市 鶴ヶ島JCT	神奈川県海老名市 海老名JCT	あきる野IC～鶴ヶ島JCT:NEXCO東日本 海老名JCT～あきる野IC:NEXCO中日本	
	京葉道路	東京都江戸川区 一之江出入口	千葉県千葉市 宮野木JCT	NEXCO東日本	
東京湾アクアライン	神奈川県川崎市 川崎浮島JCT	千葉県木更津市 木更津金田IC	NEXCO東日本		
東京湾アクアライン連絡道	千葉県木更津市 木更津金田IC	千葉県木更津市 木更津JCT	NEXCO東日本		
富津館山道路	千葉県富津市 富津竹岡IC	千葉県南房総市 富浦IC	NEXCO東日本		

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	保土ヶ谷バイパス	神奈川県横浜市 新保土ヶ谷IC	神奈川県横浜市 上川井IC	国土交通省	国道16号
	横浜横須賀道路	神奈川県横浜市 並木トンネル	神奈川県横須賀市 浦賀 浦賀IC	NEXCO東日本	横浜横須賀道路本線、横浜横須賀道路金沢支線
		神奈川県横浜市 狩場JCT	神奈川県横浜 新保土ヶ谷IC	NEXCO東日本	国道16号
	三浦縦貫道路	神奈川県横須賀市 衣笠IC	神奈川県横須賀市 林IC	神奈川県道路公社	三浦サンサンライン
	小田原厚木道路	神奈川県厚木市 厚木IC	神奈川県小田原市 小田原西IC	NEXCO中日本	
	西湘バイパス	神奈川県小田原市 小田原西IC	神奈川県小田原市 石橋IC	NEXCO中日本	
	真鶴道路	神奈川県真鶴町 真鶴料金所	神奈川県湯河原町 中央5丁目 吉沢橋交差点	神奈川県道路公社	
	東富士五湖道路	山梨県富士吉田市 富士吉田IC	静岡県小山町 須走IC	NEXCO中日本	
	須走道路	静岡県小山町 須走IC	静岡県御殿場市 水土野IC	国土交通省	
	御殿場バイパス	静岡県御殿場市 水土野IC	静岡県御殿場市 ぐみ沢IC	国土交通省	
		静岡県御殿場市 仁杉JCT	静岡県御殿場市 新御殿場IC	国土交通省	
	東駿河湾環状道路	静岡県沼津市 沼津岡宮IC	静岡県函南町 函南塚本IC	国土交通省	
	伊豆中央道	静岡県伊豆の国市 長岡北IC	静岡県函南町 肥田 国道136号交差	静岡県道路公社	
	修善寺道路	静岡県伊豆の国市 大仁中央IC	静岡県伊豆市 修善寺IC	静岡県道路公社	
	天城北道路	静岡県伊豆市 修善寺IC	静岡県伊豆市 月ヶ瀬IC	国土交通省	
	河津下田道路	静岡県河津町 河津七滝IC	静岡県河津町 河津逆川IC	国土交通省	国道414号
	西富士道路	静岡県富士市 伝法 静岡県道353号交差	静岡県富士市 新富士IC	国土交通省	国道139号
	浜名バイパス	静岡県浜松市 篠原IC	静岡県湖西市 大倉戸IC	国土交通省	国道1号
	潮見バイパス	静岡県湖西市 大倉戸IC	愛知県豊橋市 豊橋東IC	国土交通省	国道1号
	東海環状自動車道	愛知県豊田市 豊田東JCT	岐阜県関市 美濃関JCT	NEXCO中日本	
	知多半島道路	愛知県名古屋 大高IC	愛知県半田市 半田IC	愛知県道路公社	
	南知多道路	愛知県半田市 半田IC	愛知県南知多町 豊丘IC	愛知県道路公社	
	知多横断道路	愛知県半田市 半田中央JCT	愛知県常滑市 常滑IC	愛知県道路公社	セントレアライン
	名阪国道	三重県亀山市 亀山IC	奈良県天理市 天理IC	国土交通省	国道25号
	熊野尾鷲道路	三重県尾鷲市 尾鷲北IC	三重県熊野市 熊野大泊IC	国土交通省	国道42号
	湖西道路	滋賀県大津市 志賀IC	滋賀県大津市 坂本北IC	国土交通省	国道161号
	京滋バイパス	滋賀県大津市 瀬田東JCT	京都府久御山町 久御山IC	NEXCO西日本	国道1号
		京都府久御山町 久御山IC	京都府久御山町 久御山淀IC	NEXCO西日本	国道478号 京都第二外環状道路
	第二京阪道路	大阪府門真市 門真JCT	京都府京都市 城南宮南IC	NEXCO西日本	国道1号
	京都縦貫自動車道	京都府大山崎町 大山崎JCT	京都府京丹波町 丹波IC	NEXCO西日本	京都第二外環状道路、京都丹波道路
		京都府京丹波町 丹波IC	京都府宮津市 宮津天橋立IC	NEXCO西日本	丹波綾部道路、綾部宮津道路
	山陰近畿自動車道	京都府宮津市 宮津天橋立IC	京都府京丹波町 京丹波大宮IC	京都府	宮津与謝道路、野田川大宮道路
	京奈和自動車道	京都府木津川市 木津IC	京都府城陽市 城陽IC	NEXCO西日本	国道24号
		奈良県大和郡山市 郡山下ツ道JCT	奈良県橿原市 橿原北IC	国土交通省	大和御所道路
		奈良県橿原市 橿原高田IC	奈良県御所市 御所南IC	国土交通省	大和御所道路
		奈良県御所市 御所南IC	奈良県五條市 五條北IC	国土交通省	大和御所道路
		奈良県五條市 五條北IC	和歌山県和歌山市 和歌山JCT	国土交通省	紀北西道路、紀北東道路、橋本道路、五條道路
	堺泉北有料道路	大阪府堺市 堺JCT	大阪府泉大津市 助松JCT	NEXCO西日本	
	南阪奈道路	大阪府堺市 美原JCT	奈良県葛城市 新庄出入口	NEXCO西日本	
	第二阪奈道路	大阪府東大阪市 水走出入口	奈良県奈良市 宝来ランプ	NEXCO西日本	
	第二阪和国道	大阪府阪南市 自然田 第二阪和国道入口	和歌山県和歌山市 元寺町5丁目 元寺町五丁目交差点	国土交通省	国道26号
	ハーバーハイウェイ	兵庫県神戸市 新港ランプ	兵庫県神戸市 住吉浜入口	神戸市	湾岸幹線道路
	第二神明道路	兵庫県神戸市 月見山出入口	兵庫県明石市 明石西IC	NEXCO西日本	国道2号
	加古川バイパス	兵庫県明石市 明石西ランプ	兵庫県高砂市 高砂北ランプ	国土交通省	国道2号
	姫路バイパス	兵庫県高砂市 高砂北ランプ	兵庫県太子町 太子東ランプ	国土交通省	国道2号
	太子竜野バイパス	兵庫県太子町 太子東ランプ	兵庫県太子町 太子上太田JCT	国土交通省	国道2号
	姫路西バイパス	兵庫県太子町 太子上太田JCT	兵庫県姫路市 山陽姫路西IC	国土交通省	国道29号
播但連絡道路	兵庫県姫路市 姫路JCT	兵庫県朝来市 和田山IC	兵庫県道路公社		
神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市 神戸西IC	徳島県鳴門市 鳴門IC	JB本四高速	明石海峡大橋、大鳴門橋	
北近畿豊岡自動車道	兵庫県丹波市 春日JCT	兵庫県養父市 八鹿水ノ山IC	国土交通省 (遠阪トンネルは兵庫県道路公社)		
	兵庫県養父市 八鹿水ノ山IC	兵庫県豊岡市 但馬空港IC	国土交通省	八鹿日高道路	
湯浅御坊道路	和歌山県有田川町 有田IC	和歌山県御坊市 御坊IC	NEXCO西日本		
那智勝浦新宮道路	和歌山県新宮市 三輪崎 高森交差点	和歌山県那智勝浦町 市屋出入口	国土交通省		

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
自動車専用道路	北条倉吉道路	鳥取県北栄町弓原 国道9号交差	鳥取県倉吉市 倉吉IC	鳥取県	国道313号
	山陰自動車道	鳥取県鳥取市本高 鳥取IC	鳥取県青谷町青谷 青谷IC	国土交通省	鳥取西道路
		鳥取県鳥取市青谷町青谷 青谷IC	鳥取県東伯郡湯梨浜町 はわいIC	国土交通省	国道9号自動車専用道路 青谷羽合道路
		鳥取県琴浦町 大栄東伯IC	鳥取県大山町 赤碓中山IC	国土交通省	東伯・中山道路
		鳥取県大山町 赤碓中山IC	鳥取県大山町下市 名和・淀江道路交差	国土交通省	中山・名和道路
		鳥取県大山町下市 中山・名和道路交差	鳥取県大山町 淀江IC	国土交通省	名和・淀江道路
		鳥取県大山町 淀江IC	鳥取県米子市 米子西IC	国土交通省	米子道路
		鳥取県米子市 米子西IC	鳥根県松江市 東出雲IC	NEXCO西日本	安来道路
		鳥根県松江市 東出雲IC	鳥根県松江市 松江玉造IC	国土交通省	松江道路
	志戸坂峠道路	岡山県西粟倉村 西粟倉IC	岡山県西粟倉村坂根 坂根交差点	国土交通省	国道373号 鳥取自動車道
		鳥取県智頭町駒場 駒場交差点	鳥取県智頭町 智頭IC	国土交通省	国道373号 鳥取自動車道
	瀬戸中央自動車道	岡山県早島町 早島IC	香川県坂出市 坂出IC	JB本四高速	瀬戸大橋
	西瀬戸自動車道(しまなみ海道)	広島県尾道市 西瀬戸尾道IC	広島県尾道市 生口島北IC	JB本四高速	
		広島県尾道市 生口島北IC	広島県尾道市 生口島南IC	国土交通省	生口島道路
		広島県尾道市 生口島南IC	愛媛県今治市 大島北IC	JB本四高速	
		愛媛県今治市 大島北IC	愛媛県今治市 大島南IC	国土交通省	大島道路
		愛媛県今治市 大島南IC	愛媛県今治市 今治IC	JB本四高速	
	広島呉道路	広島県広島市 仁保JCT	広島県呉市 呉IC	NEXCO西日本	
	東広島呉自動車道	広島県呉市 阿賀IC	広島県東広島市 高屋IC	国土交通省	国道375号線
	広島岩国道路	広島県廿日市市 廿日市JCT	広島県大竹市 大竹JCT	NEXCO西日本	
	江津道路	鳥根県浜田市 浜田JCT	鳥根県江津市 江津IC	NEXCO西日本	
	山口宇部道路	山口県山口市 小郡JCT	山口県宇部市 宇部東IC	山口県	山口県道6号山口宇部線
	日和佐道路	徳島県阿南市 小野IC	徳島県美波町 日和佐出入口	国土交通省	国道55号 阿南安芸自動車道
	今治小松自動車道	愛媛県今治市 今治湯ノ浦IC	愛媛県西条市 いよ小松JCT	NEXCO西日本	
	三坂道路	愛媛県久万高原町東明神 国道33号交差	愛媛県松山市久谷町 国道33号交差	国土交通省	国道33号 高知松山自動車道
	大洲道路	愛媛県大洲市 大洲北只IC	愛媛県大洲市 大洲IC	国土交通省	国道56号
	宇和島道路	愛媛県宇和島市 津島岩松IC	愛媛県宇和島市 宇和島北IC	国土交通省	国道56号
	八幡浜道路	愛媛県八幡浜市 八幡浜東IC	愛媛県八幡浜市 八幡浜IC	愛媛県	国道197号 大洲・八幡浜自動車道
	名坂道路	愛媛県八幡浜市 八幡浜IC	愛媛県八幡浜市 保内IC	愛媛県	国道197号 大洲・八幡浜自動車道
	須崎道路	高知県須崎市 須崎東IC	高知県須崎市 須崎西IC	国土交通省	国道56号
	中村宿毛道路	高知県四万十市 四万十IC	高知県宿毛市 宿毛和田IC	国土交通省	国道56号
	片坂バイパス	高知県四万十町四万十町西IC	高知県黒潮町黒潮奉ノ川IC	国土交通省	国道56号
	高知東部自動車道	高知県香南市 香南のいちIC	高知県芸西村 芸西西IC	国土交通省	国道55号 南国安芸道路
		高知県高知市 高知JCT	高知県南国市 なんこく南IC	国土交通省	国道55号 高知南国道路
		高知県南国市 なんこく南IC	高知県南国市 高知龍馬空港IC	国土交通省	
	西九州自動車道	長崎県佐世保市 佐世保大塔IC	佐賀県武雄市 武雄JCT	NEXCO西日本	
	国道57号北側復旧道路	熊本県大津町大津 大津IC入口交差点	熊本県阿蘇市 阿蘇西IC入口	国土交通省	国道57号
	日出バイパス	大分県日出町 遠見IC	大分県日出町 日出IC	NEXCO西日本	
	大分空港道路	大分県日出町 日出IC	大分県国東市 塩屋交差点	大分県	
	北方延岡道路	宮崎県延岡市 延岡IC	宮崎県延岡市 蔵田交差点	国土交通省	国道218号
	高千穂日之影道路	宮崎県高千穂町 雲海橋交差点	宮崎県日之影町 平底交差点	国土交通省	国道218号
	都城志布志道路	鹿児島県志布志市 志布志IC	宮崎県都城市 五十町IC	宮崎県内:宮崎県 鹿児島県内:鹿児島県	
	大隅縦貫道	鹿児島県鹿屋市 鹿屋串良JCT	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	鹿児島県	鹿児島県道55号鹿屋串良インター線
	隼人道路	鹿児島県始良市 加治木JCT	鹿児島県霧島市 隼人東IC	NEXCO西日本	国道10号バイパス
	南九州西回り自動車道	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県いちき串木野市 市来IC	NEXCO西日本	鹿児島道路
		鹿児島県いちき串木野市 市来IC	鹿児島県薩摩川内市 薩摩川内水引IC	国土交通省	川内道路、川内隔之城道路
	指宿スカイライン	鹿児島県鹿児島市 鹿児島IC	鹿児島県南九州市 顔娃IC	鹿児島県道路公社	鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線

道路種別	路線名	区間		管理者	備考
都市高速道路	首都高速1号羽田線	東京都港区 浜崎橋JCT	東京都大田区 羽田出入口	首都高速道路株式会社	
	首都高速3号渋谷線	東京都世田谷区 東京IC	東京都港区 谷町JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速4号新宿線	東京都杉並区 高井戸IC	東京都千代田区 三宅坂JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速5号池袋線	東京都板橋区 熊野町JCT	埼玉県戸田市 美女木JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速6号向島線	東京都墨田区 両国JCT	東京都中央区 江戸橋JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速6号三郷線	東京都葛飾区 小菅JCT	埼玉県三郷市 三郷JCT	首都高速道路株式会社	
	首都高速7号小松川線	東京都墨田区 両国JCT	東京都江戸川区 一之江出入口	首都高速道路株式会社	
	首都高速10号晴海線	東京都江東区 東雲JCT	東京都江東区 晴海出入口	首都高速道路株式会社	
	首都高速11号台場線	東京都江東区 有明JCT	東京都港区 芝浦JCT	首都高速道路株式会社	
	都市高速道路	首都高速埼玉大宮線	埼玉県戸田市 美女木JCT	埼玉県さいたま市 与野JCT	首都高速道路株式会社
首都高速川口線		東京都足立区 江北JCT	埼玉県川口市 川口JCT	首都高速道路株式会社	
首都高速湾岸線		千葉県市川市 高谷JCT	神奈川県横浜市 並木トンネル	首都高速道路株式会社	
首都高速都心環状線		東京都中央区 江戸橋JCT	東京都中央区 江戸橋JCT	首都高速道路株式会社	竹橋・三宅坂・一の橋・浜崎橋JCT周り
首都高速中央環状線		東京都品川区 大井JCT	東京都葛飾区 小菅JCT	首都高速道路株式会社	板橋・江北JCT経由
首都高速神奈川1号横羽線		東京都大田区 羽田出入口	神奈川県横浜市 石川町JCT	首都高速道路株式会社	神奈川県道147号高速横浜羽田空港線
首都高速神奈川3号狩場線		神奈川県横浜市 本牧JCT	神奈川県横浜市 狩場JCT	首都高速道路株式会社	
首都高速神奈川7号横浜北線		神奈川県横浜市 生麦JCT	神奈川県横浜市 横浜港北JCT	首都高速道路株式会社	
首都高速神奈川7号横浜北西線		神奈川県横浜市 横浜港北JCT	神奈川県横浜市 横浜青葉JCT	首都高速道路株式会社	
名古屋高速都心環状線		愛知県名古屋市 東片端JCT	愛知県名古屋市 東片端JCT	名古屋高速道路公社	名古屋高速都心環状線全線
名古屋高速1号楠線		愛知県名古屋市 東片端JCT	愛知県名古屋市 楠JCT	名古屋高速道路公社	
名古屋高速2号東山線		愛知県名古屋市 新洲崎JCT	愛知県名古屋市 高針JCT	名古屋高速道路公社	
名古屋高速3号大高線		愛知県名古屋市 鶴舞南JCT	愛知県名古屋市 名古屋南JCT	名古屋高速道路公社	
名古屋高速4号東海線		愛知県名古屋市 山王JCT	愛知県東海市 東海JCT	名古屋高速道路公社	
名古屋高速5号万場線		愛知県名古屋市 新洲崎JCT	愛知県名古屋市 名古屋西JCT	名古屋高速道路公社	
名古屋高速6号清須線		愛知県名古屋市 明道町JCT	愛知県清須市 清洲JCT	名古屋高速道路公社	
名古屋高速11号小牧線		愛知県名古屋市 楠JCT	愛知県小牧市 小牧北出入口	名古屋高速道路公社	
名古屋高速16号一宮線		愛知県清須市 清洲JCT	愛知県一宮市 一宮中入口	名古屋高速道路公社	
阪神高速1号環状線		大阪府大阪市 湊町出入口	大阪府大阪市 湊町出入口	阪神高速道路株式会社	阪神高速1号環状線全線
阪神高速2号淀川左岸線		大阪府大阪市 海老江JCT	大阪府大阪市 北港JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速3号神戸線		大阪府大阪市 阿波座JCT	兵庫県神戸市 月見山出入口	阪神高速道路株式会社	
阪神高速4号湾岸線		大阪府大阪市 南港JCT	大阪府泉佐野市 りんくうJCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速5号湾岸線		大阪府大阪市 南港JCT	兵庫県神戸市 住吉浜出入口	阪神高速道路株式会社	
		兵庫県神戸市 名谷JCT	兵庫県神戸市 垂水JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速6号大和川線		大阪府堺市 三宝JCT	大阪府松原市 三宅JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速7号北神戸線		兵庫県神戸市 伊川谷JCT	兵庫県西宮市 西宮山口JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速11号池田線		大阪府大阪市 環状線中之島JCT	大阪府豊中市 大阪空港出入口	阪神高速道路株式会社	
阪神高速12号守口線		大阪府大阪市 環状線天神橋JCT	大阪府守口市 守口JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速13号東大阪線		大阪府大阪市 東船場JCT	大阪府東大阪市 水走出入口	阪神高速道路株式会社	
阪神高速14号松原線		大阪府大阪市 えびすJCT	大阪府松原市 松原JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速15号堺線		大阪府大阪市 高津入口	大阪府堺市 堺出入口	阪神高速道路株式会社	
阪神高速16号大阪港線		大阪府大阪市 東船場JCT	大阪府大阪市 南港JCT	阪神高速道路株式会社	
阪神高速31号神戸山手線		兵庫県神戸市 湊川JCT	兵庫県神戸市 白川JCT	阪神高速道路株式会社	
広島高速1号線		広島県広島市 都市高速広島東	広島県広島市 温品JCT	広島高速道路公社	
広島高速2号線		広島県広島市 温品JCT	広島県広島市 仁保JCT	広島高速道路公社	
広島高速3号線		広島県広島市 商工センターIC	広島県広島市 仁保JCT	広島高速道路公社	
北九州高速1号線		福岡県北九州市 小倉東IC	福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡北九州高速道路公社	
北九州高速2号線		福岡県北九州市 小倉駅北出入口	福岡県北九州市 日明出入口	福岡北九州高速道路公社	
北九州高速3号線		福岡県北九州市 愛宕JCT	福岡県北九州市 東港JCT	福岡北九州高速道路公社	
北九州高速4号線		福岡県北九州市 門司IC	福岡県北九州市 八幡IC	福岡北九州高速道路公社	
福岡高速1号線		福岡県福岡市 千鳥橋JCT	福岡県福岡市 西公園JCT	福岡北九州高速道路公社	
福岡高速2号線		福岡県福岡市 千鳥橋JCT	福岡県太宰府市 太宰府IC	福岡北九州高速道路公社	
福岡高速3号線		福岡県福岡市 豊JCT	福岡県福岡市 空港通出入口	福岡北九州高速道路公社	

2 一般国道

路線名	区間		管理者	備考
国道1号	静岡県沼津市大岡 上石田北交差点	静岡県静岡市清水区天神2丁目 江尻大和交差点	国土交通省	沼津バイパス、富士由比バイパス
	静岡県静岡市 清水IC	静岡県静岡市清水区八坂西町 清水IC西交差点	国土交通省	静清バイパス
	静岡県袋井市 堀越IC	静岡県浜松市 篠原IC	国土交通省	袋井バイパス、磐田バイパス、浜松バイパス
	愛知県豊橋市 豊橋東IC	愛知県豊川市 音羽蒲郡IC	国土交通省	
	滋賀県大津市 藤尾南ランプ	京都府京都市 京都東IC	国土交通省	
	京都府京都市 京都南IC	京都府京都市下京区醍醐町 烏丸五条交差点	国土交通省	京阪国道、九条通、油小路通、堀川通、五条通
国道2号	大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目 歌島橋交差点	兵庫県神戸市須磨区若宮町 海浜公園前交差点	国土交通省	
	岡山県倉敷市船穂町 県道54号交差	岡山県倉敷市中島 大西交差点	国土交通省	玉島バイパス
	広島県福山市 福山西IC	広島県尾道市 西瀬戸尾道IC	国土交通省	(松永道路)松永バイパス
	広島県広島市 東雲IC	広島県広島市安芸区船越南1丁目 広島市道安芸3区141号線交差	国土交通省	
	広島県大竹市黒川1丁目 大竹インター入口交差点	山口県岩国市装束町 装束5丁目交差点	国土交通省	
	山口県下松市南花岡 末武中交差点	山口県周南市 徳山西IC	国土交通省	
国道3号	福岡県古賀市 古賀IC	福岡県新宮町三代 大森交差点	国土交通省	平和通り
	熊本県八代市 八代IC	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	国土交通省	
国道4号	青森県青森市長島 消防本部前交差点	青森県青森市野内小笹 宮田交差点	国土交通省	青森東バイパス
	岩手県花巻市二枚橋町南1丁目 方八丁交差点	岩手県花巻市二枚橋 花巻空港駅口交差点	国土交通省	
	宮城県仙台市太白区郡山館ノ内 鹿の又交差点	宮城県仙台市若林区遠見塚東 仙台市道霞日飛行場北線交差	国土交通省	
	栃木県宇都宮市 宇都宮上三川IC	栃木県宇都宮市西刑部町 瑞穂野南交差点	国土交通省	新4号バイパス
	栃木県下野市下古山 下古山交差点	栃木県宇都宮市上横田町 北宇都宮駐屯地交差点	国土交通省	日光街道
国道6号	福島県いわき市錦町 国道289号交差	福島県いわき市泉町 木戸脇交差点	国土交通省	常磐バイパス
	茨城県日立市 日立南太田IC	茨城県日立市大和田町 大和田町交差点	国土交通省	陸前浜街道
国道7号	青森県青森市 青森IC	青森県青森市長島 消防本部前交差点	国土交通省	青森環状道路、青森西バイパス
	青森県青森市 青森中央IC	青森県青森市荒川藤戸 県立図書館前交差点	国土交通省	
	秋田県秋田市川尻町 臨海十字路交差点	秋田県秋田市土崎港西 土崎臨海十字路交差点	国土交通省	臨海バイパス
国道8号	富山県高岡市 高岡IC	富山県富山市金泉寺 金泉寺交差点	国土交通省	富山高岡バイパス
	石川県金沢市 金沢西IC	石川県金沢市西都 西念交差点	国土交通省	
	福井県坂井市丸岡町 八ツ口交差点	福井県坂井市丸岡町 一本田交差点	国土交通省	
	福井県敦賀市疋田 疋田交差点	福井県敦賀市 敦賀IC	国土交通省	敦賀バイパス
	滋賀県彦根市外町 外町交差点	滋賀県彦根市古沢町 古沢交差点	国土交通省	
国道9号	京都府京丹波町蒲生 蒲生交差点	京都府京丹波町 丹波IC	国土交通省	
	兵庫県養父市 八鹿氷ノ山IC	兵庫県養父市八鹿町 つるぎが丘交差点	国土交通省	
	鳥取県鳥取市南隈 南隈交差点	鳥取県鳥取市青谷町 青谷IC	国土交通省	
	鳥取県湯梨浜町 はわいIC	鳥取県琴浦町 大栄東伯IC	国土交通省	

路線名	区間	管理者	備考	
国道10号	大分県大分市 大分米良IC	大分県大分市 国道57号(犬飼バイパス)交差	大分南バイパス	
	宮崎県延岡市 北川IC	宮崎県宮崎市橋通東 橋通三交差点	国土交通省	
	宮崎県都城市 都城IC	宮崎県都城市 五十町IC	国土交通省	
国道11号	徳島県松茂町中喜来 空港線西口交差点	徳島県鳴門市 鳴門IC	国土交通省	
	徳島県徳島市 徳島本町交差点	徳島県徳島市 徳島IC	国土交通省	
	香川県高松市 佐古東交差点	香川県高松市上天神町 上天神町交差点	国土交通省	
	香川県高松市木太町 詰田川西交差点	香川県高松市松島町 松島町二丁目交差点	国土交通省	
	香川県坂出市 坂出IC	香川県坂出市富士見町 川津交差点	国土交通省	
国道13号	秋田県秋田市河辺北野田高屋榊表 中央公園入口交差点	秋田県秋田市川尻町 臨海十字路口交差点	国土交通省	
国道14号	千葉県千葉市美浜区真砂5丁目 国道357号交差	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目 登戸交差点	千葉街道	
国道16号	千葉県千葉市中央区村田町 村田町交差点	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 国道409号交差	国土交通省	
	千葉県千葉市 千葉北IC	千葉県柏市 柏IC	国土交通省	
	東京都八王子市 八王子IC	東京都八王子市北野町 新浅川橋南交差点	国土交通省	東京環状、八王子バイパス
	神奈川県横浜市 上川井IC	東京都町田市鶴間 東名入口交差点(国道246号交差)	国土交通省	保土ヶ谷バイパス、大和バイパス
国道17号	群馬県藤岡市立石 中島中納窪交差点	群馬県高崎市倉賀野町 金属工業団地交差点	国土交通省	
	群馬県渋川市 渋川伊香保IC	群馬県渋川市半田 半田交差点	国土交通省	
	埼玉県さいたま市 与野IC	埼玉県桶川市 桶川北本IC	国土交通省	新大宮バイパス 上尾道路
国道18号	長野県坂城町中之条 坂城IC入口交差点	長野県坂城町坂城(ENEOS北信油槽所)	国土交通省	
国道19号	長野県塩尻市 塩尻北IC	長野県松本市野溝木工1丁目 総合団地交差点	国土交通省	
国道20号	東京都国立市 国立府中IC	東京都国立市谷保 国立IC入口交差点	国土交通省	日野バイパス
	山梨県昭和町 甲府昭和IC	山梨県甲斐市富竹新田 駅入口交差点	国土交通省	甲府バイパス
国道21号	岐阜県各務原市 岐阜各務原IC	岐阜県各務原市那加 蘇原三柿野町交差点	国土交通省	那加バイパス
国道23号	愛知県蒲郡市清田町 上大内東交差点	三重県伊勢市 伊勢IC	国土交通省	蒲郡バイパス、岡崎バイパス、 知立バイパス、名四国道、 伊勢街道、南勢バイパス
	三重県津市一身田大古曾 津市道 一身田大古曾第13号線交差	三重県津市納所町 三重県道42号交差	国土交通省	中勢バイパス
国道24号	京都府木津川市 木津IC	奈良県天理市 郡山南IC	国土交通省	奈良バイパス
	奈良県橿原市 橿原北IC	奈良県橿原市 橿原高田IC	国土交通省	橿原バイパス
	奈良県橿原市雲梯町 雲梯町交差点	奈良県大和高田市曾大根 東室ランプ	国土交通省	大和高田バイパス
	和歌山県かつらぎ町大谷 紀北かつらぎIC南交差点	和歌山県かつらぎ町笠田東 国道480号交差	国土交通省	
和歌山県和歌山市元寺町5丁目 元寺町五丁目交差点	和歌山県和歌山市雑賀屋町 県庁前交差点	国土交通省		
国道26号	大阪府堺市堺区永代町 栄泰橋交差点	大阪府堺南市自然田 第二阪和国道入口	国土交通省	
国道28号	兵庫県淡路市岩屋 淡路IC	兵庫県南あわじ市福良 公民館前交差点	国土交通省	
国道29号	鳥取県鳥取市 鳥取IC	鳥取県鳥取市南隈 南隈交差点	国土交通省	鳥取南バイパス
国道32号	高知県南国市 南国IC	高知県高知市本町 県庁前交差点	国土交通省	土佐中街道、南国バイパス、 高知東道路

路線名	区間	管理者	備考
国道33号	高知県高知市本町 県庁前交差点	愛媛県久万高原町東明神 三坂道路交差	高知西バイパス、中村街道、越知道路
	愛媛県松山市久谷町 三坂道路交差	愛媛県松山市天山3丁目 天山交差点	砥部道路
	愛媛県松山市北井門 松山IC入口交差点	愛媛県松山市 松山IC	
国道36号	北海道千歳市本町2丁目 本町2交差点	北海道千歳市平和 平和交差点	
国道41号	富山県富山市金泉寺 金泉寺交差点	富山県富山市蜷川 空港口交差点	
	岐阜県高山市 高山IC	岐阜県高山市冬頭町 冬頭町西交差点	
	愛知県名古屋市中区 豊山南出入口	愛知県豊山町豊場 幸田交差点	
国道42号	三重県伊勢市 松下JCT	三重県伊勢市 二見JCT	伊勢二見鳥羽ライン
	三重県熊野市 熊野大泊IC	和歌山県和歌山市雑賀屋町 県庁前交差点	熊野街道、紀宝バイパス、中央通り、田辺西バイパス
国道43号	兵庫県尼崎市西本町1丁目 西本町交差点	兵庫県尼崎市西本町3丁目 五合橋交差点	
国道45号	岩手県釜石市松原町 松原交差点	岩手県釜石市大平町 釜石市道大平工業団地2号線交差	
	宮城県仙台市 仙台港北IC	宮城県多賀城市下馬2丁目 多賀城市下馬交差点	
国道53号	岡山県岡山市 岡山IC	岡山県岡山市北区田益 岡山県道72号交差	岡江北バイパス
国道55号	徳島県徳島市徳島本町 徳島本町交差点	徳島県阿南市 小野IC	
	徳島県美波町 日和佐出入口	高知県芸西村 芸西IC	
	高知県香南市 香南のいちIC	高知県高知市介良甲 国道32号交差	
国道56号	高知県四万十町 四万十町中央IC	高知県四万十市 国道321号交差	大方改良、片坂バイパス
	高知県宿毛市 宿毛和田IC	愛媛県宇和島市 津島岩松IC	
国道57号	大分県大分市 国道10号交差	熊本県熊本市 熊本IC	犬飼バイパス、犬飼千歳道路、千歳大野道路、大野竹田道路、肥後街道、豊後街道、北側復旧道路、菊陽バイパス、熊本東バイパス
国道104号	青森県八戸市根城 松園町交差点	青森県八戸市根城馬場頭 馬場頭交差点	
国道112号	山形県鶴岡市田妻俣(十座沢橋付近)	山形県鶴岡市 湯殿山IC	月山道路(一般道路区間)
国道113号	新潟県新潟市北区笹山 新潟県道46号交差	新潟県新潟市北区白勢町 新潟県道46号交差	新潟市
	長野県長野市稲里町 下水鮑交差点	長野県長野市若里5丁目 丹波島橋北詰交差点	長野県
	新潟県新潟市東区津島屋 津島屋八丁目交差点	新潟県新潟市東区浜谷町 浜谷町交差点	新潟市
国道115号	福島県桑折町 桑折JCT	福島県相馬市 相馬IC	相馬福島道路
国道121号	栃木県宇都宮市西刑部町 瑞穂野南交差点	栃木県宇都宮市宮の内2丁目 宮の内2丁目交差点	栃木県
国道124号	茨城県神栖市大野原4丁目 筒井東交差点	茨城県神栖市知手 知手交差点	茨城県
国道127号	千葉県南房総市 富浦IC	千葉県館山市北条 南総文化ホール前交差点	館山バイパス
国道134号	神奈川県茅ヶ崎市 茅ヶ崎海岸IC	神奈川県大磯町 大磯東IC	神奈川県
国道135号	静岡県下田市武方浜 国道136号交差	神奈川県湯河原町中央5丁目 吉沢橋交差点	神奈川県内:神奈川県 静岡県内:静岡県
	神奈川県真鶴町 真鶴料金所	神奈川県小田原市 石橋IC	神奈川県

路線名	区間		管理者	備考
国道136号	静岡県下田市武力浜 国道135号交差	静岡県伊豆市 月ヶ瀬IC	静岡県	西伊豆バイパス、彫刻ライン、 マーガレットライン、 下船原バイパス
	静岡県伊豆の国市 大仁中央IC	静岡県伊豆の国市 長岡北IC	静岡県	
	静岡県函南町肥田 国道136号交差	静岡県函南町 函南塚本IC	静岡県	
国道138号	静岡県小山町 須走南IC	静岡県御殿場市 御殿場IC	国土交通省	御殿場バイパス
国道149号	静岡県静岡市清水区辻1丁目 清水駅前交差点	静岡県静岡市清水区入船町 入舟町交差点	静岡市	
国道150号	静岡県吉田町片岡 片岡交差点	静岡県焼津市西島 西島交差点	静岡県	
国道155号	愛知県東海市 横須賀IC	愛知県常滑市錦町 多屋交差点	愛知県	西知多産業道路
国道158号	岐阜県高山市 高山IC	岐阜県高山市 飛騨清見IC	国土交通省	高山清見道路
国道161号	福井県敦賀市疋田 疋田交差点	滋賀県大津市 志賀IC	国土交通省	湖北バイパス、高島バイパス、 志賀バイパス
	滋賀県大津市 坂本北IC	滋賀県大津市 藤屋南ランプ	国土交通省	西大津バイパス
国道165号	奈良県大和高田市曾大根 東室ランプ	奈良県葛城市 新庄出入口	国土交通省	大和高田バイパス
国道167号	三重県志摩市磯部町 伊勢道路入口交差点	三重県伊勢市 松下JCT	三重県	第二伊勢道路
国道168号	和歌山県田辺市本宮町 本宮交差点	和歌山県新宮市神倉3丁目 橋本交差点	和歌山県	
国道190号	山口県宇部市西岐波 大沢西交差点	山口県山陽小野田市日の出 長田屋橋交差点	国土交通省	
国道192号	徳島県徳島市徳島本町 徳島本町交差点	徳島県三好市 井川池田IC	国土交通省	
国道193号	香川県高松市上天神町 上天神町 交差点	香川県高松市香南町 岡交差点	香川県	
国道196号	愛媛県松山市東長戸4丁目 北環状交差点	愛媛県今治市 今治湯ノ浦IC	国土交通省	今治バイパス
国道197号	愛媛県大洲市 大洲北只IC	愛媛県伊方町三崎(三崎港)	愛媛県	八幡浜道路 名坂道路
	中央公園入り口交差点	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県	
	大分県大分市片島 国道10号交差	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県	
国道199号	福岡県北九州市 日明IC	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港2号交差	北九州市	
国道208号	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県佐賀市本庄町 本庄町袋交差点	佐賀県	
国道210号	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県大分市高砂町 大道入口交差点	大分県	大道バイパス
国道213号	大分県国東市 塩屋交差点	大分県国東市武蔵町 大分空港入口交差点	大分県	
国道218号	熊本県宇城市 松橋IC	宮崎県延岡市 延岡IC	熊本県内:熊本県 宮崎県内:宮崎県	蔵田交差点-延岡IC間は北方延 岡道路、雲海橋交差点-平底交差 点は高千穂日之影道路
国道219号	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県西都市大字岡富 四日市交差点	宮崎県	
国道220号	宮崎県宮崎市橋通東 橋通三交差点	鹿児島県鹿屋市 笠之原IC	国土交通省	宮崎南バイパス、青島バイパス、 日南海岸ロードパーク
国道222号	宮崎県日南市春日町 国道220号交差	宮崎県都城市中町 中町交差点	宮崎県	
国道245号	茨城県日立市留町 留町交差点	茨城県日立市久慈町1丁目 日立港入口交差点	茨城県	
国道246号	東京都町田市鶴間 東名入口交差点(国道16号交差)	神奈川県大和市深見西8丁目 一ノ関交差点	国土交通省	
	静岡県沼津市岡一色 沼津IC南交差点	静岡県沼津市大岡 上石田北交差点	国土交通省	裾野バイパス



路線名	区間	管理者	備考	
国道247号	愛知県東海市新宝町 東海インター交差点	愛知県東海市 横須賀IC	愛知県	西知多産業道路
国道250号	兵庫県姫路市飾磨区構 今在家東交差点	兵庫県姫路市飾磨区中島 市川浜手大橋西交差点	兵庫県	
国道259号	愛知県豊橋市八町通1丁目 西八町交差点	愛知県田原市東赤石2丁目 東赤石交差点	愛知県	植田バイパス
国道260号	三重県南伊勢町神津佐 三重県道16号交差	三重県南伊勢町船越 三重県道169号交差	三重県	
国道263号	佐賀県佐賀市大和町 佐賀大和IC	佐賀県佐賀市日の出 SAGAアリーナ前交差点	佐賀県	
国道264号	佐賀県佐賀市日の出 SAGAアリーナ前交差点	佐賀県佐賀市川原町 与賀町交差点	佐賀県	
国道283号	岩手県釜石市松原町 松原交差点	岩手県釜石市 釜石中央IC	岩手県	
国道287号	山形県東根市羽入 東根IC	山形県東根市羽入 山形県道184号交差	山形県	
国道288号	福島県郡山市富久山町 三春街道入口交差点	福島県郡山市富久山町 郡山市道1-52号交差	福島県	三春街道
国道289号	福島県いわき市 いわき勿来IC	福島県いわき市錦町 国道6号交差	福島県	国道289号バイパス
国道293号	茨城県日立市大和田町 大和田町交差点	茨城県日立市留町 留町交差点	茨城県	
国道299号	埼玉県狭山市笹井2丁目 根岸交差点	埼玉県入間市河原町 入間市河原町交差点	埼玉県	
国道302号	愛知県東海市 東海IC	愛知県東海市新宝町 東海インター交差点	国土交通省	
国道306号	滋賀県彦根市 彦根IC	滋賀県彦根市 外町交差点	滋賀県	
国道308号	奈良県奈良市 宝来出入口	奈良県奈良市宝来町 奈良県道1号奈良生駒線交点	奈良県	阪奈道路
国道311号	和歌山県田辺市本宮町 本宮交差点	和歌山県上富田町岩崎 岩崎交差点	和歌山県	
国道313号	鳥取県倉吉市 倉吉IC	鳥取県倉吉市福吉町 福吉町交差点	鳥取県	
国道320号	愛媛県鬼北町大字永野市 愛媛県道57号交差	愛媛県鬼北町大字永野市 永野市交差点	愛媛県	
国道321号	高知県四万十市具同 国道56号交差	高知県宿毛市宿毛 国道56号交差	高知県	
国道324号	長崎県長崎市 田上IC	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県	
国道327号	宮崎県日向市財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県日向市 日向IC	宮崎県	
国道354号	群馬県館林市 館林IC	茨城県古河市下辺見(古河市道0114号線交差)	群馬県内:群馬県 埼玉県内:埼玉県 茨城県内:茨城県	板倉北川辺バイパス
国道357号	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目 登戸交差点	千葉県千葉市中央区村田町 村田町交差点	国土交通省	
	千葉県習志野市 湾岸習志野IC	千葉県千葉市美浜区真砂5丁目	国土交通省	湾岸道路
	千葉県浦安市 浦安出入口	千葉県市川市高浜町 高浜交差点	国土交通省	湾岸道路
	東京都江東区 新木場IC	東京都江東区新木場1丁目 新木場交差点	国土交通省	湾岸道路
国道358号	山梨県甲府市 甲府南IC	山梨県甲府市上今井町 南甲府署南交差点	山梨県	
国道360号	石川県小松市城南町 城南町西交差点	石川県小松市浮柳町 空港前交差点	石川県	
国道367号	京都府京都市下京区醍醐町 烏丸五条交差点	京都府京都市中京区大倉町(京都御苑)	京都市	烏丸通
国道371号	和歌山県高野町高野山 国道480号交差	和歌山県田辺市龍神村西 国道425号交差	和歌山県	高野山道路
	和歌山県古座川町添野川 湯ノ花橋交差点	和歌山県串本町高富 高富交差点	和歌山県	
国道373号	岡山県西粟倉村坂根 坂根交差点	鳥取県智頭町駒鼻 駒鼻交差点	国土交通省	志度坂峠道路(志度坂トンネル)
国道381号	高知県四万十町古市町 古市町交差点	愛媛県鬼北町大字永野市 永野市交差点	高知県内:高知県 愛媛県内:愛媛県	
国道407号	埼玉県狭山市根岸 狭山日高IC(東)交差点	埼玉県狭山市笹井2丁目 根岸交差点	埼玉県	

路線名	区間		管理者	備考
国道409号	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 国道16号交差	千葉県木更津市 木更津金田IC	国土交通省	
	神奈川県川崎市 大師出入口	神奈川県川崎市川崎区小島町 殿町三丁目交差点	国土交通省	
	神奈川県川崎市 浮島IC	神奈川県川崎市川崎区浮島町(ENEOS川崎製油所)	国土交通省	
国道414号	静岡県下田市東本郷1丁目 中島橋交差点	静岡県賀茂郡河津町 河津逆川IC	静岡県	
	静岡県河津町下佐ヶ野 下佐ヶ野交差点	静岡県伊豆市月ヶ瀬IC	静岡県	
国道415号	富山県富山市四方荒屋 四方荒屋交差点	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋草島線交差	富山県	
国道424号	和歌山県有田川町徳田 徳田交差点	和歌山県田辺市龍神村福井 国道425号交差	和歌山県	
国道425号	和歌山県田辺市龍神村西 国道371号交差	和歌山県田辺市龍神村福井 国道424号交差	和歌山県	
国道429号	岡山県倉敷市連島町 霞橋東下交差点	岡山県倉敷市中島 大西交差点	岡山県	
国道430号	岡山県倉敷市広江2丁目 広江一丁目交差点	岡山県倉敷市連島町 霞橋東下交差点	岡山県	
国道431号	鳥取県境港市昭和町 昭和町交差点	鳥取県米子市 米子IC	鳥取県	
国道438号	徳島県徳島市上八万町 徳島県道208号交差	徳島県佐那河内村下 徳島県道18号交差	徳島県	
	徳島県美馬市 美馬IC	徳島県美馬市美馬町 天神交差点	徳島県	
国道439号	高知県四万十市中村京町 国道441号交差	高知県四万十市駅前町 国道56号交差	高知県	
国道441号	高知県四万十市西土佐江川崎 国道381号交差	高知県四万十市中村京町 国道439号交差	高知県	
国道444号	長崎県大村市 大村IC	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県	
国道454号	青森県八戸市長苗代 内舟渡交差点	青森県八戸市長苗代前田 前田交差点	青森県	
国道463号	埼玉県入間市河原町 入間市河原町交差点	埼玉県入間市豊岡4丁目 入間市道A366号線交差点	埼玉県	
国道467号	神奈川県大和市深見西8丁目 一ノ関交差点	神奈川県大和市深見台1丁目 光が丘歩道橋交差点	神奈川県	
国道473号	静岡県島田市金谷猪土居 空港入口交差点	静岡県牧之原市 相良牧之原IC	静岡県	金谷相良道路
国道480号	和歌山県かつらぎ町笠田東 国道24号交差	和歌山県高野町高野山 国道371号交差	和歌山県	
国道499号	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市小ヶ倉町(東西OT長崎油槽所)	長崎県	
国道504号	鹿児島県霧島市 溝辺鹿児島空港IC	鹿児島県霧島市溝辺町麓 空港入口交差点	鹿児島県	

3 都道府県道

路線名	区間		管理者	備考
北海道道77号千歳インター線	北海道千歳市 千歳IC	北海道千歳市本町2丁目 国道36号交差	北海道	
北海道道112号札幌当別線	北海道札幌市 伏古IC	北海道札幌市東区北37条東 北海道道1137号交差	札幌市	
北海道道130号新千歳空港線	北海道苫小牧市宇美沢 北海道道1091号交差	北海道千歳市美々 (新千歳空港)	北海道	
北海道道1091号泉沢新千歳空港線	北海道千歳市平和 北海道道1175号交差	北海道苫小牧市宇美沢 北海道道130号交差	北海道	
北海道道1137号丘珠空港東線	北海道札幌市東区北37条東 北海道道1137号交差	北海道札幌市東区丘珠町 札幌飛行場(陸上自衛隊丘珠駐屯地)交差点	札幌市	
北海道道1175号新千歳空港インター線	北海道千歳市 新千歳空港IC	北海道千歳市平和 北海道道1091号交差	北海道	
青森県道19号八戸百石線	青森県八戸市長苗代 内舟渡交差点	青森県八戸市石堂 沼館大橋交差点	青森県	
青森県道27号浪岡線	青森県青森市荒川柴田 荒川字柴田交差点	青森県青森市 青森空港	青森県	青森空港と緊急輸送ルート接続のため
青森県道29号八戸環状線	青森県八戸市 八戸IC	青森県八戸市大字根城 松園交差点	青森県	
青森県道44号青森環状野内線	青森県青森市三本木 三本木交差点	青森県青森市野内 青森県道259号久栗坂造道線交差	青森県	
青森県道47号青森東インター線	青森県青森市三本木 三本木交差点	青森県青森市 青森東IC	青森県	
青森県道120号荒川停車場線	青森県青森市荒川藤戸 県立図書館前交差点	青森県青森市荒川柴田 荒川字柴田交差点	青森県	
青森県道259号久栗坂造道線	青森県青森市野内 青森県道44号交差	青森県青森市野内(JONET青森油槽所)	青森県	
岩手県道36号上米内湯沢線	岩手県盛岡市 盛岡南IC	岩手県盛岡市永井 西バイパス南口交差点	岩手県	
岩手県道37号花巻平泉線	岩手県花巻市 花巻IC	岩手県花巻市二枚橋町南 花巻温泉・台温泉入口交差点	岩手県	
岩手県道214号羽黒堂二枚橋線	岩手県花巻市葛第1地割 岩手県道294号交差	岩手県花巻市二枚橋 花巻空港駅口交差点	岩手県	
岩手県道294号東宮野目二枚橋線	岩手県花巻市葛第1地割 岩手県道214号交差	岩手県花巻市下似内 岩手県道296号交差	岩手県	
岩手県道296号花巻空港インター線	岩手県花巻市下似内 岩手県道294号交差	岩手県花巻市 花巻空港IC	岩手県	
宮城県道10号塩釜亘理線	宮城県多賀城市八幡2丁目 八幡交差点	宮城県多賀城市明月1丁目 町前交差点	宮城県	
宮城県道20号仙台空港線	宮城県名取市 仙台空港IC	宮城県名取市下増田(仙台空港)	宮城県	
宮城県道23号仙台塩釜線	宮城県多賀城市明月1丁目 町前交差点	宮城県多賀城市大代2丁目 宮城県道58号交差	宮城県	
	宮城県多賀城市笠神5丁目 宮城県道58号交差	宮城県塩竈市牛生町 塩竈市道牛生町貞山通線交差	宮城県	
宮城県道43号矢本河南線	宮城県東松島市 矢本IC	宮城県松島市矢本 宮城県道247号交差	宮城県	
宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線	宮城県多賀城市下馬2丁目 多賀城市下馬交差点	宮城県多賀城市笠神5丁目 宮城県道23号交差	宮城県	
	宮城県多賀城市大代2丁目 宮城県道23号交差	宮城県七ヶ浜町湊浜(ENEOS仙台製油所進入路入口)	宮城県	
宮城県道247号石巻工業港矢本線	宮城県東松島市矢本 宮城県道43号交差	宮城県東松島市矢本(松島基地)	宮城県	
秋田県道46号秋田空港線	秋田県秋田市雄和平尾鳥大巻 空港入口交差点 秋田県道61号交差	秋田県秋田市雄和榑川山籠(秋田空港)	秋田県	
秋田県道61号秋田御所野雄和線	秋田県秋田市河辺戸島七曲下 秋田県道62号交差	秋田県秋田市雄和平尾鳥大巻 空港入口交差点 秋田県道46号交差	秋田県	
秋田県道62号秋田北野田線	秋田県秋田市河辺北野田高屋櫛表中央公園入口交差点	秋田県秋田市河辺戸島七曲下 秋田県道61号交差	秋田県	
山形県道33号庄内空港立川線	山形県酒田市 庄内空港IC	山形県酒田市浜中(庄内空港)	山形県	
山形県道59号酒田八幡線	山形県酒田市 酒田みなとIC	山形県酒田市宮海 臨港道路酒田臨海1号線交差(国道7号交差)	山形県	
山形県道184号山形空港線	山形県東根市大字羽入 国道287号交差	山形県東根市大字羽入 (山形空港)	山形県	
福島県道17号郡山停車場線	福島県郡山市安積 安積一丁目交差点	福島県郡山市富久山町 三春街道入口交差点	福島県	
福島県道42号矢吹小野線	福島県玉川村 福島空港IC	福島県玉川村大字南須釜 福島県道63号交差	福島県	

路線名	区間		管理者	備考
福島県道47号郡山長沼線	福島県郡山市 郡山南IC	福島県郡山市荒井 国道4号(あさか野バイパス)交差	福島県	
福島県道63号古殿須賀川線	福島県玉川村大字南須釜 福島県道42号交差	福島県玉川村大字北須釜(福島空港)	福島県	
茨城県道18号茨城鹿島線	茨城県茨城町 茨城空港北IC	茨城県鉾田市紅葉 紅葉北交差点	茨城県	
茨城県道50号水戸神栖線	茨城県潮来市 潮来IC	茨城県神栖市大野原4丁目 筒井東交差点	茨城県	
茨城県道117号深芝浜波崎線	茨城県神栖市知手 知手歩道橋交差点	茨城県神栖市東和田(鹿島 鹿島製油所進入路入口)	茨城県	
茨城県道144号紅葉石岡線	茨城県鉾田市紅葉 紅葉北交差点	茨城県小美玉市飯前 上吉影南交差点	茨城県	
茨城県道240号奥野谷知手線	茨城県神栖市知手 知手交差点	茨城県神栖市知手 知手歩道橋交差点	茨城県	
茨城県道254号日立港線	茨城県日立市久慈町1丁目 日立港入口交差点	茨城県日立市久慈町(出光 日立油槽所進入路入口)	茨城県	
茨城県道360号大和田羽生線	茨城県小美玉市上合 茨城空港北交差点	茨城県小美玉市下吉影 小美玉市道小115号線交差	茨城県	
栃木県道71号羽生田上蒲生線	栃木県壬生町 壬生IC	栃木県上三川町大字多功 上三川町道1-07号線交差	栃木県	
群馬県道11号前橋玉村線/バイパス	群馬県前橋市下阿内町 前橋南IC入口	前橋市宮地町 宮地町交差点	群馬県	
	群馬県前橋市下佐島町前橋市道00-099号線交差	群馬県前橋市朝倉町 前橋赤十字病院	群馬県	
群馬県道13号前橋長瀬線	群馬県藤岡市 藤岡IC	群馬県藤岡市立石 中島中鮎窪交差点	群馬県	
群馬県道26号高崎安中洪川線	群馬県洪川市半田 半田交差点	群馬県北榛東村大字新井 新井交差点	群馬県	
群馬県道27号高崎駒形線	前橋市宮地町 宮地町交差点	群馬県前橋市道00-099号線交差	群馬県	
群馬県道136号綿貫倉賀野停車場線	群馬県高崎市台新田町 高崎市道H926号線交差	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H912号線交差	群馬県	
群馬県道161号南新井前橋線	群馬県榛東村大字新井 新井交差点	群馬県榛東村大字新井(相馬原駐屯地)	群馬県	
埼玉県道262号日高狭山線	埼玉県狭山市 狭山日高IC	埼玉県狭山市大字根岸 狭山日高IC(東)交差点	埼玉県	
東京都道29号奥多摩街道	東京都立川市錦町5丁目 日野橋交差点	東京都昭島市郷地町 郷地町交差点	東京都	
東京都道153号立川昭島線	東京都昭島市郷地町 郷地町交差点	東京都立川市緑町 立川警察前交差点	東京都	
東京都道256号八王子国立線	東京都国立市谷保 国立IC入口交差点	東京都立川市錦町5丁目 日野橋交差点	東京都	
東京都市計画道路環状二号线	東京都江東区江東区有明二丁目 国道357号交差	東京都中央区築地五丁目 新大橋通り交差	東京都	豊洲六丁目～築地五丁目は暫定開通
神奈川県道6号東京大師横浜線	神奈川県川崎市川崎区大師河原1丁目 大師河原交差点	神奈川県川崎市川崎区池上町 川崎臨港警察署前交差点	川崎市	
神奈川県道40号横浜厚木線	神奈川県大和市深見台1丁目 光が丘歩道橋交差点	神奈川県綾瀬市大上7丁目(厚木航空基地)	神奈川県	
新潟県道4号新潟港横越線	新潟県新潟市東区浜谷町 浜谷町交差点	新潟県新潟市東区平和町(出光新潟石油製品輸入基地)	新潟市	
新潟県道16号新潟亀田内野線	新潟県新潟市 新潟空港IC	新潟県新潟市東区一日市 中興野交差点	新潟市	
新潟県道17号新潟村松三川線	新潟県新潟市東区一日市 中興野交差点	新潟県新潟市東区津島屋 津島屋八丁目交差点	新潟市	
新潟県道46号新潟中央環状線	新潟県新潟市 豊栄新潟東港IC	新潟県新潟市北区笹山 国道113号交差	新潟市	
新潟県道46号新潟中央環状線	新潟県新潟市北区白勢町 国道113号交差	新潟県新潟市北区島見町 新潟県道204号交差	新潟市	
新潟県道204号島見新発田線	新潟県新潟市北区島見町 新潟県道46号交差	新潟県新潟市北区太郎代 太郎代交差点	新潟市	
富山県道1号富山魚津線	富山県富山市田尻西 田尻交差点	富山県富山市四方荒屋 四方荒屋交差点	富山県	
富山県道55号富山空港線	富山県富山市蜷川 空港口交差点	富山県富山市秋ヶ島(富山空港)	富山県	
富山県道57号高岡環状線	富山県高岡市野村 下田交差点	富山県高岡市能町 能町交差点	富山県	
石川県道8号松任宇ノ気線	石川県金沢市近岡町 近岡交差点	石川県内灘町宇旭ヶ丘 旭ヶ丘交差点	石川県	
石川県道25号金沢美川小松線	石川県小松市 小松IC	石川県小松市城南町 城南町西交差点	石川県	

路線名	区間		管理者	備考
石川県道60号金沢田鶴浜線	石川県金沢市西都 西念交差点	石川県金沢市近岡町 近岡交差点	石川県	
	石川県内灘町千鳥台4丁目 千鳥台交差点	石川県金沢市粟崎浜町 粟崎浜町交差点	石川県	
福井県道5号福井加賀線	福井県坂井市春江町 西長田交差点	福井県坂井市春江町 西長田第2交差点	福井県	
福井県道10号丸岡川西線	福井県坂井市丸岡町 一本田交差点	福井県坂井市春江町 西長田交差点	福井県	
福井県道20号三国春江線	福井県坂井市春江町 西長田第2交差点	福井県坂井市三国町 国道305号交差点	福井県	
福井県道29号福井金津線	福井県坂井市坂井町 東長田交差点	福井県坂井市春江町(福井空港)	福井県	
福井県道38号丸岡インター線	福井県坂井市 丸岡IC	福井県坂井市丸岡町 八ツ口交差点	福井県	
山梨県道25号甲斐中央線	山梨県甲斐市富竹新田 駅入口交差点	山梨県甲斐市竜王新町 駅前交差点	山梨県	
	山梨県甲斐市名取 甲斐市道竜王駅南通線交差	山梨県甲斐市大下条 市道竜王駅北通り線交差	山梨県	
長野県道27号松本空港塩尻北インター線	長野県塩尻市 塩尻北IC	長野県松本市大字空港東(松本空港)	長野県	
長野県道91号坂城インター線	長野県坂城町 坂城IC	長野県坂城町大字中之条 坂城IC入口交差点	長野県	
静岡県道11号熱海函南線	静岡県熱海市中央町 中央町交差点	静岡県函南町塚本 熱函西交差点	静岡県	熱海街道、熱函街道
静岡県道14号下佐ヶ野谷津線	静岡県河津町下佐ヶ野 下佐ヶ野交差点	静岡県河津町谷津 谷津交差点	静岡県	
静岡県道15号下田松崎線	静岡県下田市箕作 箕作交差点	静岡県松崎町江奈 宮の前橋交差点	静岡県	
静岡県道34号島田吉田線	静岡県吉田町 吉田IC	静岡県吉田町片岡 湯日川橋東交差点	静岡県	
静岡県道54号清水停車場線	静岡県静岡市清水区八坂西町 清水IC西交差点	静岡県静岡市清水区天神1丁目 江尻大和交差点	静岡市	
静岡県道61号浜北袋井線	静岡県袋井市 袋井IC	静岡県袋井市 堀越IC	静岡県	
静岡県道73号細江金谷線	静岡県牧之原市坂口 富士山静岡空港交差点	静岡県島田市金谷猪土居 空港入口交差点	静岡県	
静岡県道83号沼津インター線	静岡県沼津市岡一色 沼津IC南交差点	静岡県沼津市 沼津IC	静岡県	
静岡県道172号吉原田子の浦港線	静岡県富士市津田 潤い橋東交差点	静岡県富士市前田 臨港道路7号線交差(JR東海道線交差)	静岡県	
静岡県道342号河原大井川港線	静岡県焼津市西島 西島交差点	静岡県焼津市飯淵 焼津市道0201号交差	静岡県	
静岡県道353号田子浦港富士インター線	静岡県富士市津田 潤い橋東交差点	静岡県富士市伝法 西富士道路交差	静岡県	
静岡県道401号御殿場箱根線	静岡県御殿場市東田中 東田中西交差点	静岡県御殿場市東田中 御殿場IC交差点	静岡県	
静岡県道405号足高三枚橋線	静岡県沼津市 沼津IC	静岡県沼津市足高 沼津市道0118号線交差	静岡県	
静岡県道408号静岡空港線	静岡県牧之原市坂口(静岡空港)	静岡県牧之原市坂口 富士山静岡空港入口交差点	静岡県	
愛知県道73号長沢蒲郡線	愛知県豊川市 音羽蒲郡IC	愛知県蒲郡市清田町 上大内東交差点	愛知県	三河湾オレンジロード
愛知県道225号名古屋東港線	愛知県名古屋市港区潮見町 名古屋市道潮見町第1号線交差	愛知県名古屋市港区潮見町(名古屋第2油槽所)	名古屋市	
愛知県道265号碧南半田常滑線	愛知県常滑市錦町1丁目 多屋交差点	愛知県常滑市 常滑IC	愛知県	
愛知県道448号名古屋空港中央線	愛知県豊山町大字豊場 幸田交差点	愛知県豊山町大字豊場(名古屋飛行場)	愛知県	
三重県道16号南勢磯部線	三重県南伊勢町神津佐 国道260号交差	三重県志摩市磯部町 三重県道61号交差	三重県	
三重県道34号七色峡線	三重県熊野市井戸町 熊野警察署前交差点	三重県熊野市井戸町 井戸町交差点	三重県	
三重県道37号鳥羽松阪線	三重県伊勢市 二見JCT	三重県伊勢市 伊勢IC	三重県	伊勢二見鳥羽ライン
三重県道42号津芸濃大山田線	三重県津市納所町 国道23号(中勢バイパス)交差	三重県津市 津IC	三重県	
三重県道61号磯部大王線	三重県志摩市磯部町 伊勢道路入口交差点	三重県志摩市磯部町 三重県道16号交差	三重県	

路線名	区間		管理者	備考
三重県道141号鶴殿熊野線	三重県紀宝町鶴殿 上野交差点	三重県熊野市井戸町 熊野警察署前交差点	三重県	オレンジロード
三重県道169号玉城南勢線	三重県玉城町 玉城IC	三重県南伊勢町船越 国道260号交差	三重県	サニーロード
三重県道748号大湊宮町停車場線	三重県伊勢市御園町 国道23号交差	三重県伊勢市御園町(宮川ラブリバー公園)	三重県	
滋賀県道2号大津能登川長浜線	滋賀県彦根市松原1丁目 松原橋交差点	滋賀県彦根市長曾根町 長曾根町北交差点	滋賀県	湖岸道路
	滋賀県草津市野路町 滋賀県道342号交差	滋賀県草津市笠山7丁目 草津市道医科大学東線交差	滋賀県	
滋賀県道25号彦根近江八幡線	滋賀県彦根市長曾根町 長曾根町北交差点	滋賀県彦根市八坂町 滋賀県立大学前交差点	滋賀県	
滋賀県道342号草津田上インター線	滋賀県草津市 草津田上IC	滋賀県草津市野路町 滋賀県道2号交差	滋賀県	
滋賀県道517号彦根港彦根停車場線	滋賀県彦根市松原町 船町交差点	滋賀県彦根市松原1丁目 松原橋交差点	滋賀県	
滋賀県道518号彦根城線	滋賀県彦根市古沢町 古沢町交差点	滋賀県彦根市松原町 船町交差点	滋賀県	
大阪府道2号大阪中央環状線	大阪府大阪市 長原IC	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目 長谷川辺3丁目交差点	大阪府	
	大阪府八尾市太田新町3丁目 太田橋交差点	大阪府八尾市空港2丁目 若林町1丁目交差点	大阪府	旧道区間
大阪府道10号大阪池田線	大阪府西淀川区御幣島1丁目 歌島橋交差点	大阪府西淀川区大和田3丁目 大和田入口	大阪府	淀川通
大阪府道11号大阪国際空港線	大阪府豊中市 大阪空港出入口	大阪府豊中市螢池西町(大阪国際空港)	大阪府	
大阪府道29号大阪臨海線	大阪府堺市西区石津西町 臨海石津町交差点	大阪府堺市西区石津西町 石津西町交差点	堺市	
	大阪府堺市西区築港浜寺町 臨港道路結節点	大阪府堺市西区築港浜寺町 浜寺大橋西交差点	堺市	
	大阪府堺市西区築港浜寺町 浜寺大橋西詰交差点	大阪府泉大津市臨海町1丁目 助松橋交差点	堺市内:堺市 上記以外:大阪府	
	大阪府岸和田市地蔵浜町 岸和田南IC	大阪府岸和田市木材町 木材町交差点	大阪府	
大阪府道34号堺狭山線	大阪府堺市西区浜寺石津町東1丁目 浜寺石津東2丁目交差点	大阪府堺市西区石津西町 臨海石津町交差点	堺市	
大阪府道36号泉大津美原線	大阪府泉大津市綾井 葛の葉町北交差点	大阪府泉大津市臨海町1丁目 助松橋交差点	大阪府	
大阪府道40号岸和田牛滝山貝塚線	大阪府岸和田市中井町3丁目 中井町交差点	大阪府岸和田市木材町 木材町交差点	大阪府	
兵庫県道50号但馬空港線	兵庫県豊岡市上佐野 但馬空港IC	兵庫県豊岡市岩井 但馬空港交差点	兵庫県	
兵庫県道57号尼崎港線	尼崎市東難波町5丁目 玉江橋交差点	兵庫県尼崎市西本町1丁目 西本町交差点	兵庫県	
	兵庫県尼崎市西本町3丁目 五合橋交差点	兵庫県尼崎市東海岸町 清掃局第2工場前交差点	兵庫県	
兵庫県道83号平野三木線	兵庫県三木市志染町 御坂交差点	兵庫県三木市 三木総合防災公園	兵庫県	三木総合防災公園と緊急輸送ルート接続のため
兵庫県道85号神戸加東線	兵庫県三木市 三木東IC	兵庫県三木市志染町 御坂交差点	兵庫県	三木総合防災公園と緊急輸送ルート接続のため
奈良県道1号奈良生駒線	奈良県奈良市宝来町 一般国道308号交点	奈良県奈良市三条大路2丁目 二条大路南一丁目交差点	奈良県	
和歌山県道22号吉備金屋線	和歌山県有田川町天満 有田IC	和歌山県有田川町徳田 徳田交差点	和歌山県	
和歌山県道29号田辺龍神線	和歌山県田辺市龍神村柳瀬 国道425号交差	和歌山県田辺市龍神村柳瀬 和歌山県道198号交差	和歌山県	
和歌山県道33号南紀白浜空港線	和歌山県白浜町 空港北交差点	和歌山県白浜町 南紀白浜空港	和歌山県	
和歌山県道34号白浜温泉線	和歌山県白浜町 空港北交差点	和歌山県白浜町富田 白浜インター入口交差点	和歌山県	
和歌山県道36号上富田すさみ線	和歌山県すさみ町佐本追川 和歌山県道38号交差	和歌山県すさみ町江住 道の駅すさみ前交差点	和歌山県	
和歌山県道38号すさみ古座線	和歌山県すさみ町佐本追川 和歌山県道36号交差	和歌山県古座川町添野川 湯ノ花橋交差点	和歌山県	
	和歌山県古座川町一雨 一雨交差点	和歌山県古座川町高池 高池交差点	和歌山県	
和歌山県道46号那智山勝浦線	和歌山県那智勝浦町 那智勝浦IC	和歌山県那智勝浦町浜ノ宮 勝浦臨海交差点	和歌山県	
和歌山県道198号龍神中辺路線	和歌山県田辺市龍神村柳瀬 和歌山県道29号交差	和歌山県田辺市中辺路町栗栖川 国道311号交差	和歌山県	

路線名	区間		管理者	備考
和歌山県道227号田原古座線	和歌山県串本町田原 堂道橋交差点	和歌山県古座川町高池 高池交差点	和歌山県	
和歌山県道235号南平野下里停車場線	和歌山県那智勝浦町 市屋出入口	和歌山県那智勝浦町市屋 市屋交差点	和歌山県	
鳥取県道38号倉吉福本線	鳥取県倉吉市仲ノ町 倉吉市道東仲町仲ノ町線交差	鳥取県倉吉市湊町 湊町交差点	鳥取県	
鳥取県道161号倉吉江北線	鳥取県倉吉市福吉町 福吉町交差点	鳥取県倉吉市大正町 倉吉市道西町大正町2丁目線交差	鳥取県	
鳥取県道264号鳥取空港布勢線	鳥取県鳥取市湖山町西(鳥取空港)	鳥取県鳥取市湖山町北 空港入口交差点	鳥取県	
鳥取県道271号米子空港線	鳥取県境港市佐斐神町(美保飛行場)	鳥取県境港市佐斐神町 空港入口交差点	鳥取県	
島根県道57号宍道インター線	島根県松江市 宍道IC	島根県松江市宍道町 島根県道335号交差	島根県	
島根県道243号出雲空港線	島根県出雲市斐川町 空港西交差点	島根県出雲市斐川町(出雲空港)	島根県	
島根県道335号出雲空港宍道線	島根県松江市宍道町 島根県道57号交差	島根県出雲市斐川町沖洲 空港西交差点	島根県	
岡山県道21号岡山児島線	岡山県倉敷市 水島IC	岡山県倉敷市曾原 水島インター西交差点	岡山県	
岡山県道54号倉敷美袋線	岡山県倉敷市 玉島IC	岡山県倉敷市船穂町 国道2号交差	岡山県	
岡山県道61号妹尾御津線	岡山県岡山市北区三和 岡山県道72号交差	岡山県岡山市北区日応寺(岡山空港)	岡山市	
岡山県道62号玉野福田線	岡山県倉敷市曾原 水島インター西交差点	岡山県倉敷市広江2丁目 広江一丁目交差点	岡山県	
岡山県道72号岡山賀陽線	岡山県岡山市北区田益 国道53号交差	岡山県岡山市北区三和 岡山県道61号交差	岡山市	吉備新線
広島県道73号広島空港線	広島県三原市本郷町(広島空港)	広島県東広島市 河内IC	広島県	
山口県道6号山口宇部線	山口県宇部市 宇部東IC	山口県宇部市西岐波 大沢西交差点	山口県	
山口県道71号小野田山陽線	山口県山陽小野田市日の出 長田屋橋交差点	山口県山陽小野田市 小野田IC	山口県	
山口県道220号宇部空港線	山口県宇部市西岐波 大沢西交差点	山口県宇部市草江(山口宇部空港)	山口県	
山口県道347号下松新南陽線	山口県下松市南花岡 末武中交差点	山口県周南市横浜町 周南市遠石交差点	山口県	
山口県道354号妻崎開作小野田線	山口県宇部市妻崎開作 国道190号交差	山口県山陽小野田市大字西沖(西部山口製油所)	山口県	
山口県道366号徳山下松線	山口県周南市横浜町 周南市遠石交差点	山口県周南市宮前町(出光徳山事業所)	山口県	
徳島県道1号徳島引田線	徳島県板野町犬伏 徳島県道12号交差	徳島県板野町吹田 板野町道447号交差	徳島県	
徳島県道12号鳴門池田線	徳島県板野町川端 徳島県道229号交差 徳島県美馬市美馬町 天神交差点	徳島県板野町犬伏 徳島県道1号交差 徳島県美馬市美馬町 高瀬谷川左岸交差点	徳島県 徳島県	
徳島県道16号徳島上那賀線	徳島県小松島市田浦町 野上橋交差点 徳島県徳島市大原町 千代が丸交差点	徳島県勝浦町大字沼江 徳島県道22号交差 徳島県小松島市江田町 勝浦川橋南詰交差点	徳島県 徳島県	
徳島県道17号小松島港線	徳島県小松島市小松島町(ENEOS小松島油槽所)	徳島県小松島市江田町 江田町交差点	徳島県	
徳島県道18号勝浦佐那河内線	徳島県佐那河内村下 国道438号交差	徳島県佐那河内村下 徳島県道33号交差	徳島県	
徳島県道21号神山鮎喰線	徳島県徳島市鮎喰町 国道192号交差	徳島県徳島市一宮町 徳島県道208号交差	徳島県	
徳島県道22号阿南勝浦線	徳島県勝浦町大字沼江 徳島県道16号交差	徳島県阿南市上中町 上中町交差点	徳島県	
徳島県道24号羽ノ浦福井線	徳島県阿南市上中町 上中町交差点	徳島県阿南市福井町 国道55号交差	徳島県	
徳島県道29号徳島環状線	徳島県徳島市安宅2丁目 安宅二丁目中交差点	徳島県徳島市徳島本町3丁目 徳島本町交差点	徳島県	
徳島県道33号小松島佐那河内線	徳島県佐那河内村下 徳島県道18号交差	徳島県小松島市田浦町 野上橋交差点	徳島県	
徳島県道38号沖ノ洲徳島本町線	徳島県徳島市北沖洲3丁目 北沖洲三丁目交差点	徳島県徳島市徳島本町3丁目 徳島本町交差点	徳島県	
徳島県道40号徳島空港線	徳島県松茂町豊久(徳島飛行場)	徳島県松茂町中喜来 空港線西口交差点	徳島県	

路線名	区間		管理者	備考
徳島県道120号徳島小松島線	徳島県小松島市江田町 江田町交差点	徳島県徳島市大原町 千代が丸交差点	徳島県	
徳島県道204号徳島沖洲インター線	徳島県徳島市 徳島沖洲IC	徳島県徳島市北沖洲3丁目 北沖洲3丁目交差点	徳島県	
徳島県道208号一宮下中筋線	徳島県徳島市一宮町 徳島県道21号交差	徳島県徳島市上八万町 国道438号交差	徳島県	
徳島県道229号板野インター線	徳島県板野町 板野IC	徳島県板野町川端 徳島県道12号交差	徳島県	
香川県道12号三木国分寺線	香川県高松市中間町 高松西IC	香川県高松市中間町 高松市中間町交差点	香川県	
香川県道19号坂出港線	香川県坂出市本町3丁目 中央町交差点	香川県坂出市富士見町2丁目 川津交差点	香川県	
香川県道33号高松普通寺線	香川県坂出市本町3丁目 中央町交差点	香川県坂出市常盤町 常盤町1交差点	香川県	国道197号 大洲・八幡浜自動車道
香川県道43号中徳三谷高松線	香川県高松市林町 佐古東交差点	香川県高松市木太町 詰田川西交差点	高松中央IC～洲端東交差点:香川県 洲端東交差点～詰田川西交差点:高松市	
香川県道44号円座香南線	香川県高松市中間町 高松市中間町交差点	香川県高松市岡本町 川岡交差点	香川県	
	香川県高松市香南町池内 香川県道174号交差	香川県高松市香南町 尾池原交差点	香川県	
香川県道45号高松空港線	香川県高松市香南町 岡交差点	香川県高松市香南町(高松空港)	香川県	
香川県道174号千疋高松線	香川県高松市岡本町 川岡交差点	香川県高松市香南町池内 香川県道44号交差	香川県	
香川県道186号大屋富築港宇多津線	香川県坂出市沖の浜 北IC北交差点	香川県坂出市番の州公園 番の州入口交差点	香川県	
香川県道192号瀬居坂出港線	香川県坂出市番の州公園 番の州入口交差点	香川県坂出市番の州町 番の州町交差点	香川県	
香川県道192号瀬居坂出港線	香川県坂出市御供所町 御供所交差点	香川県坂出市西大浜北 香川県道192号交差	香川県	
愛媛県道18号松山空港線	愛媛県松山市南吉田町(松山空港)	愛媛県松山市空港通2丁目 空港通2丁目交差点	愛媛県	
愛媛県道22号伊予松山港線	愛媛県松山市北吉田町 北吉田町交差点	愛媛県松山市大可賀(コスモ松山 松山工場)	愛媛県	
愛媛県道31号宇和三間線	愛媛県宇和島市 三間IC	愛媛県宇和島市三間町 務田交差点	愛媛県	
愛媛県道57号広見三間宇和島線	愛媛県鬼北町大字永野市 国道320号交差	愛媛県宇和島市三間町 務田交差点	愛媛県	
高知県道21号土佐清水宿毛線	高知県三原村上下長谷 高知県道46号交差	高知県宿毛市平田町 平田交差点	高知県	
高知県道28号宿毛宗呂下川口線	高知県宿毛市小筑紫町 国道321号交差	高知県土佐清水市宗呂 高知県道344号交差	高知県	
高知県道35号桂浜宝永線	高知県高知市五台山 タナスカ1号臨港道路交差	高知県高知市五台山 高知県道376号交差	高知県	
高知県道46号中村宿毛線	高知県三原村狼内 高知県道346号交差	高知県三原村上下長谷 高知県道21号交差	高知県	
	高知県三原村宮ノ川 高知県道21号交差	高知県三原村大字下切 高知県道344号交差	高知トンネル:三原村)	
高知県道202号椎名室戸線	高知県室戸市浮津 浮津交差点	高知県室戸市室戸岬町 三津交差点	高知県	
高知県道256号久礼田笠ノ川線	高知県南国市岡豊町 国道32号交差	高知県南国市岡豊町 高知県道384号交差	高知県	
高知県道344号宗呂中村線	高知県土佐清水市宗呂 高知県道28号交差	高知県三原村下切 高知県道46号交差	高知県	
高知県道346号中村下ノ加江線	高知県三原村狼内 高知県道46号交差	高知県土佐清水市下ノ加江 国道321号交差	高知県	
高知県道353号橋上平田線	高知県宿毛市山奈町(宿毛市総合運動公園)	高知県宿毛市平田町 芳奈口交差点	高知県	
高知県道375号なんこく南インター線	高知県南国市 なんこく南IC	高知県高知市介良甲 国道32号交差	高知県	
高知県道376号高知南インター線	高知県高知市 高知南IC	高知県高知市五台山 高知県道35号交差	高知県	
高知県道384号北本町領石線	高知県南国市岡豊町 南国市道南国122号線交差	高知県南国市岡豊町 高知県道256号交差	高知県	
福岡県道45号福岡空港線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港正面交差点	福岡市	空港通り



路線名	区間		管理者	備考
福岡県道59号志賀島和白線	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡市	
福岡県道245号新北九州空港線	福岡県苅田町 苅田北九州空港IC	福岡県苅田町空港南町(新北九州空港)	福岡県	新北九州空港連絡道路
福岡県道537号湊下府線	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県	
福岡県道538号湊塩浜線	福岡県新宮町大字湊 湊原添交差点	福岡県福岡市東区塩浜 塩浜三苦口交差点	新宮町内:福岡県 福岡市内:福岡市	
福岡県道540号山田新宮線	福岡県新宮町大字三代 大森交差点	福岡県新宮町下府 下府交差点	福岡県	
福岡県道551号別府比恵線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 稲城交差点	福岡市	空港通り
福岡県道574号水城下臼井線	福岡県福岡市博多区大字下臼井 稲城交差点	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北交差点	福岡市	空港通り
佐賀県道49号佐賀空港線	佐賀県佐賀市本庄町 本庄町袋交差点	佐賀県佐賀市川副町 九州佐賀国際空港	佐賀県	
佐賀県道54号西与賀佐賀線	佐賀県佐賀市川原町 与賀町交差点	佐賀県佐賀市赤松町 佐賀大学前交差点	佐賀県	
佐賀県道260号東与賀佐賀線	佐賀県佐賀市赤松町 佐賀大学前交差点	佐賀県佐賀市本庄町 佐大南交差点	佐賀県	
長崎県道38号長崎空港線	長崎県大村市西大村本町 桜馬場交差点	長崎県大村市箕島町(長崎空港)	長崎県	
長崎県道51号長崎南環状線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県道路公社	
	長崎県長崎市 戸町IC	長崎県長崎市 新戸町IC	長崎県	
	長崎県長崎市 新戸町IC	長崎県長崎市 田上IC	長崎県	自動車専用道路
長崎県道119号長崎インター線	長崎県長崎市早坂町 国道324号交差	長崎県長崎市 長崎IC	長崎県	
長崎県道236号神ノ島飽ノ浦線	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県長崎市木鉢町 長崎市道大浜町木鉢町線交差	長崎県	木鉢トンネル付近
熊本県道36号熊本益城大津線	熊本県益城町 益城熊本空港IC	熊本県益城町大字小谷 益城町小谷交差点	熊本県	
熊本県道251号郡築横手線	熊本県八代市大村町 熊本県道336号交差	熊本県八代市横手新町 田中西町交差点	熊本県	
熊本県道336号八代港線	熊本県八代市東片町 八代港線入口交差点	熊本県八代市大村町 熊本県道251号交差	熊本県	
	熊本県八代市永碇町 熊本県道42号交差	熊本県八代市郡築五番町(東西OT八代油槽所、JONET八代油槽所)	熊本県	
県道339号北外輪山大津線	熊本県大津町引水 ミルクロード入口交差点	熊本県大津町大津 大津IC入口交差点	熊本県	
大分県道21号大分臼杵線	大分県大分市 大分IC	大分県大分市西大道 椎迫入口交差点	大分県	
大分県道22号大在大分港線	大分県大分市新川 新川交差点	大分県大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県	臨海産業道路
大分県道511号大分港線	大分県大分市中央町 昭和通り交差点	大分県大分市新川 新川交差点	大分県	
大分県道539号鶴崎港線	大分県大分市大字家島 大分市道家島南北1号線の交差	大分県大分市大字一の洲(ENEOS大分製油所進入口)	大分県	
大分県道545号大分空港線	大分県国東市武蔵町糸原 大分空港入口交差点	大分県国東市安岐町下原 空港出口交差点	大分県	
大分県道610号松岡日岡線	大分県大分市公園通り西 公園東インター入口交差点	大分県大分市大字横尾 昭和電工ドーム大分東交差点	大分県	
宮崎県道10号宮崎インター佐土原線	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市 宮崎IC	宮崎県	
宮崎県道11号宮崎島之内線	宮崎県宮崎市橋通東 県庁前交差点	宮崎県宮崎市一の宮町 一の宮交差点	宮崎県	
宮崎県道15号日知屋財光寺線	宮崎県日向市大字日知屋 仙ヶ崎交差点	宮崎県日向市大字財光寺 お倉ヶ浜交差点	宮崎県	
宮崎県道18号荒武新富線	宮崎県西都市岡富 四日市交差点	宮崎県新富町富田 下城元交差点	宮崎県	
宮崎県道44号宮崎高鍋線	宮崎県新富町大字新田 宮崎県道18号交差	宮崎県新富町大字新田(新田原基地)	宮崎県	
宮崎県道52号宮崎空港線	宮崎県宮崎市大字赤江(宮崎空港)	宮崎県宮崎市大字本郷南方 空港ランプ交差点	宮崎県	
宮崎県道321号西都インター線	宮崎県西都市 西都IC	宮崎県西都市大字黒生野 インター入口交差点	宮崎県	

路線名	区間		管理者	備考
宮崎県道350号内海港線	宮崎県宮崎市大字内海 国道220号交差	宮崎県宮崎市大字内海(ENEOS宮崎油槽所)	宮崎県	
宮崎県道434号風田星倉線	宮崎県日南市 日南東郷IC	宮崎県日南市星倉 馬越交差点	宮崎県	
鹿児島県道17号指宿鹿児島インター線	鹿児島県南九州市 穎娃IC	鹿児島県指宿市 大迫交差点	鹿児島県	
鹿児島県道63号志布志福山線	鹿児島県志布志市志布志町志布志関屋口交差点	鹿児島県志布志市 志布志IC	鹿児島県	
	鹿児島県志布志市 有明北IC	鹿児島県曾於市大熊町岩川 合庁入口交差点	鹿児島県	
鹿児島県道71号垂水南之郷線	鹿児島県曾於市大熊町岩川 合庁入口交差点	鹿児島県曾於市大熊町岩川 曾於弥五郎IC	鹿児島県	
鹿児島県道219号玉取迫鹿児島港線	鹿児島県鹿児島市 谷山IC	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県	

4 市町村道・臨港道路等

路線名	区間		管理者	備考
八戸市道根城前田線	青森県八戸市長苗代前田 前田交差点	青森県八戸市根城馬場頭 馬場頭交差点	八戸市	根城大橋
八戸市道沼館下長線	青森県八戸市石堂 沼館大橋交差点	青森県八戸市沼館3丁目 沼館丁字路	八戸市	沼館大橋
八戸市道沼館小田線	青森県八戸市沼館3丁目 沼館丁字路	青森県八戸市沼館3丁目 臨港道路沼館豊洲線交差	八戸市	
盛岡市道大島線	岩手県盛岡市永井 西バイパス南口交差点	岩手県盛岡市湯沢 盛岡市道羽場釜淵谷地線交差	盛岡市	
盛岡市道羽場釜淵谷地線	岩手県盛岡市湯沢 盛岡市道大島線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道赤林横道線交差	盛岡市	
盛岡市道赤林横道線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道羽場釜淵谷地線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道釜淵谷地上野線交差	盛岡市	
盛岡市道釜淵谷地上野線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道赤林横道線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道永井釜淵谷地線交差	盛岡市	
盛岡市道永井釜淵谷地線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道釜淵谷地上野線交差	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道東谷地・平屋敷線交差	盛岡市	
盛岡市道東谷地・平屋敷線	岩手県矢巾町大字赤林 盛岡市道永井釜淵谷地線交差	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地2号線交差	盛岡市	
盛岡市道東谷地2号線	岩手県盛岡市永井 盛岡市道東谷地・平屋敷線交差	岩手県盛岡市永井 岩手県道120号交差	盛岡市	
盛岡市道殿畑6号線	岩手県盛岡市永井 岩手県道120号交差	岩手県盛岡市永井(日本OT盛岡営業所)	盛岡市	
釜石市道大平工業団地2号線	岩手県釜石市大平町 国道45号交差	岩手県釜石市大平町(岩手OT釜石油槽所)	釜石市	
仙台市道元寺小路郡山線	宮城県仙台市太白区 長町IC	宮城県仙台市太白区郡山館ノ内 鹿の又交差点	仙台市	
仙台市道霞目飛行場北線	宮城県仙台市若林区遠見塚東 国道4号交差	宮城県仙台市若林区霞目(霞目駐屯地)	仙台市	
塩竈市道牛生町貞山通線	宮城県多賀城市笠神 宮城県道58号塩釜七ヶ浜多賀城線交差	宮城県塩竈市貞山通(出光貞山塩釜油槽所)	塩竈市	
北秋田市道佐助代川口線 北秋田市道大向館野線	秋田県北秋田市脇神 空港入口交差点 大館能代空港IC	秋田県北秋田市脇神(大館能代空港)	北秋田市	
郡山市道1-27号	福島県郡山市荒井 郡山市道1-30号交差	福島県郡山市安積 安積一丁目交差点	郡山市	
郡山市道1-30号	福島県郡山市荒井 国道4号(あさか野バイパス)交差	福島県郡山市荒井 郡山市道1-27号交差	郡山市	
郡山市道1-52号	福島県郡山市富久山町 国道288号交差	福島県郡山市富久山町 郡山市道43952号交差	郡山市	東部幹線、富久山陸橋
郡山市道43952号	福島県郡山市富久山町 郡山市道1-52号交差	福島県郡山市富久山町(日本OT郡山営業所)	郡山市	
古河市道0110号線	茨城県古河市下辺見 古河市道0114号線交差	茨城県古河市上辺見 (古河駐屯地入口)	古河市	
古河市道0114号線	茨城県古河市下辺見 国道354号交差	茨城県古河市下辺見 古河市道0110号線交差	古河市	
小美玉市道 小115号線	茨城県小美玉市下吉影 茨城県道360号交差	茨城県小美玉市百里(百里基地)	小美玉市	
小美玉市道 小21102号線	茨城県小美玉市飯前 上吉影南交差点	茨城県小美玉市上台 茨城空港北交差点	小美玉市	
高崎市道H850号線	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H912号線交差	群馬県高崎市倉賀野町(出光高崎油槽所)	高崎市	
高崎市道H912号線	群馬県高崎市倉賀野町 群馬県道136号交差	群馬県高崎市倉賀野町 高崎市道H850号線交差	高崎市	
高崎市道H926号線	群馬県高崎市台新田町 群馬県道136号交差	群馬県高崎市栗崎町(日本OT高崎営業所)	高崎市	
前橋市道00-099号線	群馬県前橋市下佐鳥町 群馬県道27号交差	群馬県前橋市下佐鳥町 群馬県道11号前橋玉村線交差	前橋市	
上三川町道1-07号線	栃木県上三川町大字多功 県道71号交差	栃木県上三川町大字多功(日本OT宇都宮営業所)	上三川町	
入間市道A366号線	埼玉県入間市豊岡4丁目 国道463号交差	埼玉県入間市向陽台1丁目 向陽台二丁目交差点	入間市	
入間市道A581号線	埼玉県入間市向陽台1丁目 向陽台二丁目交差点	埼玉県入間市向陽台2丁目(入間基地)	入間市	
市川市道0209線	千葉県市川市高浜町 高浜交差点	千葉県市川市本行徳(ENEOS市川油槽所)	市川市	
柏市道01138線	千葉県柏市藤ヶ谷新田 国道16号交差	千葉県柏市藤ヶ谷 千葉県道280号交差	柏市	
柏市道02134線	千葉県柏市藤ヶ谷 千葉県道280号交差	千葉県柏市藤ヶ谷(下総航空基地)	柏市	

路線名	区間		管理者	備考
八王子市幹線1級23号線	東京都八王子市北野町 新浅川橋南交差点	東京都八王子市北野町(日本OT八王子営業所)	八王子市	
川崎市道殿町夜光線	神奈川県川崎市川崎区小島町 殿町三丁目交差点	神奈川県川崎市川崎区夜光3丁目(東西OT川崎油槽所)	川崎市	
川崎市道草月橋水江町線	神奈川県川崎市川崎区池上町 川崎臨港警察署前交差点	神奈川県川崎市川崎区水江町(東亜石油京浜製油所)	川崎市	
横浜市道大黒橋通7099号線	神奈川県横浜市鶴見区大黒心頭 大黒心頭出入口	神奈川県横浜市鶴見区大黒心頭 横浜市道大黒1号線交差	横浜市	
横浜市道大黒1号線	神奈川県横浜市鶴見区大黒町 横浜市道大黒橋通7099号線交差	神奈川県横浜市鶴見区大黒町(ENEOS京浜油槽所)	横浜市	
横浜市道本牧32号線	神奈川県横浜市中区本牧心頭 本牧心頭出入口	神奈川県横浜市中区錦町 横浜市道28号交差	横浜市	
横浜市道本牧28号線	神奈川県横浜市中区錦町 横浜市道32号交差	神奈川県横浜市中区本牧間門 間門交差点	横浜市	
横浜市道山下本牧磯子線	神奈川県横浜市中区本牧間門 間門交差点	神奈川県横浜市中区千鳥町(ENEOS根岸油槽所)	横浜市	
富山市道四方荒屋草島線	富山県富山市四方荒屋 国道415号交差	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋西岩瀬線交差	富山市	
富山市道四方荒屋西岩瀬線	富山県富山市四方荒屋 富山市道四方荒屋草島線交差	富山県富山市四方西岩瀬(日本海富山油槽所)	富山市	
内灘町道幹13号諸江・向栗崎線	石川県内灘町字旭ヶ丘 旭ヶ丘交差点	石川県内灘町字緑台 海浜緑台交差点	内灘町	
内灘町道幹11号内灘海浜線	石川県内灘町字緑台 海浜緑台交差点	石川県内灘町千鳥台4丁目 千鳥台交差点	内灘町	
金沢市道大野3号石油基地線1号	石川県金沢市大野町4丁目 臨港道路粟崎大浜線交差	石川県金沢市大野町4丁目(東西OT金沢油槽所)	金沢市	
甲府市道小瀬2号線・小瀬町1号線	山梨県甲府市上今井町 南甲府署南交差点	山梨県甲府市小瀬町 小瀬スポーツ公園前交差点	甲府市	
甲斐市道竜王駅南口線	山梨県甲斐市竜王新町 駅前交差点	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅南通線交差	甲斐市	
甲斐市道竜王駅南通線	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅南口線交差	山梨県甲斐市名取 山梨県道25号交差	甲斐市	
甲斐市道竜王駅北通り線	山梨県甲斐市大下条 山梨県道25号交差	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道新町日石道路線交差	甲斐市	
甲斐市道新町日石道路線	山梨県甲斐市竜王新町 甲斐市道竜王駅北通り線交差	山梨県甲斐市竜王新町(ENEOS甲府油槽所)	甲斐市	
高山市道	岐阜県高山市冬頭町 冬頭町西交差点	岐阜県高山市下林町 高山自動車短期大学	高山市	
御殿場市道0109号線	静岡県御殿場市 鮎沢交差点	静岡県御殿場市 東田中西交差点	御殿場市	国道138号線-東名高速道路御殿場IC第1出入口方面区間
沼津市道0118号線	静岡県沼津市足高 静岡県道405号交差	静岡県沼津市足高 沼津市道0230号線交差	沼津市	
沼津市道0230号線	静岡県沼津市足高 沼津市道0118号線交差	静岡県沼津市足高(愛鷹広域公園)	沼津市	
焼津市道0201号線	静岡県焼津市飯淵 静岡県道342号交差	静岡県焼津市飯淵(東西OT大井川油槽所)	焼津市	
浜松市道菟湖東線	静岡県浜松市 浜松西IC	静岡県浜松市中区高丘西(浜松基地)	浜松市	
名古屋市道潮見町第1号線	愛知県名古屋市 名港潮見IC	愛知県名古屋市港区潮見町 愛知県道225号交差	名古屋市	
知多市道北浜金沢線	愛知県知多市 長浦IC	愛知県知多市南浜町(出光愛知製油所)	知多市	
四日市市道納屋1号線	三重県四日市市浜町 国道23号交差	三重県四日市市大協町(コスモ石油四日市製油所)	四日市市	
四日市市道追分石原線	三重県四日市市中里町 大里町交差点	三重県四日市市塩浜町(昭和四日市石油四日市製油所)	四日市市	
津市道 一身田大古曾第13号線	三重県津市一身田 国道23号(中勢バイパス)交差	三重県津市夢が丘(三重県立看護大学)	津市	
彦根市道3113八坂町15号	滋賀県彦根市八坂町 滋賀県立大学前交差点	滋賀県彦根市八坂町 彦根市道4164八坂町16号交差	彦根市	
彦根市道4164八坂町16号	滋賀県彦根市八坂町 彦根市道3113八坂町15号交差	滋賀県彦根市八坂町(滋賀県立大学)	彦根市	
草津市道医科大学東線	滋賀県草津市笠山7丁目 滋賀県道2号交差	滋賀県草津市笠山7丁目 草津市道南笠東8号線交差	草津市	
草津市道南笠東8号線	滋賀県草津市笠山7丁目 草津市道医科大学東線交差	滋賀県草津市笠山7丁目(滋賀医科大学)	草津市	
京都市道油小路通	京都府京都市 城南宮南IC	京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町京都市道新城南宮道交差	京都市	
京都市道新城南宮道	京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町京都市道油小路通交差	京都府京都市 京都市南IC	京都市	

路線名	区間		管理者	備考
大阪市道川辺町線	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目 長谷川辺3丁目交差点	大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目 (八尾市境)	大阪市	
八尾市道若林沼線	大阪府八尾市若林町3丁目(大阪市境)	大阪府八尾市太田新町3丁目 太田橋 交差点	八尾市	
空港道路	大阪府八尾市空港2丁目 若林町1丁目 交差点	大阪府八尾市空港2丁目(八尾空港)	国土交通省大阪航空局	
堺市道臨海1号線	大阪府堺市西区石津西町 石津西町 交差点	大阪府堺市西区築港新町2丁目 堺市道 臨海2号線交差	堺市	
堺市道臨海2号線	大阪府堺市西区築港新町2丁目 堺市道 臨海1号線交差	大阪府堺市西区築港新町3丁目(コスモ堺 製油所)	堺市	
岸和田市道臨海中央線	大阪府岸和田市岸野町 岸野町南交 差点	大阪府岸和田市臨海町(出光岸和田 製油所)	岸和田市	
神戸市道京橋線	兵庫県神戸市 京橋IC	兵庫県神戸市中央区新港町 税関本 庁前交差点	神戸市	
神戸市道港島1号線・神戸大橋	兵庫県神戸市中央区新港町 税関本 庁前交差点	兵庫県神戸市中央区港島3丁目 神戸 市道港島40号交差	神戸市	神戸大橋
神戸市道港島40号線	兵庫県神戸市中央区港島3丁目	兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目 京コンピュータ西交差点	神戸市	
神戸市道港島33号線	兵庫県神戸市中央区港島南町7丁目 京コンピュータ西交差点	兵庫県神戸市中央区神戸空港(神戸空 港)	神戸市	
神戸市道野田外浜線	兵庫県神戸市須磨区古川町1丁目 海 浜公園前交差点	兵庫県神戸市長田区浪松町6丁目 (ENEOS神戸油槽所、出光神戸事業 所)	神戸市	
姫路市道幹第23号線	兵庫県姫路市 中地ランプ	兵庫県姫路市飾磨区構 今在家東交 差点	姫路市	
姫路市道飾磨幹第69号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 市川浜手 大橋西交差点	兵庫県姫路市飾磨区中島 臨港道路 中島北線交差	姫路市	
姫路市道飾磨508号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 臨港道路 中島北線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道 飾磨103号線交差	姫路市	
姫路市道飾磨103号線	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道 飾磨508号線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島(東西OT姫 路油槽所)	姫路市	
橿原市道雲梯町49号線	奈良県橿原市雲梯町 雲梯町交差点	奈良県橿原市慈明寺町(橿原運動公 園)	橿原市	
有田市道979号線	和歌山県有田市初島町 初島交差点	和歌山県有田市初島町(ENEOS和歌山 工場)	有田市	
かつらぎ町道58号線	和歌山県かつらぎ町 紀北かつらぎIC	和歌山県かつらぎ町大谷 紀北かつら ぎIC南交差点	かつらぎ町	
倉吉市道西町大正町2丁目 線	鳥取県倉吉市大正町 鳥取県道161号 交差	鳥取県倉吉市西町 倉吉市道東仲町 仲ノ町線交差	倉吉市	
倉吉市道東仲町仲ノ町線	鳥取県倉吉市西町 倉吉市道西町大 正町2丁目線交差	鳥取県倉吉市仲ノ町 鳥取県道38号交 差	倉吉市	
倉吉市道葵町湊町線	鳥取県倉吉市湊町 湊町交差点	鳥取県倉吉市湊町 倉吉市道野球場 テニスコート線交差	倉吉市	
倉吉市道野球場テニスコート 線	鳥取県倉吉市湊町 倉吉市道葵町湊 町線	鳥取県倉吉市湊町(倉吉市営陸上競技 場)	倉吉市	
境港市道昭和町中央線	鳥取県境港市昭和町 国道431号交差	鳥取県境港市昭和町(東西OT境港油 槽所)	境港市	
倉敷市道東塚松江線	岡山県倉敷市東塚1丁目	岡山県倉敷市松江3丁目	倉敷市	
広島市道安芸3区141号線	広島県広島市安芸区船越南 国道2号 交差	広島県広島市安芸区船越南1丁目 広 島市道安芸3区143号線交差	広島市	
広島市道安芸3区143号線	広島県広島市安芸区船越南1丁目 広 島市道安芸3区143号線交差	広島県広島市安芸区船越南1丁目 (出光興産広島油槽所、東西OT広島油 槽所進入路入口)	広島市	
板野町道156号	徳島県板野町犬伏 板野町道447号交 差	徳島県板野町犬伏(あすたむらんど徳 島)	板野町	
板野町道447号	徳島県板野町吹田 徳島県道1号交差	徳島県板野町犬伏 板野町道156号交 差	板野町	
美馬市道17号	徳島県美馬市美馬町 高瀬谷川左岸 交差点	徳島県美馬市美馬町 四国三郎の郷 入口	美馬市	
高松市道朝日町仏生山線	香川県高松市松島町 松島町二丁目 交差点	香川県高松市松福町 福岡町2丁目交 差点	高松市	
高松市道尾池丸田線	香川県高松市香南町 尾池原交差点	香川県高松市香南町由佐 高松市道 吉光高根線交差点	高松市	

路線名	区間		管理者	備考
高松市道吉光高根線	香川県高松市香南町由佐 高松市道尾池丸田線交差点	香川県高松市香南町由佐 香川県道45号高松空港線交差点	高松市	
坂出市道常盤御供所線	香川県坂出市常盤町 常盤町1交差点	香川県坂出市西大浜北 香川県道192号交差	坂出市	
坂出市道番の州南北幹線	香川県坂出市番の州町 番の州町交差点	香川県坂出市番の州緑町(坂出物流基地)	坂出市	
坂出市道西大浜北2号線	香川県坂出市 坂出北IC	香川県坂出市沖の浜 北IC北交差点	坂出市	
松山市道松山環状線西部	愛媛県松山市和泉北 和泉交差点	愛媛県松山市空港通2丁目 空港通2丁目交差点	松山市	
	愛媛県松山市南江戸4丁目 南江戸4丁目交差点	松山市中央2丁目 中央2丁目交差点	松山市	
松山市道松山環状線南部	愛媛県松山市天山3丁目 天山交差点	愛媛県松山市和泉北 和泉交差点	松山市	
松山市道 松山環状線北部	愛媛県松山市東長戸 北環状交差点	愛媛県松山市中央2丁目 中央2丁目交差点	松山市	
安芸市道妙見刑部線	高知県安芸市染井町 国道55号交差	高知県安芸市桜ヶ丘町(安芸市総合運動公園)	安芸市	
南国市道南国122号線	高知県南国市岡豊町小蓮 高知県道384号交差	高知県南国市岡豊町小蓮(高知大学医学部)	南国市	
北九州市道西港町2号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 国道199号交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	北九州市	
北九州市道西港町6号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 北九州市道西港町2号線交差	福岡県北九州市小倉北区西港町 (JONET小倉油槽所)	北九州市	
北九州市道西港町18号線	福岡県北九州市小倉北区西港町 西港郵便局前交差点	福岡県北九州市小倉北区西港町(東西OT北九州油槽所)	北九州市	
福岡市道下臼井博多駅線	福岡県福岡市 空港通IC	福岡県福岡市博多区大字下臼井 空港北口交差点	福岡市	空港通り
福岡市道荒津1397号線	福岡県福岡市 西公園IC	福岡県福岡市中央区荒津(ENEOS福岡第1油槽所等)	福岡市	
福岡市道西戸崎通り線	福岡県福岡市東区大字西戸崎 西戸崎交差点	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎橋線交差	福岡市	
福岡市道西戸崎橋線	福岡県福岡市東区西戸崎 福岡市道西戸崎通り線交差	福岡県福岡市東区西戸崎(JONET福岡油槽所)	福岡市	
長崎市道大浜町木鉢町線	長崎県長崎市 木鉢IC	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎市	
	長崎県長崎市木鉢町 長崎県道236号交差	長崎県長崎市木鉢町(出光長崎油槽所)	長崎市	
佐世保市道大塔側道1号線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保大塔IC	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道尼瀧循環支線交差	佐世保市	
佐世保市道尼瀧循環支線	長崎県佐世保市大塔町 佐世保市道大塔側道1号線交差	長崎県佐世保市卸本町 佐世保市道尼瀧循環線交差	佐世保市	
佐世保市道尼瀧循環線	長崎県佐世保市卸本町 佐世保市道尼瀧循環支線交差	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道大和楠ヶ浦線交差	佐世保市	
佐世保市道大和楠ヶ浦線	長崎県佐世保市白岳町 佐世保市道尼瀧循環線交差	長崎県佐世保市大塔町(東西OT佐世保油槽所)	佐世保市	
大分市道家島南北6号線	大分県大分市大字家島 大野川大橋西交差点	大分県大分市大字家島 大分市道家島南北1号線の交差	大分市	
大分市道家島南北1号線	大分県大分市大字家島 大分市道家島南北6号線の交差	大分県大分市大字家島 大分県道539号鶴崎港線の交差	大分市	
鹿児島市道谷山港1号線	鹿児島県鹿児島市南栄 運輸支局入口交差点	鹿児島県鹿児島市谷山港(出光鹿児島油槽所、東西OT鹿児島油槽所)	鹿児島市	
臨港道路1号線	青森県青森市石江 石江交差点	青森県青森市新田1丁目 臨港道路2号線交差	青森県	
臨港道路2号線	青森県青森市新田1丁目 臨港道路1号線交差	青森県青森市柳川(東西OT青森油槽所)	青森県	
臨港道路沼館豊洲線	青森県八戸市沼館3丁目 八戸市道沼館小田線交差	青森県八戸市豊洲(東西OT八戸油槽所)	青森県	
臨海道路	秋田県秋田市土崎港西2丁目 土崎臨海十字路交差点	秋田県秋田市土崎港相染町(ENEOS秋田油槽所)	秋田県	
臨港道路酒田臨海1号線	山形県酒田市宮海 山形県道59号酒田八幡線交差(国道7号交差)	山形県酒田市宮海 臨港道路宮海線交差	山形県	
臨港道路宮海線	山形県酒田市宮海 臨港道路酒田臨海1号線交差	山形県酒田市宮海 臨港道路大浜宮海線交差	山形県	
臨港道路大浜宮海線	山形県酒田市宮海 臨港道路宮海線交差	山形県酒田市大浜 臨港道路石油基地線交差	山形県	

路線名	区間		管理者	備考
臨港道路石油基地線	山形県酒田市大浜 臨港道路大浜宮海線交差	山形県酒田市大浜(東西OT酒田油槽所)	山形県	
臨港道路1号線	福島県いわき市泉町 木戸協交差点	福島県いわき市泉町(ENEOS小名浜油槽所、東西OT小名浜事業所)	福島県	
東京港臨港道路新木場・若洲線	東京都江東区新木場1丁目 新木場交差点	東京都江東区若洲3丁目 東京港臨港道路若洲1号線交差	東京都	
東京港臨港道路若洲1号線	東京都江東区若洲3丁目 東京港臨港道路新木場・若洲線交差	東京都江東区若洲1丁目 東京港臨港道路若洲24号線交差	東京都	
東京港臨港道路若洲24号線	東京都江東区若洲1丁目 東京港臨港道路若洲1号線交差	東京都江東区若洲1丁目(出光東京油槽所)	東京都	
臨港道路開発1号線	新潟県新潟市北区太郎代 太郎代交差点	新潟県新潟市北区太郎代 (ENEOS新潟東港油槽所、出光新潟油槽所、東西OT東新潟油槽所入口)	新潟県	
臨港道路1号線	富山県高岡市能町 能町交差点	富山県高岡市材木町	富山県	
臨港道路2号線	富山県高岡市材木町	富山県高岡市吉久	富山県	
臨港道路伏木外港線	富山県高岡市吉久	富山県高岡市伏木湊町	富山県	
臨港道路3号線	富山県高岡市伏木湊町	富山県高岡市伏木磯町(出光伏木油槽所、ENEOS伏木油槽所)	富山県	
臨港道路栗崎大浜線	石川県金沢市栗崎浜町 栗崎浜町交差点	石川県金沢市大野町 金沢市道大野3号石油基地線1号交差	石川県	
臨港2号道路	福井県坂井市三国町 臨港3号道路交差	福井県坂井市三国町 臨港4号道路交差	福井県	
臨港3号道路	福井県坂井市三国町 国道305号交差	福井県坂井市三国町 臨港2号道路交差	福井県	
臨港4号道路	福井県坂井市三国町 臨港2号道路交差	福井県坂井市三国町新保 臨港6号道路交差	福井県	
臨港6号道路	福井県坂井市三国町 臨港4号道路交差	福井県坂井市三国町(東西OT、JONET福井油槽所)	福井県	
袖師臨港道路	静岡県静岡市清水区入船町 入舟町交差点	静岡県静岡市清水区横砂 袖師第2埠頭1号道路交差	静岡県	
袖師第2埠頭1号道路	静岡県静岡市清水区横砂 袖師臨港道路交差	静岡県静岡市清水区横砂(JONET清水油槽所)	静岡県	
臨港道路7号線	静岡県富士市前田 静岡県道172号交差(JR東海道線交差)	静岡県富士市前田 臨港道路3号線交差(沼川防潮水門)	静岡県	
臨港道路3号線	静岡県富士市前田 臨港道路7号線交差(沼川防潮水門)	静岡県富士市鈴川町 臨港道路1号線交差	静岡県	
臨港道路1号線	静岡県富士市鈴川町 臨港道路3号線交差	静岡県富士市鈴川町 鈴川護岸道路交差	静岡県	
鈴川護岸道路	静岡県富士市鈴川町 臨港道路1号線交差	静岡県富士市鈴川西町 石油基地道路交差	静岡県	
石油基地道路	静岡県富士市鈴川西町 鈴川護岸道路交差	静岡県富士市鈴川西町(ENEOS田子の浦第二油槽所)	静岡県	
臨港道路岸和田木材港線	大阪府岸和田市 岸和田北IC	大阪府岸和田市木材町 木材町交差点	大阪府	
臨港道路	大阪府堺市西区築港浜寺町 臨港道路結節点	大阪府堺市西区築港浜寺町(ENEOS堺製油所)	大阪府	
臨港道路東海岸町1号線	兵庫県尼崎市東海岸町 清掃局第2工場前交差点	兵庫県尼崎市東海岸町(ENEOS尼崎油槽所)	兵庫県	
臨港道路中島北線	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道飾磨幹第69号線交差	兵庫県姫路市飾磨区中島 姫路市道飾磨508号線交差	兵庫県	
臨港道路装束1号線	山口県岩国市装束町 装束5丁目交差点	山口県玖珂郡和木町(ENEOS麻里布製油所)	山口県	
臨港道路石油基地線	香川県高松市朝日町 臨港道路朝日町本線交差	香川県高松市朝日町4丁目(出光高松油槽所)	香川県	
臨港道路朝日町本線	香川県高松市松福町 福岡町2丁目交差点	香川県高松市朝日町 臨港道路石油基地線交差	香川県	
タナスカ1号臨港道路	高知県高知市五台山 高知県道35号交差	高知県高知市五台山(出光高知油槽所)	高知県	
臨港道路白浜線	宮崎県日向市大字日知屋 竹島入口交差点	宮崎県日向市大字日知屋(東西OT日向油槽所)	宮崎県	
臨港道路宮崎港	宮崎県宮崎市日ノ出町 宮崎港前交差点	宮崎県宮崎市港東(東西OT宮崎油槽所)	宮崎県	

別表 3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制

都道府県	重点受援県	被害想定			警察部隊・消防部隊			
		①死者数 (中央値)	②自力脱出困難者数 (中央値)	①+②	被害規模 の目安	都道府県警察官 の定員	消防職員数	消防団員数
北海道		0	0	0		10,634	9,236	23,551
青森県		0	0	0		2,348	2,667	17,308
岩手県		0	0	0		2,153	2,021	19,674
宮城県		0	0	0		3,789	3,201	17,763
秋田県		0	0	0		1,989	2,087	15,131
山形県		0	0	0		2,013	1,568	22,284
福島県		0	0	0		3,433	2,555	30,101
茨城県		0	0	0		4,814	4,541	20,993
栃木県		0	0	0		3,429	2,537	13,787
群馬県		0	0	0		3,442	2,629	11,001
埼玉県		0	0	0		11,524	8,704	13,542
千葉県		35	300	335		10,850	8,250	23,606
東京都		80	200	280		43,486	19,450	21,721
神奈川県		20	255	275		15,703	10,186	17,881
新潟県		0	0	0		4,192	3,350	32,780
富山県		0	0	0		1,959	1,330	8,743
石川県		0	0	0		1,977	1,597	5,180
福井県		0	0	0		1,732	1,278	5,858
山梨県		250	750	1,000	概ね 4 割	1,695	1,264	14,059
長野県		10	45	55		3,487	2,535	30,887
岐阜県		65	350	415		3,527	2,789	20,715
静岡県	○	15,000	46,250	61,250		6,200	4,697	17,358
愛知県	○	7,250	30,550	37,800		13,554	8,486	21,790
三重県	○	12,000	16,850	28,850	3,079	2,630	12,622	
滋賀県		155	675	830	概ね 2 割	2,302	1,711	8,545
京都府		280	1,150	1,430		6,560	3,329	16,416
大阪府		2,950	8,700	11,650		21,474	10,274	10,097
兵庫県		1,800	6,150	7,950		11,953	6,254	39,651
奈良県		650	2,600	3,250		2,481	1,842	7,727
和歌山県	○	26,000	15,800	41,800	2,183	1,519	11,338	
鳥取県		0	0	0		1,231	788	4,671
島根県		0	0	0		1,512	1,204	11,121
岡山県		300	1,360	1,660		3,511	2,533	25,778
広島県		170	850	1,020		5,189	3,688	20,068
山口県		70	105	175		3,148	2,028	12,182
徳島県	○	8,950	13,250	22,200	概ね 3 割	1,580	1,090	10,309
香川県	○	1,050	2,450	3,500		1,859	1,212	7,380
愛媛県	○	4,000	7,700	11,700		2,463	1,898	19,197
高知県	○	19,000	26,050	45,050		1,611	1,216	7,575
福岡県		0	35	35	概ね 1 割	11,124	5,066	23,811
佐賀県		0	0	0		1,717	1,124	17,583
長崎県		5	95	100		3,075	1,728	18,123
熊本県		10	0	10		3,107	2,458	29,840
大分県	○	4,250	2,340	6,590		2,092	1,662	13,755
宮崎県	○	15,500	10,800	26,300		2,034	1,248	13,674
鹿児島県		190	120	310		3,035	2,365	14,716
沖縄県		0	90	90		2,921	1,685	1,686
		120,040	195,870	315,910		259,171	167,510	783,578

注) 死者数、自力脱出困難者は、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」（平成24年8月）の各ケースの死者数、自力脱出困難者の中央値である。

注) 警察官の定員の数は、令和5年4月時点。

注) 消防職員、消防団員数は、令和4年4月時点。



別表3-2 「広域進出拠点(◎)」、重点受援県内の「進出拠点(O)」、「DMAT陸路参集拠点(O)」(候補地)の一覧

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土交通省	中核給油所	DMAT陸路参集拠点候補地
茨城県	陸上自衛隊古河駐屯地	茨城県古河市	国道354号			◎			
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号、国道121号			◎			
栃木県	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	栃木県宇都宮市	国道4号			◎			
東京都	陸上自衛隊朝霞駐屯地	東京都練馬区	国道254号			◎			
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	東京都立川市	東京都道153号			◎			
山梨県	談合坂SA《上り線》	山梨県上野原市	中央自動車道	◎				●	
山梨県	談合坂SA《下り線》	山梨県上野原市	中央自動車道	◎				●	
岐阜県	関SA《上り線》	岐阜県関市	東海北陸自動車道	◎				●	
岐阜県	養老SA《上り線》	岐阜県養老町	名神高速道路		◎			●	
岐阜県	川島PA《上り線》	岐阜県各務原市	東海北陸自動車道		◎		◎		
岐阜県	恵那峡SA《下り線》	岐阜県恵那市	中央自動車道				◎	●	
静岡県	山中城址駐車場	静岡県三島市	国道1号	○					
静岡県	足柄SA《下り線》	静岡県小山町	東名高速道路	◎	◎		◎	●	○
静岡県	東山湖フィッシングエリア駐車場	静岡県御殿場市	国道138号	○					
静岡県	陸上自衛隊駒門駐屯地	静岡県御殿場市	国道246号			◎			
静岡県	陸上自衛隊板妻駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道155号			◎			
静岡県	陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	静岡県御殿場市	静岡県道23号			◎			
静岡県	陸上自衛隊富士駐屯地	静岡県小山町	国道138号			◎			
静岡県	道の駅朝霧高原	静岡県富士宮市	国道139号	○					
静岡県	清水穴原スポーツ広場	静岡県静岡市	国道52号	○					
静岡県	浜松SA《上り線》	静岡県浜松市	新東名高速道路	○	○			●	
静岡県	浜松SA《下り線》	静岡県浜松市	新東名高速道路	○				●	○
静岡県	浜名湖SA《上り線》	静岡県浜松市	東名高速道路	○				●	
静岡県	浜名湖SA《下り線》	静岡県浜松市	東名高速道路	○	○			●	
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	国道301号	○					
静岡県	駿河湾沼津SA《下り線》	静岡県沼津市	新東名高速道路	○	◎			●	
静岡県	清水PA《上り線》	静岡県静岡市	新東名高速道路、国道52号	○					
静岡県	清水PA《下り線》	静岡県静岡市	新東名高速道路、国道52号	○					
愛知県	県営新城総合公園	愛知県新城市	国道257号		○				
愛知県	新城PA《下り線》	愛知県新城市	東名高速道路	○	○				
愛知県	豊橋公園	愛知県豊橋市	国道1号		○				
愛知県	陸上自衛隊豊川駐屯地	愛知県豊川市	愛知県道5号			◎			
愛知県	内津峠PA《上り線》	愛知県春日井市	中央自動車道	○					
愛知県	内津峠PA《下り線》	愛知県春日井市	中央自動車道	○	◎			●	
愛知県	愛知県警察学校	愛知県春日井市	愛知県道508号	○					
愛知県	陸上自衛隊春日井駐屯地	愛知県春日井市	愛知県道199号			◎			
愛知県	中部管区警察学校	愛知県小牧市	愛知県道199号	○					
愛知県	JA愛知北犬山事業所	愛知県犬山市	国道41号		○				
愛知県	小牧市市民会館駐車場	愛知県小牧市	国道155号		○				
愛知県	尾張一宮PA《上り線》	愛知県一宮市	名神高速道路	○	○				
愛知県	尾張一宮PA《下り線》	愛知県一宮市	名神高速道路	○					
愛知県	愛知県一宮総合運動場	愛知県一宮市	国道155号		○				
愛知県	学戸公園	愛知県蟹江町	愛知県道65号		○				
愛知県	長篠設楽原PA《下り線》	愛知県新城市	新東名高速道路	○					
愛知県	名古屋飛行場	愛知県豊山町	愛知県道448号						○
三重県	陸上自衛隊明野駐屯地	三重県伊勢市	国道23号			◎			
三重県	大山田PA《上り線》	三重県桑名市	東名阪自動車道		○				
三重県	大山田PA《下り線》	三重県桑名市	東名阪自動車道		○				
三重県	桑名市総合運動公園	三重県桑名市	三重県道142号		○				
三重県	垂坂ソフトボール場	三重県四日市市	三重県道64号		○				
三重県	御在所SA《上り線》	三重県四日市市	東名阪自動車道	○				●	
三重県	御在所SA《下り線》	三重県四日市市	東名阪自動車道	○				●	
三重県	藤原文化センター	三重県いなべ市	国道306号・365号		○				
三重県	安濃SA《上り線》	三重県津市	伊勢自動車道	○				●	
三重県	安濃SA《下り線》	三重県津市	伊勢自動車道	○				●	
三重県	亀山PA《上り線》	三重県亀山市	東名阪自動車道	○					
三重県	亀山PA《下り線》	三重県亀山市	東名阪自動車道	○	○				
三重県	紀北PA《上下線》	三重県紀北町	紀勢自動車道	○	○				
三重県	熊野市山崎運動公園	三重県熊野市	三重県道141号		○				
滋賀県	土山SA《上り線》	滋賀県甲賀市	新名神高速道路					●	○
滋賀県	賤ヶ岳SA《上り線》	滋賀県長浜市	北陸自動車道	◎				●	
滋賀県	賤ヶ岳SA《下り線》	滋賀県長浜市	北陸自動車道	◎				●	
滋賀県	陸上自衛隊今津駐屯地	滋賀県高島市	国道161号			◎			
滋賀県	草津PA《下り線》	滋賀県草津市	名神高速道路		◎		◎	●	
滋賀県	大津SA《上り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎					
滋賀県	大津SA《下り線》	滋賀県大津市	名神高速道路	◎					
滋賀県	陸上自衛隊大津駐屯地	滋賀県大津市	国道161号			◎			

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土交通省	中核給油所	DMAT陸路参集拠点候補地
京都府	陸上自衛隊大久保駐屯地	京都府宇治市	国道24号			◎			
京都府	陸上自衛隊桂駐屯地	京都府京都市	京都府道201号			◎			
大阪府	陸上自衛隊八尾駐屯地	大阪府八尾市	国道170号			◎			
大阪府	吹田SA《下り線》	大阪府吹田市	名神高速道路		◎			●	
兵庫県	淡路SA《下り線》	兵庫県淡路市	神戸淡路鳴門自動車道		◎				○
兵庫県	淡路島南PA《下り線》	兵庫県南あわじ市	神戸淡路鳴門自動車道	◎					
兵庫県	陸上自衛隊川西駐屯地	兵庫県川西市	国道176号			◎			
兵庫県	三木SA《上り線》	兵庫県三木市	山陽自動車道	◎				●	
兵庫県	三木SA《下り線》	兵庫県三木市	山陽自動車道	◎				●	
和歌山県	新宮市民運動競技場	和歌山県新宮市	国道42号	○					
和歌山県	橋本市運動公園	和歌山県橋本市	国道24号・国道371号	○	◎				
和歌山県	田辺スポーツパーク	和歌山県田辺市	国道42号	○	○				
和歌山県	旧南紀白浜空港跡地	和歌山県白浜町	国道42号	○					
和歌山県	紀ノ川SA《下り線》	和歌山県和歌山市	阪和自動車道	○	◎			●	○
和歌山県	コスモパーク加太	和歌山県和歌山市	和歌山県道7号	○					
岡山県	吉備SA《下り線》	岡山県岡山市	山陽自動車道		◎			●	
岡山県	高梁SA《上り線》	岡山県高梁市	岡山自動車道	◎	◎			●	
広島県	福山SA《上り線》	広島県福山市	山陽自動車道		◎			●	
広島県	小谷SA《上り線》	広島県東広島市	山陽自動車道		◎			●	
広島県	宮島SA《上り線》	広島県廿日市市	山陽自動車道	◎				●	
広島県	宮島SA《下り線》	広島県廿日市市	山陽自動車道	◎				●	
山口県	美東SA《下り線》	山口県美祢市	中国自動車道				◎	●	
山口県	壇之浦PA《下り線》	山口県下関市	関門自動車道		○				
徳島県	徳島県消防学校	徳島県北島町	国道11号		○				
徳島県	鳴門西PA《上り線》	徳島県鳴門市	高松自動車道		○				
徳島県	上板SA《上り線》	徳島県上板町	徳島自動車道	○					
徳島県	吉野川SA《上り線》	徳島県東みよし町	徳島自動車道	○	○			●	
徳島県	吉野川SA《下り線》・吉野川ハイウェイアス	徳島県東みよし町	徳島自動車道	○				●	
徳島県	緑の丘スポーツ公園	徳島県阿波市	徳島自動車道		○				
香川県	白鳥中央公園	香川県東かがわ市	国道11号		○				
香川県	津田の松原SA《上り線》	香川県さぬき市	高松自動車道	○					
香川県	津田の松原SA《下り線》	香川県さぬき市	高松自動車道	○					
香川県	まんのう町琴南公民館	香川県まんのう町	国道438号		○				
香川県	府中湖PA《上り線》	香川県坂出市	高松自動車道	○					
香川県	府中湖PA《下り線》	香川県坂出市	高松自動車道	○					
香川県	瀬戸大橋記念公園	香川県坂出市	坂出市道番の州南北幹線		○				
香川県	中国四国管区警察局警察学校普通寺庁舎	香川県普通寺市	香川県道24号	○					
香川県	高瀬PA《下り線》	香川県三豊市	高松自動車道	○					
香川県	萩の丘公園	香川県観音寺市	国道377号		○				
香川県	豊浜SA《下り線》	香川県観音寺市	高松自動車道				◎	●	○
香川県	高松空港	香川県高松市	香川県道45号						○
愛媛県	馬立PA《上り線》	愛媛県四国中央市	高知自動車道		○				
愛媛県	上分PA《下り線》	愛媛県四国中央市	松山自動車道		○				
愛媛県	タイカワ運輸エクセレント倉庫	愛媛県四国中央市	国道11号	○					
愛媛県	四国中央市消防本部	愛媛県四国中央市	国道11号		○				
愛媛県	入野PA《下り線》	愛媛県四国中央市	松山自動車道	○					
愛媛県	道の駅伯方SCパーク	愛媛県今治市	国道317号		○				
愛媛県	来島海峡SA《下り線》	愛媛県今治市	西瀬戸自動車道	○					
愛媛県	松山中央公園	愛媛県松山市	国道33号		○				
愛媛県	宇和文化会館駐車場	愛媛県西予市	国道56号		○				
愛媛県	石鎚山SA《上り線》	愛媛県西条市	松山自動車道				◎	●	
高知県	南国風良里(道の駅)	高知県南国市	国道32号	○					
高知県	道の駅木の香	高知県いの町	国道194号		○				
高知県	南国SA《上り線》	高知県南国市	高知自動車道	○				●	
高知県	南国SA《下り線》	高知県南国市	高知自動車道	○	○				
高知県	土佐和紙工芸村(道の駅)	高知県いの町	国道194号	○					
高知県	旧吾川中学校グラウンド	高知県仁淀川町	国道33号		○				
高知県	太郎川公園	高知県梶原町	国道197号		○				
高知県	マルナカ土佐店	高知県土佐市	高知自動車道	○					
高知県	道の駅あぐり窪川	高知県四万十町	高知自動車道	○					
高知県	ゆういんぐ四万十	高知県四万十町	高知自動車道	○					
高知県	道の駅四万十とおわ	高知県四万十町	国道381号	○					
高知県	こいのぼり公園	高知県四万十町	国道381号	○					
福岡県	山田SA《下り線》	福岡県朝倉市	大分自動車道					●	○
福岡県	古賀SA《下り線》	福岡県古賀市	九州自動車道	◎				●	
熊本県	山江SA《下り線》	熊本県山江村	九州自動車道					●	○
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	国道197号	○	○				○
大分県	竹田市総合運動公園	大分県竹田市	国道502号		○				
大分県	大真総合運動公園	大分県中津市	国道10号		○				
大分県	玖珠SA《下り線》	大分県玖珠町	大分自動車道	◎					
大分県	大原ランド	大分県日田市	国道212号		○				
大分県	別府湾SA《下り線》	大分県別府市	大分自動車道	○	◎			●	○
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	東九州自動車道	○	○				
宮崎県	西階公園	宮崎県延岡市	宮崎県道241号線	○	○				

都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省	国土交通省	中核給油所	DMA T陸路参集拠点候補地
宮崎県	高千穂町総合公園	宮崎県高千穂町	国道218号		○				
宮崎県	都城市公設地方卸売市場	宮崎県都城市	国道10号		○				
宮崎県	霧島SA 《下り線》	宮崎県小林市	宮崎自動車道	◎	◎			●	○
宮崎県	川南PA	宮崎県川南町	東九州自動車道	◎				●	

注) ◎：広域進出拠点、○進出拠点・DMA T陸路参集拠点候補地

注) DMA T参集拠点候補地は、上表の他に空路参集拠点候補地として、新千歳空港、航空自衛隊千歳基地、仙台空港、花巻空港、新潟空港、東京国際空港、名古屋飛行場、静岡空港、南紀白浜空港、高松空港、松山空港、福岡空港、熊本空港、鹿児島空港がある。(名古屋飛行場と高松空港は陸路参集拠点を兼ねる。)

別表 3-3 航空機用救助活動拠点（候補地）

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
福島県	福島空港	福島県玉川村	福島県	航空機の駐機・給油等
茨城県	茨城空港（航空自衛隊百里基地）	茨城県小美玉市	茨城県（防衛省）	航空機の駐機等
埼玉県	ホンダエアポート	埼玉県川島町	本田航空株式会社	航空機の駐機・給油等
埼玉県	航空自衛隊入間基地	埼玉県狭山市	防衛省	航空機の駐機・給油等
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地	東京都立川市	防衛省	航空機の駐機等
東京都	東京ヘリポート	東京都江東区	東京都	航空機の駐機・給油等
新潟県	新潟空港	新潟県新潟市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
富山県	富山空港	富山県富山市	富山県	航空機の駐機・給油等
石川県	小松飛行場（航空自衛隊小松基地）	石川県小松市	防衛省	航空機の駐機等
福井県	福井空港	福井県坂井市	福井県	航空機の駐機・給油等
長野県	松本空港	長野県松本市	長野県	航空機の駐機・給油等
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	岐阜県各務原市	防衛省	航空機の駐機等
静岡県	愛鷹広域公園	静岡県沼津市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等
静岡県	静岡空港（富士山静岡空港）	静岡県牧之原市	富士山静岡空港株式会社	航空機の駐機・給油等
静岡県	小笠山総合運動公園	静岡県袋井市	静岡県	空からの救出救助・消火活動等
静岡県	航空自衛隊浜松基地	静岡県浜松市	防衛省	航空機の駐機等
静岡県	湖西運動公園	静岡県湖西市	湖西市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	赤羽根文化広場	愛知県田原市	田原市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	岡崎中央総合公園	愛知県岡崎市	岡崎市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	半田運動公園	愛知県半田市	半田市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	刈谷市総合運動公園	愛知県刈谷市	刈谷市	空からの救出救助・消火活動等
愛知県	名古屋飛行場（航空自衛隊小牧基地）	愛知県豊山町	愛知県（防衛省）	航空機の駐機・給油等
三重県	古里公園	三重県明和町	明和町	空からの救出救助・消火活動等
三重県	熊野市山崎運動公園	三重県熊野市	熊野市	空からの救出救助・消火活動等
大阪府	八尾空港（陸上自衛隊八尾駐屯地）	大阪府八尾市	国土交通省、防衛省	航空機の駐機・給油等
兵庫県	神戸空港	兵庫県神戸市	神戸市	航空機の駐機・給油等
和歌山県	新宮市民運動競技場	和歌山県新宮市	新宮市	空からの救出救助・消火活動等
和歌山県	南紀白浜空港	和歌山県白浜町	和歌山県	航空機の駐機・給油等
和歌山県	コスモパーク加太	和歌山県和歌山市	和歌山県	空からの救出救助・消火活動等
和歌山県	橋本市運動公園	和歌山県橋本市	橋本市	空からの救出救助・消火活動等
和歌山県	旧南紀白浜空港跡地	和歌山県白浜町	和歌山県、白浜町	空からの救出救助・消火活動等
岡山県	岡山空港	岡山県岡山市	岡山県	航空機の駐機・給油等
岡山県	岡南飛行場	岡山県岡山市	岡山県	航空機の駐機・給油等
広島県	広島空港	広島県三原市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

都道府県	施設名称	所在地	管理者	用途
広島県	広島ヘリポート	広島県広島市	広島県	航空機の駐機・給油等
徳島県	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	徳島県鳴門市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
徳島県	徳島飛行場（海上自衛隊徳島航空基地）	徳島県松茂町	防衛省	航空機の駐機等
徳島県	南部健康運動公園	徳島県阿南市	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
徳島県	野外交流の郷まぜのおか	徳島県海陽町	徳島県	空からの救出救助・消火活動等
香川県	高松空港	香川県高松市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
愛媛県	松山空港	愛媛県松山市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
愛媛県	第3号南予レクリエーション都市公園	愛媛県愛南町	愛媛県	空からの救出救助・消火活動等
愛媛県	丸山公園	愛媛県宇和島市	宇和島市	空からの救出救助・消火活動等
高知県	室戸広域公園	高知県室戸市	高知県	空からの救出救助・消火活動等
高知県	県立青少年センター	高知県香南市	高知県	空からの救出救助・消火活動等
高知県	高知空港	高知県南国市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
高知県	春野総合運動公園	高知県高知市	高知県	空からの救出救助・消火活動等
高知県	宿毛市総合運動公園	高知県宿毛市	宿毛市	空からの救出救助・消火活動等
高知県	安芸市総合運動場	高知県安芸市	安芸市	空からの救出救助・消防活動等
高知県	四万十緑林公園	高知県四万十町	四万十町	空からの救出救助・消防活動等
高知県	土佐清水総合運動公園	高知県土佐清水市	土佐清水市	空からの救出救助・消防活動等
福岡県	奈多ヘリポート	福岡県福岡市	福岡国際空港(株)	航空機の駐機・給油等
福岡県	北九州空港	福岡県北九州市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
熊本県	熊本空港（陸上自衛隊高遊原分屯地を含む）	熊本県益城町	国土交通省、防衛省	航空機の駐機・給油等
大分県	大分空港	大分県国東市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
大分県	佐伯市総合運動公園	大分県佐伯市	佐伯市	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分スポーツ公園	大分県大分市	株式会社大宜	空からの救出救助・消火活動等
大分県	大分県央飛行場	大分県豊後大野市	大分県	航空機の駐機・給油等
宮崎県	日向市牧水公園交流施設	宮崎県日向市	日向市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	宮崎県新富町	防衛省	航空機の駐機等
宮崎県	清水台総合公園	宮崎県西都市	西都市	空からの救出救助・消火活動等
宮崎県	宮崎空港	宮崎県宮崎市	国土交通省	航空機の駐機・給油等
宮崎県	宮崎市生目の社運動公園	宮崎県宮崎市	宮崎市	空からの救出救助・消火活動等
鹿児島県	鹿児島空港	鹿児島県霧島市	国土交通省	航空機の駐機・給油等

- 注1) 用途については、第3章4.(2)による分類に基づき、(ア)災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点については、「航空機の駐機・給油等」又は「航空機の駐機等」と、(イ)甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点については、「空からの救出救助・消火活動等」と表記している。
- 注2) (イ)に分類される航空機用救助活動拠点は、津波被害が甚大な地域において、都道府県が活動拠点候補地として計画している施設のうちから、大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの（周辺に10ha以上のものがない場合には、それ以下のものも含む。）から選定した。

別表 4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地

- ・ 被災府県が確保する航空搬送拠点の候補は、以下のとおりである。
- ・ 被災地内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受け入れ、広域医療搬送するための拠点である。被災府県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。
- ・ このうち、被災地内でも比較的被害が軽微な地域に存在する以下に掲げるような航空搬送拠点は、発災時にも周辺の医療機関が機能している可能性が高いことから、より被害が甚大な地域の負担を軽減するため、上記の機能に加え、災害現場、近隣の災害拠点病院等から患者を積極的に受入れることを想定する。

このため、こうした航空搬送拠点・SCUには、患者の一時収容機能に加えて、患者の状態に応じて、広域医療搬送、地域医療搬送を臨機応変に選択できるように、緊急度判定の機能を確保する。

例：静岡空港（静岡県）、名古屋飛行場（愛知県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、熊本空港（熊本県）、鹿児島空港（鹿児島県）

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型回転翼機
山梨県	小瀬スポーツ公園（補助競技場）		○
長野県	松本空港	○	○
岐阜県	航空自衛隊岐阜基地	○	○
岐阜県	高山自動車短期大学グラウンド及び体育館		○
静岡県	愛鷹広域公園		○
静岡県	静岡空港	○	○
静岡県	航空自衛隊浜松基地	○	○
愛知県	名古屋飛行場（航空自衛隊小牧基地）	○	○
三重県	三重大学グラウンド		○
三重県	三重県立看護大学（グラウンド及び体育館）		○
三重県	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）ヘリポート及びサンアリーナ		○
滋賀県	滋賀医科大学グラウンドおよび体育館		○
滋賀県	滋賀県立大学未利用地および多目的ホール		○
京都府	京都御苑		○（一部）

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
大阪府	八尾空港		○
大阪府・ 兵庫県	大阪国際空港	○	○
兵庫県	神戸空港	○	○
兵庫県	但馬飛行場		○
兵庫県	三木総合防災公園		○
奈良県	橿原運動公園		○
和歌山県	南紀白浜空港	○	○
和歌山県	コスモパーク加太（和歌山県消防学校）		○
和歌山県	橋本市運動公園		○
和歌山県	新宮市民運動競技場		○
岡山県	岡山空港	○	○
広島県	広島空港	○	○
山口県	山口宇部空港	○	○
徳島県	あすたむらんど徳島		○
徳島県	徳島飛行場（海上自衛隊徳島航空基地）	○	○
徳島県	西部健康防災公園		○
香川県	高松空港	○	○
愛媛県	松山空港	○	○
高知県	安芸市総合運動場		○
高知県	高知大学医学部		○
高知県	宿毛市総合運動公園		○
福岡県	福岡空港	○	○
福岡県	北九州空港	○	○
熊本県	陸上自衛隊高遊原分屯地、崇城大学空港キャンパス及び熊本県防災消防航空センター	○	○
大分県	大分空港	○	○
大分県	大分スポーツ公園		○
宮崎県	宮崎空港	○	○
宮崎県	航空自衛隊新田原基地	○	○
鹿児島県	鹿児島空港	○	○

別表 4-2 被災地外の航空搬送拠点候補地

- ・ 非被災道県及び東京都等が確保する被災地外の航空搬送拠点の候補は、以下の通りである。
- ・ 被災地外の航空搬送拠点は、被災地からの患者を受入れ、周辺医療機関への搬送の拠点となる。

都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
北海道	新千歳空港	○	○
北海道	航空自衛隊千歳基地	○	○
北海道	札幌飛行場(陸上自衛隊丘珠駐屯地)	○	○
青森県	青森空港	○	○
岩手県	花巻空港	○	○
宮城県	仙台空港	○	○
宮城県	航空自衛隊松島基地	○	○
宮城県	陸上自衛隊霞目駐屯地		○
秋田県	秋田空港	○	○
秋田県	大館能代空港	○	○
山形県	山形空港	○	○
山形県	庄内空港	○	○
福島県	福島空港	○	○
茨城県	航空自衛隊百里基地	○	○
栃木県	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	○	○
群馬県	陸上自衛隊相馬原駐屯地		○
群馬県	前橋赤十字病院		○
埼玉県	航空自衛隊入間基地	○	○
千葉県	海上自衛隊下総航空基地	○	○
東京都	東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)		○
東京都	東京国際空港	○	○
東京都	陸上自衛隊立川駐屯地		○



都道府県	航空搬送拠点候補地	使用可能な航空機	
		固定翼機	大型 回転翼機
神奈川県	海上自衛隊厚木航空基地	○	○
新潟県	新潟空港	○	○
富山県	富山空港	○	○
石川県	小松飛行場(航空自衛隊小松基地)	○	○
福井県	福井空港		○
鳥取県	鳥取空港	○	○
鳥取県	倉吉市宮陸上競技場		○
鳥取県	美保飛行場(航空自衛隊美保基地)	○	○
鳥取県	鳥取県消防学校		○
島根県	出雲空港	○	○
佐賀県	佐賀空港	○	○
長崎県	長崎空港	○	○

別表5-1 プッシュ型支援における必要量

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	食料 (千食) ※1							毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg) ※1	乳児・ 小児用 おむつ (枚) ※1	大人用 おむつ (枚) ※1	携帯トイレ 簡易トイレ (回) ※1	トイレ ペーパー (巻) ※1	生理用品 (枚) ※1
		拠点別計													
		4日目	5日目	6日目	7日目										
神奈川県	県総合防災センター	175.5	157.0	138.5	120.0	591.0	0	236	40,534	7,880	12,042	35,460	52,594		
		162.0	194.0	226.0	258.0	840.0	1,778	300	51,902	11,200	494,201	50,400	67,830		
長野県	やまびこドーム	22.6	25.7	28.7	31.8	108.9	11,306	41	7,117	1,452	7,076	6,534	8,491		
	若里多目的スポーツアリーナ (ビッグハット)	1.4	1.5	1.5	1.5	5.9	618	2	389	79	386	357	464		
	県立武道館	0.7	0.9	1.0	1.2	3.8	399	1	251	51	249	230	299		
	サンアリーナ	29.1	34.8	40.7	46.5	151.0	15,677	56	9,868	2,013	9,811	9,060	11,774		
長野県小計		53.9	62.9	72.0	81.0	269.7	28,000	100	17,625	3,596	17,523	16,182	21,029		
岐阜県	岐阜メモリアルセンター	181.5	210.0	238.5	267.0	897.0	0	335	59,462	11,960	202,884	53,820	73,971		
静岡県	キラメッセめまづ	93.7	86.9	79.8	72.7	333.1	16,230	131	22,703	4,446	381,818	20,007	26,872		
	県立愛鷹広域公園	72.5	85.6	98.9	112.4	369.5	17,965	145	25,131	4,921	422,639	22,146	29,745		
	富士市産業交流展示場 (ふじさんめつせ)	118.5	139.0	159.7	180.7	597.9	29,075	234	40,671	7,965	683,992	35,840	48,138		
	静岡産業支援センター (ツインメッセ静岡)	683.9	709.1	734.3	759.5	2,886.8	140,506	1,133	196,547	38,490	3,305,464	173,203	232,633		
	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	555.1	564.7	574.3	583.7	2,277.8	110,881	894	155,105	30,374	2,608,508	136,683	183,582		
	県立小笠山総合運動公園 (エコバ)	440.1	465.7	491.4	517.2	1,914.5	93,167	751	130,326	25,522	2,191,781	114,847	154,254		
	浜松市総合産業展示館	937.6	957.1	976.5	995.7	3,867.0	188,237	1,517	263,314	51,565	4,428,342	232,041	311,659		
河津建設(株)資材倉庫	98.6	91.9	85.0	78.0	353.6	17,225	139	24,095	4,718	405,221	21,233	28,519			
静岡県小計		3,000.0	3,100.0	3,200.0	3,300.0	12,600.0	613,286	4,943	857,892	168,000	14,427,765	756,000	1,015,401		
愛知県	愛・地球博記念公園	224.8	255.0	285.9	317.6	1,083.4	63,256	471	81,184	14,419	937,436	64,884	94,722		
	豊橋市総合体育館	847.7	898.9	950.0	1,001.0	3,697.7	216,310	1,611	277,614	49,305	3,205,641	221,875	323,909		
	中部トラック総合研修センター	1,123.1	1,226.6	1,331.8	1,438.5	5,120.0	299,257	2,229	384,069	68,212	4,434,888	306,956	448,116		
	中小企業振興会館	1,835.2	1,859.2	1,878.6	1,893.8	7,466.8	437,418	3,257	561,387	99,705	6,482,393	448,671	655,003		
愛知県一宮総合運動場	769.2	860.3	953.7	1,049.0	3,632.2	212,157	1,580	272,285	48,359	3,144,102	217,615	317,691			
愛知県小計		4,800.0	5,100.0	5,400.0	5,700.0	21,000.0	1,228,397	9,148	1,576,538	280,000	18,204,460	1,260,000	1,839,441		

別表5-1 プッシュ型支援における必要量

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	食料 (千食) ※1				拠点別計	毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg) ※1	乳児・ 小児用 おむつ (枚) ※1	大人用 おむつ (枚) ※1	携帯トイレ 簡易トイレ (回) ※1	トイレ ペーパー (巻) ※1	生理用品 (枚) ※1
		4日目	5日目	6日目	7日目								
		拠点別計											
三重県	三重県広域防災拠点(北勢拠点)	367.2	397.4	428.0	459.1	1,650.4	126,175	626	109,771	22,006	2,062,048	99,027	134,782
	三重県広域防災拠点(中勢拠点) ※三重県消防学校屋内練習場他と一体的運用	477.4	493.7	510.0	526.2	2,007.4	153,464	762	133,512	26,765	2,508,020	120,444	163,932
	三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	334.5	346.4	358.3	370.2	1,409.4	107,749	535	93,741	18,792	1,760,917	84,565	115,099
	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点) ※三重県営サンアリーナと一体的運用	539.4	542.8	545.9	548.5	2,177.6	166,474	826	144,831	29,034	2,720,649	130,655	177,830
	三重県広域防災拠点(東紀州〔紀南〕拠 点)	156.4	159.7	162.9	166.0	645.1	49,320	245	42,908	8,602	806,032	38,709	52,685
	三重県小計	1,875.0	1,940.0	2,005.0	2,070.0	7,890.0	603,183	2,994	524,762	105,200	9,857,665	473,400	644,326
滋賀県	浅野運輸倉庫(株) 第7号倉庫	102.9	123.0	143.1	163.2	532.3	1,970	232	40,262	7,097	335,387	31,938	45,997
	セノコ(株) 守山PDセンター3号倉庫	179.6	213.7	247.7	281.7	922.6	3,415	403	69,793	12,303	581,376	55,363	79,733
	日本通運(株) 大津支店甲賀2号倉庫	20.5	25.3	30.2	35.1	111.0	411	48	8,395	1,480	69,932	6,659	9,591
	滋賀県小計	303.0	362.0	421.0	480.0	1,566.0	5,796	683	118,450	20,880	986,695	93,960	135,321
京都府	舞鶴港	13.3	13.9	14.5	15.0	56.8	1,797	21	3,602	758	27,405	3,411	4,877
	山城総合運動公園	233.6	257.9	282.3	306.9	1,080.7	34,145	394	68,445	14,406	520,792	64,829	92,683
	丹波自然運動公園	6.4	8.0	9.6	11.3	35.3	1,113	13	2,232	470	16,981	2,114	3,022
	京都パルスプラザ	541.6	590.1	638.6	686.9	2,457.2	77,659	895	155,672	32,766	1,184,493	147,446	210,800
京都府小計	795.0	870.0	945.0	1,020.0	3,630.0	114,714	1,322	229,951	48,400	1,749,670	217,800	311,382	
大阪府	大阪府中部広域防災拠点	2,506.4	2,587.5	2,668.1	2,748.1	10,510.0	144,391	4,032	691,813	140,151	4,589,157	630,679	928,528
	大阪府北部広域防災拠点	748.3	789.0	830.3	872.2	3,239.8	44,485	1,242	213,137	43,178	1,413,653	194,303	286,066
	大阪府南部広域防災拠点	795.3	823.5	851.6	879.7	3,350.2	46,022	1,285	220,503	44,671	1,462,713	201,018	295,952
	大阪府小計	4,050.0	4,200.0	4,350.0	4,500.0	17,100.0	234,898	6,559	1,125,453	228,000	7,465,723	1,026,000	1,510,546

別表5-1 プッシュ型支援における必要量

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	食料 (千食) ※1				拠点別計	毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg) ※1	乳児・ 小児用 おむつ (枚) ※1	大人用 おむつ (枚) ※1	携帯トイレ 簡易トイレ (回) ※1	トイレ ペーパー (巻) ※1	生理用品 (枚) ※1
		4日目	5日目	6日目	7日目								
		拠点別計											
兵庫県	三木総合防災公園	373.5	406.1	439.6	474.0	1,693.2	0	652	113,545	22,546	396,723	101,455	146,428
	西播磨広域防災拠点	78.4	93.6	109.4	125.9	407.3	0	156	27,234	5,408	95,154	24,334	35,121
	但馬広域防災拠点	1.7	1.8	2.0	2.1	7.5	0	3	506	100	1,767	452	652
	淡路広域防災拠点	133.5	141.8	150.2	158.7	584.2	0	225	39,209	7,785	136,994	35,034	50,564
	阪神南広域防災拠点	251.6	235.2	216.9	196.9	900.6	0	349	60,771	12,067	212,333	54,301	78,371
	丹波広域防災拠点(公園)	1.2	1.6	2.0	2.3	7.1	0	3	475	94	1,660	425	613
	兵庫県小計	840.0	880.0	920.0	960.0	3,600.0	0	1,388	241,740	48,000	844,632	216,000	311,750
奈良県	県営競輪場	113.8	126.6	139.5	152.3	532.2	26,711	184	32,575	7,096	492,398	31,931	45,592
	宇陀市総合体育館	435.0	490.1	545.4	600.8	2,071.0	103,947	718	126,769	27,614	1,916,194	124,263	177,424
	消防学校	96.2	103.2	110.1	116.9	426.8	21,419	148	26,122	5,690	394,855	25,606	36,560
		奈良県小計	645.0	720.0	795.0	870.0	3,030.0	152,077	1,050	185,467	40,400	2,803,447	181,800
和歌山県	県立和歌山ビッグホエール	570.7	566.9	563.0	559.0	2,259.7	188,932	753	133,384	30,133	2,718,957	135,600	178,175
	田辺スポーツパーク	265.5	264.3	263.0	261.7	1,054.4	88,155	352	62,236	14,060	1,268,654	63,270	83,135
	新宮市民運動競技場 (新宮市立佐野体育館)	89.3	90.0	90.7	91.4	361.4	30,211	120	21,329	4,818	434,774	21,683	28,491
	橋本市運動公園 (県立橋本体育館)	439.5	448.8	458.3	467.9	1,814.5	151,658	605	107,069	24,188	2,182,534	108,847	143,022
		和歌山県小計	1,365.0	1,370.0	1,375.0	1,380.0	5,490.0	458,956	1,830	324,018	73,200	6,604,919	329,400
岡山県	岡山県総合展示場 コンベックス岡山	500.4	569.7	638.9	708.1	2,417.1	133,383	946	163,228	32,231	1,496,820	145,038	197,046
	岡山空港貨物ターミナル	24.6	30.3	36.1	41.9	132.9	7,323	52	8,961	1,769	82,174	7,962	10,818
		岡山県小計	525.0	600.0	675.0	750.0	2,550.0	140,706	998	172,189	34,000	1,578,994	153,000

別表5-1 プッシュ型支援における必要量

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	食料 (千食) ※1							毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg) ※1	乳児・ 小児用 おむつ (枚) ※1	大人用 おむつ (枚) ※1	携帯トイレ 簡易トイレ (回) ※1	トイレ ペーパー (巻) ※1	生理用品 (枚) ※1
		拠点別計													
		4日目	5日目	6日目	7日目										
広島県	広島県防災拠点施設	420.0	460.0	500.0	540.0	1,920.0			10,269	775	133,311	25,600	563,272	115,200	157,562
	消防学校	73.5	75.0	76.5	78.0	303.0			6,824	108	18,750	4,040	21,838	18,180	22,841
徳島県	県立防災センター備蓄倉庫 屋内集配施設	689.9	694.9	700.0	705.0	2,789.9			224,934	927	161,842	37,197	3,989,804	167,388	215,743
	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	197.9	197.7	197.6	197.4	790.5			63,740	263	45,862	10,541	1,130,604	47,433	61,136
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタ ン	131.9	126.3	120.6	114.8	493.5			39,810	164	28,644	6,583	706,145	29,625	38,184
	野外交流の郷 まぜのおか南部防災館	18.4	18.2	18.0	17.9	72.5			5,844	24	4,205	966	103,658	4,349	5,605
	阿波市交流防災拠点施設	20.0	22.3	24.5	26.8	93.6			7,542	31	5,427	1,247	133,783	5,613	7,234
	西部健康防災公園西部防災館別館	36.9	40.6	44.3	48.1	170.0			13,696	56	9,854	2,265	242,937	10,192	13,136
徳島県小計		1,095.0	1,100.0	1,105.0	1,110.0	4,410.0			355,567	1,466	255,833	58,800	6,306,931	264,600	341,038
香川県	サンメッセ香川 (大展示場)	570.0	600.0	630.0	660.0	2,460.0			200,499	928	159,468	32,800	2,329,535	147,600	189,957
愛媛県	山根公園	256.1	269.1	282.1	295.1	1,102.4			91,545	399	69,100	14,698	1,337,304	66,142	86,590
	アウトドアオアシス石鎚	247.9	262.9	278.1	293.4	1,082.3			89,851	392	67,821	14,426	1,312,552	64,918	84,987
	愛媛県総合運動公園	117.0	123.9	130.7	137.6	509.2			42,276	184	31,911	6,788	617,581	30,545	39,988
	愛媛県国際貿易センター (アイテムえひめ)	397.1	424.1	451.4	479.1	1,751.7			145,392	634	109,746	23,344	2,123,910	105,048	137,522
	宇和島市総合交流拠点施設 (道の駅みま)	391.8	400.0	407.7	414.9	1,614.4			134,179	585	101,282	21,544	1,960,113	96,946	126,916
	愛媛県小計	1,410.0	1,480.0	1,550.0	1,620.0	6,060.0			503,244	2,195	379,861	80,800	7,351,460	363,600	476,003
高知県	県立室戸広域公園	117.3	115.8	114.2	112.5	459.8			39,173	151	26,315	6,131	722,323	27,589	34,395
	県立春野総合運動公園	619.1	618.9	618.7	618.5	2,475.2			210,867	811	141,653	33,002	3,888,264	148,511	185,150
	県立青少年センター	603.1	600.7	598.3	595.8	2,397.9			204,286	785	137,232	31,972	3,766,904	143,875	179,371
	宿毛市総合運動公園	175.4	174.6	173.9	173.1	697.1			59,386	228	39,894	9,294	1,095,049	41,825	52,144
高知県小計		1,515.0	1,510.0	1,505.0	1,500.0	6,030.0			513,712	1,975	345,093	80,400	9,472,541	361,800	451,059

別表5-1 プッシュ型支援における必要量

被災府県名	広域物資輸送拠点の名称	食料 (千食) ※1				毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg) ※1	乳児・ 小児用 おむつ (枚) ※1	大人用 おむつ (枚) ※1	携帯トイレ 簡易トイレ (回) ※1	トイレ ペーパー (巻) ※1	生理用品 (枚) ※1
		拠点別計										
		4日目	5日目	6日目	7日目							
熊本県	県産業展示場 (グラマンメッセ熊本)	51.0	56.0	61.0	66.0	0	95	16,404	3,120	10,079	14,040	18,793
大分県	大分スポーツ公園	390.0	380.0	370.0	360.0	130,141	570	98,675	20,000	619,657	90,000	116,917
宮崎県	都城トラック団地協同組合	616.0	646.7	678.0	709.8	246,510	1,095	186,445	35,320	3,044,843	158,940	209,341
	高千穂家畜市場	374.0	363.3	352.0	340.2	133,166	591	100,718	19,080	1,644,833	85,860	113,086
	宮崎県小計	990.0	1,010.0	1,030.0	1,050.0	379,676	1,686	287,163	54,400	4,689,675	244,800	322,427
鹿児島県	霧島市公設地方卸売市場	22.6	25.9	29.4	33.3	1,004	45	7,673	1,472	4,994	6,622	8,770
	鹿児島市中央卸売市場青果市場	51.0	46.9	42.5	37.8	1,628	72	12,441	2,386	8,098	10,738	14,219
	串良町平和公園内ゲートボール場	17.9	17.2	16.6	15.9	615	27	4,704	902	3,062	4,060	5,377
	鹿児島県小計	91.5	90.0	88.5	87.0	3,247	144	24,818	4,760	16,154	21,420	28,366
	2府22県合計※2	25,376.9	26,526.9	27,677.0	28,827.0	5,684,970	41,830	7,245,358	1,445,436	96,631,762	6,504,462	9,008,819

※1 必要量は、4日目から7日目の4日間分を示す。

※2 なお、施設ごとの各日必要量は、四捨五入による端数処理を行っているため、各日合計は一致しない。

別表5-2 飲料水の必要量

被災府県名	必要量(単位: m <sup>3</sup> )							合計
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
神奈川県	630	540	480	390	330	291	249	2,910
山梨県	1,170	1,110	1,050	960	900	840	780	6,810
長野県	390	360	330	297	264	237	213	2,091
岐阜県	1,110	1,020	930	870	810	750	690	6,180
静岡県	10,200	10,200	8,100	7,800	7,800	7,500	7,200	58,800
愛知県	20,400	19,800	12,900	12,600	12,000	11,400	10,800	99,900
三重県	5,100	4,800	4,500	4,200	4,200	3,900	3,900	30,600
滋賀県	2,100	1,980	1,830	1,710	1,590	1,470	1,380	12,060
京都府	3,000	2,850	2,670	2,460	2,280	2,100	1,950	17,310
大阪府	10,200	9,300	8,700	7,800	7,200	6,600	6,000	55,800
兵庫県	3,600	3,300	2,970	2,700	2,460	2,250	2,040	19,320
奈良県	2,940	2,820	2,670	2,550	2,400	2,250	2,130	17,760
和歌山県	2,550	2,640	2,520	2,130	2,070	2,010	1,920	15,840
岡山県	2,790	2,640	2,490	2,340	2,190	2,040	1,920	16,410
広島県	2,040	1,890	1,770	1,620	1,500	1,380	1,290	11,490
山口県	237	222	204	189	171	159	144	1,326
徳島県	2,160	2,130	1,980	1,950	1,920	1,860	1,830	13,830
香川県	2,700	2,580	1,890	1,800	1,710	1,620	1,530	13,830
愛媛県	3,900	3,900	3,300	3,000	2,970	2,850	2,730	22,650
高知県	1,950	1,950	1,920	1,890	1,860	1,830	1,830	13,230
熊本県	222	195	168	147	126	108	93	1,059
大分県	2,640	990	930	840	780	720	660	7,560
宮崎県	2,820	2,790	2,340	2,250	2,190	2,100	2,010	16,500
鹿児島県	207	186	165	144	129	114	99	1,044
合計	85,056	80,193	66,807	62,637	59,850	56,379	53,388	464,310

別表5-3(1) 広域物資輸送拠点

都道府県	整理番号	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋 有無	駐車(待機) スペース 面積(㎡)	物資配分先市町村 の距離(km) (1日当たりの最大 量)	フロンティア型支援における供給の有無				備考		
								食料	毛布	乳児用 粉ミルク	おむつ (紙製・布製)		おむつ (布製)	携帯トイレ 簡易トイレ
神奈川県	1	県総合防災センター	厚木市下津石久280	66,283	有	1,983	1,837	35,296	○	○	○	○	○	
山梨県	2	アメイテヒ山梨	甲府市大津町2192-8	25,700	有	4,880	20,000	42,981	○	○	○	○	○	
	3	やまびこセンター	松本市空母野038-4	7,370	有	7,370	1,600	5,356	○	○	○	○	○	今後運営が中心でフロンティア型を推進できる体制を整える。
	4	若尾多目的スポーツアリーナ(ビッグハット)	長野市若尾9-22-2	25,240	有	12,050	4,000	259	○	○	○	○	○	今後運営が中心でフロンティア型を推進できる体制を整える。
	5	県立武道館	佐久市篠久坂字野馬窪165番1ほか	25,381	有	12,380	6,265	198	○	○	○	○	○	
	6	サンアリーナ	中川村片桐4711番地	2,052	有	2,052	1,000	7,835	○	○	○	○	○	
岐阜県	7	岐阜メモリアルセンター	岐阜市長良光野2675-28	231,669	有	4,899	-	44,674	○	○	○	○	○	
	8	キラメッセめづ	沼津市大手町1-1-4	13,864	有	3,875	2,000	17,782	○	○	○	○	○	
	9	県立愛鷹広域公園	沼津市定常202	194,000	有	840	5,867	20,889	○	○	○	○	○	
	10	富士市産業交流展示場(ふじさんめっせ)	富士市柳島189-8	39,859	有	3,840	1,000	35,581	○	○	○	○	○	
	11	輪南産業支援センター(ツインメッセ輪南)	静岡市駿河区由金3丁目1-10	31,041	有	10,000	250	141,181	○	○	○	○	○	
静岡県	12	大井川農業協同組合 農産物集出荷場	藤枝市緑の丘2-1	8,828	有	8,453	2,110	108,482	○	○	○	○	○	
	13	県立小笠山総合運動公園(エコバ)	袋井市愛野2300-1	2,697,000	有	3,500	125,000	96,130	○	○	○	○	○	
	14	浜松市総合産業展示館	浜松市東区浜通元町20-2	18,536	有	1,920	4,000	185,048	○	○	○	○	○	
	15	河津建設技術センター	下田市真作495	2,750	有	1,080	1,670	18,707	○	○	○	○	○	
	16	愛・地球博記念公園	長久手市茨之廻間21533-1	1,497,135	有	2,000	57,150	53,308	○	○	○	○	○	
	17	豊橋市総合体育館	豊橋市神野新田町メゾ1-3	32,000	有	3,344	18,000	168,001	○	○	○	○	○	現施設内で使用可能なフロンティア型を複数設置予定
	18	中部トラック総合研修センター	みよし市篠谷町西ノ瀧21-127	83,457	有	3,000	31,620	241,425	○	○	○	○	○	
	19	中小企業振興会館	名古屋市中村区区役所E2-6-3	23,072	有	5,327	7,000	332,341	○	○	○	○	○	
	20	愛知県一宮総合運動場	一宮市千早町佐野向農756	166,000	無	-	11,550	176,059	○	○	○	○	○	テナビ整備済み、フロンティア型は複数設置予定
	21	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)	伊勢市朝熊町宇東谷3477-15	35,732	有	1,184	15,233	105,484	○	○	○	○	○	※三重県警センターと一体的運用
	22	三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	伊賀市荒木1856	32,282	有	959	12,333	69,306	○	○	○	○	○	
	23	三重県広域防災拠点(中勢拠点)	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,388	0	98,521	○	○	○	○	○	※三重県消防学校内訓練場と一体的運用
	24	三重県広域防災拠点(北勢拠点)	四日市中村町2281-2	13,384	有	1,547	6,737	85,951	○	○	○	○	○	
	25	三重県広域防災拠点(東紀伊(紀伊)拠点)	熊野市久生屋町1330-2	12,280	有	495	1,925	31,081	○	○	○	○	○	
	26	淡路運輸倉庫第7号倉庫	東海市高野588	55,321	有	1,407	675	26,520	○	○	○	○	○	
	27	センター総合山PDCセンター3号倉庫	守山市若原町5-6-7	33,692	有	1,650	450	45,758	○	○	○	○	○	
	28	日本通運株大津支店甲第2号倉庫	湖南市三雲138-1	8,226	有	150	450	5,700	○	○	○	○	○	
	29	舞鶴港	舞鶴市宇喜多1105-1	484,000	有	10,000	2,650	2,500	○	○	○	○	○	
	30	山崎総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	923,000	有	3,318	17,800	51,057	○	○	○	○	○	
京都府	31	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町菅根下代110-7	532,000	有	1,408	14,000	1,873	○	○	○	○	○	
	32	京都ハルスプラザ	京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地	19,937	有	5,400	5,250	114,288	○	○	○	○	○	
大阪府	33	大阪府中部広域防災拠点	八尾市空港-209-7	57,000	有	10,170	1,200	472,706	○	○	○	○	○	
大阪府	34	大阪府北部広域防災拠点	吹田市千里万博公園5-5	1,790	有	2,030	23,100	150,026	○	○	○	○	○	
大阪府	35	大阪府南部広域防災拠点	泉南市ひんぐろ南流2-14	24,000	有	3,250	5,400	151,312	○	○	○	○	○	
	36	三本総合防災公園	三木市志保町三津田1708	3,980,000	有	5,000	106,307	79,841	○	○	○	○	○	
	37	西播磨広域防災拠点	上郡町光都3-9-2	70,000	有	1,113	23,884	21,217	○	○	○	○	○	
	38	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井字津船1492-3	52,000	有	810	22,000	355	○	○	○	○	○	
兵庫県	39	淡路広域防災拠点	南あわじ市田辺1473-12	30,000	有	810	5,500	26,738	○	○	○	○	○	
	40	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜3	61,000	有	300	12,500	46,507	○	○	○	○	○	
	41	丹波広域防災拠点(公園)	丹波市相原町相原5600	66,000	有	1,142	25,628	395	○	○	○	○	○	



別表5-3(1) 広域物資輸送拠点

都道府県 整理 番号	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋 有無	駐車(待機) スペース 面積(㎡)	物資配分先市町村 の距離(キロメートル) (1日当たりの最大 値)	フッシャ型支援における供給の有無					備考		
							食料	毛布	乳児用 粉ミルク	おむつ (乳児・小児)	おむつ (大人)		携帯トイレ 簡易トイレ	トイレ A・B・C
42	東莞野球場	奈良市秋篠町98	67,100	有	500	11,900	25,796	○	○	○	○	○	○	
43	宇陀市総合体育館	宇陀市榛原坂1057	41,600	有	2,610	8,000	101,596	○	○	○	○	○	○	
44	消防学校	宇陀市榛原下舟足17-2	10,300	有	360	100	19,775	○	○	○	○	○	○	
45	県立和歌山ビッグホエール	和歌山市手平二丁目1番地の1	55,562	有	3,700	15,154	117,534	○	○	○	○	○	○	
46	田辺スポーツパーク	田辺市上の山1-23-1	7,600	有	1,800	7,300	54,679	○	○	○	○	○	○	
47	新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館)	新宮市佐野150番地	1,660	有	783	1,490	18,395	○	○	○	○	○	○	屋内で使用可能なフットボール等を調達予定。
48	橿本市運動公園(県立橿本体育館)	橿本市北馬場465番地	14,000	有	3,750	3,700	93,740	○	○	○	○	○	○	屋内で使用可能なフットボール等を調達予定。
49	岡山県総合展示場コンベンション岡山	岡山市北区大内田675	69,094	有	7,783	5,400	116,506	○	○	○	○	○	○	
50	岡山空港貨物ターミナル	岡山市北区白鳥寺1277	3,410	有	662	1,652	6,898	○	○	○	○	○	○	
51	広島県防災拠点施設	三原市本郷町善入寺94-22	24,918	有	4,462	2,800	92,833	○	○	○	○	○	○	
52	山口県 消防学校	山口市錦鏡町6440-1	73,273	有	1,088	960	13,901	○	○	○	○	○	○	
53	県立防災センター(備後倉庫/屋内車庫)	北島町御前浜字大西165	20,000	有	1,700	4,500	144,229	○	○	○	○	○	○	
54	南部健康運動公園 屋内多目的練習場	阿南市桑野甲谷	700,000	有	1,630	2,610	41,303	○	○	○	○	○	○	
55	鳴門総合運動公園陸上競技場バンクスタンド	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地	200,000	有	1,980	2,700	27,530	○	○	○	○	○	○	
56	野外交流の郷まぜのおか南防炎館	海陽町浅川字西福良43	40,000	有	200	1,000	3,835	○	○	○	○	○	○	
57	阿波市交流防災拠点施設	阿波市市場町切崎字古田190	15,000	有	1,200	900	5,486	○	○	○	○	○	○	
58	西部健康防災公園西部防炎館別館	美馬市美馬町中島	900,000	有	1,632	1,210	9,845	○	○	○	○	○	○	
59	香川県 カンナツヒ香川(大展示場)	高松市林町2271-1	37,426	有	4,015	4,738	117,566	○	○	○	○	○	○	
60	山根公園	新居浜市俵野新田町93-10	16,000	有	1,326	3,900	35,575	○	○	○	○	○	○	
61	アウトドアアシス石鏡	西条市小松町新屋敷22-29	15,135	有	3,325	8,810	139,166	○	○	○	○	○	○	
62	愛媛県総合運動公園	松山市上野町46 地	9,046	有	3,300	58,200	74,775	○	○	○	○	○	○	
63	愛媛県国際貿易センター(アイテムエム)	松山市大町2-1-28	32,602	有	7,651	3,500	5,746	○	○	○	○	○	○	
64	宇和島市総合交流拠点施設(道の駅ま)	宇和島市三間町務田180-1	3,540	有	2,284	7,659	27,128	○	○	○	○	○	○	
65	県立室戸広域公園	室戸市領家800	340	有	2,500	1,300	24,579	○	○	○	○	○	○	
66	県立香野総合運動公園	高知市芳原2485	5,000	有	6,679	7,140	129,678	○	○	○	○	○	○	
67	県立青少年センター	香南市野市野西303-1	7,800	有	3,141	6,000	125,326	○	○	○	○	○	○	
68	宿毛市総合運動公園	宿毛市 山奈町芳奈4024	3,800	有	1,710	4,200	36,739	○	○	○	○	○	○	
69	熊本県 熊本産業展示場(グランマツヒ熊本)	益城町福富1010	120,828	有	15,825	53,200	10,825	○	○	○	○	○	○	現施設内で使用可能なフットボール等を調達予定。
70	大分県 大分スポーツ公園	大分市権尾351	80,572	有	92,882	28,742	79,279	○	○	○	○	○	○	
71	宮崎県 都城トラック団地協同組合	都城市上水沢町818-1	87,956	有	17,904	63,293	135,833	○	○	○	○	○	○	
72	高千穂家畜市場	高千穂町大字三田井883-1	12,472	有	3,120	5,500	75,157	○	○	○	○	○	○	
73	熊本県 熊本県地方卸売市場	熊本県分広瀬1529-1	17,435	有	2,200	7,200	5,607	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフットボール等を調達できる体制を整える。
74	鹿児島県 鹿児島市中央卸売市場青果市場	鹿児島市東園町11-1	97,383	有	33,024	24,000	9,728	○	○	○	○	○	○	今後速やかにフットボール等を調達できる体制を整える。
75	鹿児島県 串良町平和公園内ゲートボール場	鹿児島市長島町有星4915-4	52,000	有	1,795	7,500	3,403	○	○	○	○	○	○	

\*被災後、被災府県の災害対策本部は、速やかに被災物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災府県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。  
\*本表の施設は、被災後、被災府県の災害対策本部が指定する施設に変更される場合がある。その場合には、当該府県の災害対策本部に、速やかに被災物資輸送拠点の開設が困難な場合には、被災府県は速やかに代替拠点を選定し、開設するものとする。

別表5-3(2) 広域物資輸送拠点(代替拠点)

整理番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋		駐車(待機) スペース 面積(㎡)	
					有無	床面積 (㎡)		
1	静岡県	岳南富士地方卸売市場	富士市田島100	26,000	有	2,500	6,800	
2		草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原19-1	23,800	有	2,500	4,000	
3		藤枝中央青果市場	藤枝市青木2-8-15	2,296	有	1,856	250	
4		遠州中央農業協同組合園芸流通センター	磐田市加茂628-1	36,446	有	990	4,420	
5		遠州中央農業協同組合茶ピア	袋井市岡崎7157-1	100,654	有	2,024	7,820	
6		遠州中央農業協同組合袋井営業センター	袋井市下山梨760-1	25,504	有	1,295	1,800	
7		遠州中央農業協同組合物流センター	磐田市東原584	8,482	有	1,350	1,200	
8		遠州中央農業協同組合福田支店	磐田市南島529	14,000	有	380	6,000	
9		静岡市物流団地	静岡市駿河区宇津ノ谷942	29,844	有	1,375	150	
10		静岡県浜松内陸コンテナ基地	浜松市東区流通元町5番1号	32,921	有	11,133	11,880	
11		名鉄運輸株浜松ハブターミナル	浜松市西区湖東町3518-1	18,236	有	6,370	10,000	
12		西濃運輸株浜松支店	浜松市東区松小池町203	15,073	有	4,938	270	
13		西濃運輸株沼津支店	沼津市東椎路東荒385	17,376	有	50	1,050	
14		静岡空港(富士山静岡空港)	牧之原市坂口3336-4	1,900,000	有	3,650	7,000	
15		三重県	日本通運株四日市ターミナル	四日市市垂坂町字山上谷1340-8	-	有	1,600	-
16	日本トランスシティ株亀山物流センター		亀山市白木町砂子249-5	-	有	9,000	-	
17	近物レックス株津支店		津市あかつ台1丁目1番3号	-	有	6,000	-	
18	西濃運輸株久居支店		津市久居中町774-2	-	有	8,750	-	
19	株日本ロジックス三重伊賀第一物流センター		伊賀市川東2174-2	-	有	11,963	-	
20	株日本ロジックス三重伊賀第二物流センター		伊賀市川東2170-26	-	有	6,671	-	
21	株日本ロジックス三重伊賀服部物流センター	伊賀市服部町231-5	-	有	4,891	-		
22	愛知県	愛知県体育館	名古屋市中区二の丸1-1	37,707	有	2,468	8,000	
23		名古屋港(名古屋国際展示場)	名古屋港区金城ふ頭2-2	33,946	有	33,946	10,000	
24		名古屋港(金城ふ頭5.6.12号上屋)	名古屋港区金城ふ頭3-1	18,000	有	18,000	-	
25		岡崎中央総合公園	岡崎市高陵寺峠1	70,000	無	-	2,859	
26		大高緑地	名古屋市長区大高町大高1-1	1,006,004	無	-	40,485	
27	滋賀県	日本通運株大津支店大津1号倉庫	大津市中庄2-1-73	4,897	有	750	675	
28		中山倉庫株瀬田14号	大津市栗林町3-1	27,634	有	660	450	
29		株草津倉庫大津営業所A号、B号倉庫	大津市大津市松が丘7-1-1	24,533	有	500	1,125	
30		株ダイコーロジサービス第2倉庫	草津市笠山4-1-18	4,494	有	1,500	450	
31		一柳運輸株栗東第2倉庫	栗東市六地藏223-1	7,129	有	1,000	900	
32		株草津倉庫名神営業所6号倉庫7号倉庫(定温)	栗東市六地藏234-8	25,586	有	5,000	360	
33		浅野運輸倉庫株第6号倉庫	栗東市高野588	55,321	有	1,407	-	
34		セコー株守山PDセンター2号倉庫	守山市吉身町5-6-7	33,692	有	551	450	
35		鴻池運輸株滋賀物流センター	野洲市大篠原1601-1	10,890	有	300	900	
36		甲西陸運株甲陸配送倉庫B倉庫	湖南市柑子袋279	10,525	有	165	225	
37		甲西陸運株甲陸湖南物流センターA倉庫	湖南市小砂町4-3	34,584	有	330	135	
38		株泉倉庫A棟	甲賀市水口町泉1150-1	1,935	有	330	225	
39		湖東物流株湖東物流センターD倉庫	東近江市五個荘川並1100	4,000	有	600	450	
40		大沢運送株滋賀支店第一倉庫	東近江市池庄町1111-1	9,720	有	300	900	
41		大沢運送株滋賀支店第二倉庫	東近江市池庄町1111-1	-	有	3,600	-	
42		大沢運送株滋賀支店第三倉庫	東近江市池庄町1111-1	-	有	300	-	
43		大沢運送株新滋賀物流第四倉庫	東近江市池庄町2145	4,360	有	300	-	
44		アヤハ運輸倉庫株湖東倉庫	東近江市小田苅町2004	45,000	有	300	450	
45		株中央倉庫湖東PDセンターA号倉庫	日野町大谷480-1	19,843	有	500	270	
46		株中央倉庫湖東PDセンターB号倉庫	日野町大谷480-1	-	有	500	-	
47		株中央倉庫湖東PDセンターC号倉庫	日野町大谷480-1	-	有	500	-	
48		株中央倉庫湖東PDセンターD号倉庫	日野町大谷480-1	-	有	500	-	
49		日本通運株彦根3号倉庫	多賀町中川原453-3	1,323	有	600	225	
50		濃飛倉庫運輸株彦根1号彦根2号	彦根市地蔵町148	2,475	有	400	900	
51		滋賀近交運輸倉庫株柏原倉庫	米原市柏原4045	23,659	有	500	225	
52		滋賀近交運輸倉庫株長浜第3倉庫	長浜市山階町138	57,827	有	500	4,500	
53		日本通運株長浜1号倉庫	長浜市山階町253-1	1,320	有	600	225	
54		高島倉庫株安曇川事業所	高島市安曇川町五番領151-1	5,440	有	200	720	
55		大阪府	大正地区(鶴浜岸壁)	大阪市大正区鶴浜3-27	55,000	無	-	11,500
56			大阪南港(A1,A2,A3岸壁)	大阪市住之江区南港南3-12	21,217	有	972	5,250

別表5-3(2) 広域物資輸送拠点(代替拠点)

整理番号	都道府県	施設名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上屋		駐車(待機) スペース 面積(㎡)	
					有無	床面積 (㎡)		
57	和歌山県	大十和和歌山事業所2号棟	紀美野町長谷983-12	6,983	有	2,967	1,650	
58		和歌山協物流わかやま海南果汁倉庫	海南市日方1294-21	14,861	有	7,256	5,344	
59		和歌山協物流わかやま桃山倉庫(桃山倉庫)	紀の川市桃山町調月1645-8	5,620	有	3,920	3,660	
60		和歌山協物流わかやま船戸倉庫	岩出市船戸1110	7,848	有	8,254	3,356	
61		日本通運和歌山インターロジ1号倉庫、2号倉庫	和歌山市湊屋130-10	13,848	有	6,506	1,259	
62		和歌山さくら運送根来倉庫	岩出市根来2347-22	2,475	有	1,458	-	
63		和歌山オプラス小倉配送センター	和歌山市小倉411-18	12,253	有	5,008	3,250	
64		和歌山オプラス田辺倉庫	上富田町樫ノ木4051番地42	4,011	有	816	1,967	
65		丸久運輸和歌山広域物流センター	紀の川市西勝595-1	3,960	有	966	-	
66		紀泉物流和歌山	橋本市隅田町山内1687-1	16,500	有	14,000	9,900	
67		高野口運送和歌山倉庫	橋本市学文路154-7	3,315	有	795	-	
68		三由倉庫甫子浦1号倉庫	那智勝浦町湯川字甫子浦897-65	660	有	337	-	
69		和歌山渡辺産業運輸本社倉庫	和歌山市西田井210	660	有	636	-	
70		和歌山渡辺産業運輸直川倉庫	和歌山市直川160-1	1,650	有	1,820	-	
71		和歌山南明洋運送朝来第二倉庫	上富田町朝来569番地1	939	有	489	200	
72		岡山県	岡山土地倉庫和歌山空港団地営業所	岡山市北区三和1000-1	38,076	有	13,391	1,330
73			富士倉庫和歌山空港流通団地営業所	岡山市北区三和1000-2	9,350	有	7,291	3,300
74			センコー和歌山主管支店水島物流センター	倉敷市児島塩生字新浜2767-66	63,130	有	13,452	1,500
75			日生運輸和歌山伊里中第1物流倉庫	備前市伊里中581	9,027	有	9,831	150
76			両備ホールディングス機両備トランスポートカンパニー中四国物流センター	早島町早島4507-37	10,306	有	5,971	263
77			日本梱包運輸倉庫和歌山営業所平島倉庫	岡山市東区東平島10-1他	23,458	有	18,653	588
78	鴻池運輸和歌山早島配送センター営業所		岡山市南区箕島3491-1他	14,857	有	10,353	945	
79	山口県	山口きらら博記念公園	山口市阿知須509-50	1,300,000	有	31,252	10,878	
80		下関港新港ふ頭岸壁	下関市下関市長州出島	21,000	有	3,600	9,600	
81		防府通運和歌山中村倉庫(古浜倉庫)	防府市大字浜方114-2	25,230	有	1,374	990	
82		防府通運和歌山中村倉庫(古浜第5号倉庫)	防府市大字浜方114-2	-	有	2,643	-	
83		防府通運和歌山中村倉庫(中村倉庫北A棟)	防府市大字浜方114-2	-	有	1,512	-	
84		防府通運和歌山中村倉庫(中村倉庫北B棟)	防府市大字浜方114-2	-	有	1,512	-	
85		防府通運和歌山中村倉庫(中村倉庫南A棟)	防府市大字浜方114-2	-	有	1,512	-	
86		防府通運和歌山中村倉庫(中村倉庫南B棟)	防府市大字浜方114-2	-	有	1,512	-	
87		防府通運和歌山中村倉庫(中村倉庫D棟)	防府市大字浜方114-2	-	有	2,490	-	
88		日本通運和歌山周南支店野村倉庫	周南市野村3丁目14-2	7,411	有	4,332	2,000	
89		下関海陸運送和歌山長府物流センター	下関市長府扇町6-74	9,856	有	3,990	245	
90		福山通運和歌山防府営業所	防府市新築地町18-1	-	有	3,000	-	
91		山九和歌山支店岩国物流センター(岩国倉庫)	岩国市新港町3丁目10-17	10,307	有	4,158	135	
92		山九和歌山支店岩国物流センター(岩国物流センター2号)	岩国市新港町3丁目10-17	-	有	3,317	-	
93		広島急送和歌山支店岩国倉庫	岩国市日の出町3-1	11,570	有	4,440	250	
94		山口県貨物倉庫和歌山山口低温センター(前室)	山口市佐山字村山747-3	4,620	有	1,363	1,905	
95		山口県貨物倉庫和歌山山口低温センター(フロアゾーン2)	山口市佐山字村山747-3	-	有	1,680	-	
96		共進和歌山テクノポート周東倉庫	岩国市周東町上久原字新神前13-27	30,000	有	7,512	450	
97	香川県	日本通運和歌山高松ターミナル	高松市朝日町6-8-3	15,717	有	9,274	750	
98		日本通運和歌山郷東町第3号倉庫	高松市郷東町792-79	15,546	有	4,408	375	
99		四国西濃運輸和歌山三豊支店	観音寺市大野原町大野原3980	15,169	有	1,890	1,800	
100		四国福山通運和歌山大野原営業所	観音寺市大野原町大野原3977-1	12,960	有	9,739	2,050	
101		ヤマト運輸和歌山四国支社	宇多津町吉田4001-39	18,391	有	5,619	2,617	
102		四国名鉄運輸和歌山中讃営業所	丸亀市飯山町西坂元472-1	15,523	有	6,268	600	
103		和歌山フードレック本社物流センター	観音寺市柞田町丙2066-1	34,910	有	14,696	20,214	
104		高松臨港倉庫和歌山宇多津センター	宇多津町浜3-32	2,482	有	1,134	1,348	
105		関西陸運和歌山高松物流センター	さぬき市昭和121-20	31,800	有	7,983	2,016	
106		和歌山朝日通商社上加工工場倉庫	高松市国分寺町新名1785-2	9,613	有	6,192	600	
107		和歌山朝日通商本社新倉庫	高松市国分寺町新名1580	3,063	有	1,376	300	
108		道の駅 滝宮	綾川町滝宮1578	12,912	有	450	3,206	
109	道の駅 たからだの里さいた	三豊市財田町財田上180番地6	38,302	有	500	7,681		
110	愛媛県	生涯学習センター及び青少年ふれあいセンター	松山市上野町650 他	18,495	有	1,820	23,269	
111		西予市宇和運動公園	西予市宇和町卯之町3-517	1,857	有	1,857	2,200	
112	高知県	四万十緑林公園	四万十町香月ヶ丘1434-1	8,000	有	940	2,500	
113		安芸市総合運動場	安芸市桜ヶ丘町2248-1	400	無	-	2,600	
114		土佐清水総合公園	土佐清水市清水字笹原谷853-3	2,000	無	-	2,000	
115		旭食品和歌山四国総合流通センター	南国市鎮石246	66,115	有	39,170	11,820	
116	宮崎県	九州西濃運輸和歌山宮崎支店	宮崎市清武町船引1013-1	18,400	有	3,500	7,000	
117		宮崎県経済連椎茸流通センター	日向市大字塩見11974-1	11,000	有	4,426	2,000	
118		南郷くろしおドーム	日南市南郷町中村西町1-1	9,000	有	3,600	5,000	

## 別表５－４ プッシュ型物資支援の標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目とする。

### ＜標準品目＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料</li> <li>○育児、介護食品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児用粉ミルク</li> <li>・乳児用液体ミルク</li> <li>・ベビーフード</li> <li>・介護食品</li> </ul> </li> <li>○水・飲料</li> <li>○衣類関係 (男性用、女性用、子供用)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防寒着</li> <li>・衣類(トレーナー、Ｔシャツ、ズボン)</li> <li>・下着類</li> <li>・くつ下・ストッキング</li> <li>・履物(スリッパ、サンダル、靴)</li> </ul> </li> <li>○台所・食器関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙食器</li> <li>・プラスチック食器</li> <li>・割箸</li> <li>・スプーン</li> <li>・フォーク</li> <li>・カセットこんろ</li> <li>・カセットボンベ</li> </ul> </li> <li>○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池</li> <li>・延長コード</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・ランタン</li> <li>・携帯用充電器(電池式)</li> <li>・洗濯機</li> <li>・乾燥機</li> <li>・掃除機</li> <li>・冷蔵庫</li> <li>・冷暖房器具</li> <li>・加湿器</li> <li>・空気清浄機</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活用品関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャンプー</li> <li>・リンス</li> <li>・洗面器</li> <li>・石けん</li> <li>・ボディソープ</li> <li>・歯磨き粉</li> <li>・歯ブラシ</li> <li>・かみそり</li> <li>・ハンドソープ</li> </ul> </li> <li>○トイレ関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ</li> <li>・携帯トイレ</li> <li>・簡易トイレ</li> <li>・防臭剤</li> <li>・除菌剤</li> <li>・消臭剤</li> </ul> </li> <li>○掃除洗濯用品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ袋</li> <li>・バケツ</li> <li>・掃除用洗剤</li> <li>・衣料用洗剤</li> </ul> </li> <li>○防寒具・雨具・熱中症対策用品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・カイロ</li> <li>・レインコート</li> <li>・傘</li> <li>・瞬間冷却材</li> <li>・冷却シート</li> </ul> </li> <li>○寝具・タオル関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・タオル</li> <li>・布団</li> <li>・シーツ</li> <li>・マットレス</li> <li>・毛布</li> <li>・枕</li> <li>・タオルケット</li> <li>・段ボールベッド</li> <li>・段ボール間仕切り</li> <li>・パーティション</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○その他生活雑貨                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・爪切り</li> <li>・マスク</li> <li>・手指消毒剤</li> <li>・うがい薬</li> </ul> </li> <li>○ペーパー類・生理用品                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生理用品</li> <li>・ウエットティッシュ</li> <li>・ウエットタオル</li> <li>・ペーパータオル</li> <li>・ティッシュペーパー</li> <li>・トイレットペーパー</li> <li>・ボディシート</li> </ul> </li> <li>○育児、介護用品関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ(大人用／子供用)</li> <li>・おしりふき</li> <li>・ほ乳瓶消毒ケース</li> <li>・ほ乳瓶消毒液</li> <li>・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む)</li> </ul> </li> <li>○応急用品・復旧資機材関係                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水ポリ袋</li> <li>・給水ポリタンク</li> <li>・土のう袋</li> <li>・ブルーシート</li> <li>・ロープ</li> <li>・ゴム手袋</li> <li>・長靴</li> <li>・防塵マスク</li> <li>・防塵ゴーグル</li> </ul> </li> </ul>
--	--	--

別表6-1 製油所・油槽所

製油所・油槽所名	住所
ENEOS 釧路西港油槽所	北海道釧路市
出光興産 釧路油槽所	北海道釧路市
東西オイルターミナル 釧路油槽所	北海道釧路市
ENEOS 稚内油槽所	北海道稚内市
ENEOS 留萌油槽所	北海道留萌市
出光興産 北海道製油所	北海道苫小牧市
ジャパンオイルネットワーク 苫小牧油槽所	北海道苫小牧市
東西オイルターミナル 苫小牧油槽所	北海道苫小牧市
ENEOS 室蘭事業所	北海道室蘭市
出光興産 函館油槽所	北海道北斗市
コスモ石油 函館物流基地	北海道北斗市
東西オイルターミナル 青森油槽所	青森県青森市
ジャパンオイルネットワーク 青森油槽所	青森県青森市
出光興産 八戸油槽所	青森県八戸市
東西オイルターミナル 八戸油槽所	青森県八戸市
ジャパンオイルネットワーク 八戸油槽所	青森県八戸市
日本オイルターミナル 盛岡営業所	岩手県盛岡市
岩手県オイルターミナル 釜石油槽所	岩手県釜石市
出光興産 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
出光興産 貞山塩釜油槽所	宮城県塩釜市
ENEOS 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
東西オイルターミナル 塩釜油槽所	宮城県塩釜市
ENEOS 仙台製油所	宮城県仙台市
ENEOS 秋田油槽所	秋田県秋田市
出光興産 秋田油槽所	秋田県秋田市
昭友 秋田共同油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル 秋田油槽所	秋田県秋田市
東西オイルターミナル 酒田油槽所	山形県酒田市
日本オイルターミナル 郡山営業所	福島県郡山市
ENEOS 小名浜油槽所	福島県いわき市
東西オイルターミナル 小名浜事業所	福島県いわき市
出光興産 日立油槽所	茨城県日立市
鹿島石油 鹿島製油所	茨城県神栖市
日本オイルターミナル 宇都宮営業所	栃木県上三川町
出光興産 高崎油槽所	群馬県高崎市
日本オイルターミナル 高崎営業所	群馬県高崎市

製油所・油槽所名	住所
コスモ石油 千葉製油所	千葉県市原市
大阪国際石油精製 千葉製油所	千葉県市原市
出光興産 千葉事業所	千葉県市原市
富士石油 袖ヶ浦製油所	千葉県袖ヶ浦市
ENEOS 市川油槽所	千葉県市川市
出光興産 東京油槽所	東京都江東区
日本オイルターミナル 八王子営業所	東京都八王子市
ENEOS 川崎製油所	神奈川県川崎市
東西オイルターミナル川崎油槽所	神奈川県川崎市
東亜石油 京浜製油所	神奈川県川崎市
ENEOS 京浜油槽所	神奈川県横浜市
ENEOS 根岸製油所	神奈川県横浜市
ENEOS 新潟東港油槽所	新潟県新潟市
出光興産 新潟油槽所	新潟県新潟市
東西オイルターミナル 東新潟油槽所	新潟県新潟市
出光興産 新潟石油製品輸入基地	新潟県新潟市
日本海石油 富山油槽所	富山県富山市
出光興産 伏木油槽所	富山県高岡市
ENEOS 伏木油槽所	富山県高岡市
ENEOS 金沢油槽所	石川県金沢市
東西オイルターミナル 金沢油槽所	石川県金沢市
ジャパンオイルネットワーク 福井油槽所	福井県坂井市
東西オイルターミナル 福井油槽所	福井県坂井市
ENEOS 甲府油槽所	山梨県甲斐市
ENEOS 北信油槽所	長野県坂城町
日本オイルターミナル 松本営業所	長野県松本市
ジャパンオイルネットワーク 松本油槽所	長野県松本市
ENEOS 田子の浦油槽所	静岡県富士市
ジャパンオイルネットワーク 清水油槽所	静岡県静岡市
ENEOS 清水油槽所	静岡県静岡市
出光興産 大井川油槽所	静岡県焼津市
東西オイルターミナル 大井川油槽所	静岡県焼津市
ENEOS 名古屋第2油槽所	愛知県名古屋市
出光興産 愛知製油所	愛知県知多市
コスモ石油 四日市製油所	三重県四日市市
昭和四日市石油 四日市製油所	三重県四日市市
コスモ石油 堺製油所	大阪府堺市
ENEOS 堺製油所	大阪府堺市
出光興産 岸和田油槽所	大阪府岸和田市

製油所・油槽所名	住所
ENEOS 尼崎油槽所	兵庫県尼崎市
ENEOS 神戸油槽所	兵庫県神戸市
出光興産 神戸事業所	兵庫県神戸市
東西オイルターミナル 姫路油槽所	兵庫県姫路市
ENEOS 和歌山製油所	和歌山県有田市
東西オイルターミナル 境港油槽所	鳥取県境港市
ENEOS 水島製油所	岡山県倉敷市
出光興産 広島油槽所	広島県広島市
東西オイルターミナル 広島油槽所	広島県広島市
ENEOS 麻里布製油所	山口県和木町
出光興産 徳山事業所	山口県周南市
西部石油 山口製油所	山口県山陽小野田市
ENEOS 小松島油槽所	徳島県小松島市
出光興産 高松油槽所	香川県高松市
コスモ石油 坂出物流基地	香川県坂出市
太陽石油 四国事業所	愛媛県今治市
コスモ松山石油 松山工場	愛媛県松山市
出光興産 高知油槽所	高知県高知市
日本オイルターミナル 高知営業所	高知県高知市
東西オイルターミナル 北九州油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 小倉油槽所	福岡県北九州市
ジャパンオイルネットワーク 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第1油槽所	福岡県福岡市
出光興産 福岡油槽所	福岡県福岡市
ENEOS 福岡第2油槽所	福岡県福岡市
東西オイルターミナル 佐世保油槽所	長崎県佐世保市
出光興産 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 長崎油槽所	長崎県長崎市
東西オイルターミナル 八代油槽所	熊本県八代市
ジャパンオイルネットワーク 八代油槽所	熊本県八代市
ENEOS 大分製油所	大分県大分市
東西オイルターミナル 日向油槽所	宮崎県日向市
ENEOS 宮崎油槽所	宮崎県宮崎市
出光興産 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市
東西オイルターミナル 鹿児島油槽所	鹿児島県鹿児島市

注)本表は、緊急輸送ルートと接続されている製油所・油槽所を示している。

別表 7-1 海上輸送拠点（受入港）

都道府県	港湾名	都道府県	港湾名
静岡県	清水港	広島県	広島港
	田子の浦港		福山港
	沼津港		呉港
	大井川港	山口県	徳山下松港
			御前崎港
愛知県	名古屋港		岩国港
	三河港		宇部港
	衣浦港		徳島小松島港
三重県	四日市港	徳島県	橘港
	鳥羽港		浅川港
	尾鷲港		高松港
	鵜殿港	香川県	坂出港
京都府	舞鶴港		丸亀港
大阪府	大阪港	愛媛県	松山港
	堺泉北港		宇和島港
	基幹的広域防災拠点（堺泉北港堺2区）		新居浜港
	阪南港		東予港
兵庫県	神戸港	高知県	高知港
	姫路港		須崎港
	尼崎西宮芦屋港		宿毛湾港
	東播磨港		奈半利港
	赤穂港	大分県	別府港
	津名港		大分港
和歌山県	和歌山下津港	宮崎県	津久見港
	文里港		内海港
	新宮港		宮崎港
岡山県	水島港	宮崎県	細島港
	岡山港		油津港
	宇野港	熊本県	八代港
		鹿児島県	鹿児島港
			志布志港
			川内港